

第七章 戦後の大学生活と学生運動

解題

一 学生生活

敗戦直後の学生生活における最大の問題は、物価高騰などによる経済的困窮であった。一九四八年実施のアルバイト実態調査(一)によれば、学生たちは生活のため、アルバイト探しに懸命であったが、約五割が肉体労働であった。学生寄宿舎は一九四八年には、募集人員の七、八倍の競争率となり、京大中の最難関と呼ばれた(二)。一九五一年、保健診療所はアルバイト学生の栄養状態改善の必要性を強く訴えている(四)。一九五四年には、アルバイト対策委員会による家庭教師の紹介活動も行われていた(五)。しばらく後の一九六八年度には、学生部厚生課が斡旋した家庭教師の件数は、三七二件にのぼっている(八)。

一九四七年の創立五十周年記念祝典週間行事(五〇一頁(五))を契機として、一九四八年、学生祭(三)が同学会(四九六頁(三))の主催で開催され、様々な体育・文化行事が行われた。大学側も授業を二日間休止してこれに協力した。翌年からは、文化行事中心の秋季文化祭が同学会主催で行われるようになった(六)。一九五三年からは、「二一〇月祭」の呼称も使われるようになった。

一九五六年、学生懇話室が学内措置で開設された。転学部、留年、休退学、自殺などの修学上の諸問題を学生が自主的に解決できるようにするため、全国の大学に先駆けてカウンセリングの手法による個人相談が行われた(九)。最近の来談者数は、一九九七年度で五一八名であり、のべ三一六三回の面接相談が行われている。なお、一九九八年六月一日、学生懇話室からカウンセリングセンターへの改組が行われた。

一九六七年、教養部の多人数教育の欠陥を補うため、教養部生の希望者を対象とした宿泊研修が行われるようになり、見学とミーティングを通して教官と学生との交流が図られた(七)。この宿泊研修は一九九二年の教養部廃止までの二六年間続けられ、通算三四三回開催された。

京大で学ぶ留学生の数は一九七〇年代末には二百数十名であったが、一九八〇年代に急増し、一九八六年には五〇〇名を超えている。こうした中で、受け入れ施設や下宿の大幅な不足は、留学生の生活上、深刻な問題となっていた(一〇)。

一九五三年より学生部によって行われている学生生活実態調査の結果から、出身地、収入、修学状況などの変化を知ることができる(一一)。

二 敗戦から一九六〇年代中葉までの学生運動

〔授業料問題〕

敗戦直後の学生運動は、生活を守るためにスタートした。一九四八年二月、文部省による授業料三倍値上案が発表されると、全国的な反対運動が盛り上がった。四月二十八日には、国立大学自治連盟代表者会議において京大代表の提案による授業料不払い決議が採択されている(一二)。

この授業料問題などをきっかけに、一九四八年九月一日、全国の一四五大学によって全日本学生自治会総連合(以下、全学連と略)が結成された。同学会は同年一〇月一日、京大の学生自治組織の代表として全学連への加盟を決定したが、以後は脱退と再加盟をくりかえすこととなった。

〔大学法問題〕

文部省は、一九四八年一〇月にまとめた大学法試案において学外者を含んで構成する「管理委員会」案を示した。これに対して全国の大学で反対運動が行われたが、京大では学生大会決議、代替案作成などの運動が展開された(一三)。

〔厚生女学部卒業生不採用問題〕

一九四九年四月、医学部附属医院は同医院への勤務を希望していた厚生女学部卒業生三三名の内一〇名を不採用とした。これを不服とする不採用者六名がハンガーストライキを開始したが、交渉現場に戦後初めて警官が入り学生三名が逮捕される事態となった(三二)。さらにこの問題は、全学連全国大会会場の使用許可をめぐる問題に結びつき、総長室前での座り込みに対して警官隊が導入された(四)。この事件の後、同学会は全学連を脱退した。大学側は、事件に関係した学生のうち二名に放學、四名に停學の処分を行った。

〔レッドパージ反対運動〕

同学会是一九五〇年四月に全学連に再加盟し、サンフランシスコ講和条約締結問題およびレッドパージ問題をとりあげて活発な運動を展開した。同年一〇月一六日、学生ストライキを禁止する告示第九号(五)が出されたが、一〇月二一日、学生たちはレッドパージ粉砕の決起大会を行い、告示第九号に抗議して「ストライキの決意をもって闘う」ことを決議した(六)。これに対して大学側は同日付で大会責任者に対する二名停學、二名譴責の処分を行った。

〔前進座事件〕

一九五〇年一一月二二日、同学会演劇部が革新的演劇集団であった前進座の俳優を迎えて講演会を開催しようとしたが、これに対して警察が警官隊を派遣し、学生たちともみあいとなった。一一月二五日および二七日、同学会は抗議の学生大会を大学側の禁止にもかかわらず強行するとともに、デモ、座り込み、川端署への抗議などの激しい活動を行った(七)。この事件に関連してのべ四四名もの学生が処分され、うち四名が放學処分を受けた。

〔天皇事件〕

一九五一年一一月二二日、天皇が京都府視察の一環として京大に來學した。本部本館前広場に学生・教職員約一〇〇名が迎える中、視察は予定どおり一時間足らずで終了したが、天皇の本館入場後、プラカードを掲げた学生たちが中心となって、天皇の車を取り囲み「平和の歌」を高唱する事態となり、大学の依頼により警

官隊が現場整理にあたった(一一)。またこの日、同学会は天皇に対する「公開質問状」(八)を学内で配布した。この事件に対して「天皇への無礼と京大の責任」(『京都新聞』一九五一年一月二三日)などにみられるような社会的非難が向けられた。同学会は、市民向けのピラ「京大行幸事件の真相と同学会の態度」(九)を作成して学生側の主張を伝えようとした。大学は一月十五日、同学会に対して、解散を命じた(一〇)。

〔全日本学園復興会議会場問題、荒神橋事件〕

一九五三年六月に同学会は再建されたが、九月には同学会委員長が全学連委員長に選出され、一月、アメリカ占領下で破壊された学園の復興闘争を進めるという目的による全学連主催の全日本学園復興会議が京都で行われた。この会議の会場使用許可をめぐって大学と学生側が対立し(一二)、不許可の教室を使用したという理由で、放學一名、無期停學三名、譴責二名の処分が行われた(一四)。また期間中、学生デモ隊と警官隊が鴨川荒神橋で衝突し、多数の学生が河原に転落して怪我をするという荒神橋事件も起きた(一二)。

〔第二次瀧川事件〕

一九五五年六月、創立記念行事をめぐる大学と同学会との交渉が決裂し、瀧川幸辰総長が総長室に閉じこめられるという事件が起きた(一五)(一六)。この第二次瀧川事件によって、同学会は再び解散命令(一七)を受けるとともに(一九五九年六月に再建)、八名が停學処分(内、無期停學一名)を受けた。また二名の学生が暴行などの容疑で逮捕起訴され、裁判が行われた(一九五八年四月一六日判決、罰金刑)。

なお、この事件後、学生運動に対する処分中心の輔導方法に見直しの動きがあり、一九五六年の学生懇話室開設などへつながった。

〔安保改定問題〕

一九六〇年五月、国会において日米安全保障条約改定批准案が強行採決されると、国民的規模で反対運動が盛り上がった。京大においても四月より一〇〇〇名規模の学生集会が行われ、五月二六日には教職員を含めた創立以来初の全学大会が開かれた(一八)(一九)。さらに六月中旬から下旬にかけては全学部でストライキが行

われ、正常な授業が行われない状況となった。こうしたなかで、大学では六月一日の創立記念式典を中止(二〇)するとともに、議会主義と民主主義のすみやかな確立などを求める平沢興総長の談話(二二)を発表した。大学側は、このときのストライキに対しては警告のみにとどめ、処分を行わなかった。

〔東南アジア研究センター問題〕

東南アジア研究センターは、一九六三年一月に学内措置として発足し、一九六五年に法制化されたが、設立の前後にアメリカのフォード財団から多額の資金援助を受けていた。これに対して、東南アジア侵略への協力であるとして、学生の反対運動が行われた(二三)。一九六九年五月二日の評議会において、東南アジア研究センターは、フォード財団からの研究奨学金三〇万ドルの受け入れ承認を求めたが(二四)、この議題は奥田東総長によって撤回された。

〔大学管理法問題〕

一九六二年、政治的暴力行為防止法案反対運動につき、大学管理法案に対する反対運動が盛り上がった。六月以来、教職員も巻き込んだ反対運動が行われたが、一二月、同学会は、「全学閉鎖」方針を提起して教職員、学生対象の一人投票を呼びかけた。投票の結果、「全学閉鎖」は否決されたものの、六学部でストライキが行われた(二五)。これに対し大学は、同学会三ヶ月活動停止処分、停学九名の処分を行っている。全国的な反対運動の高まりの中で、翌年一月、政府は国立大学運営管理法案の国会提出を取りやめた。

〔自衛官入学問題〕

一九六四年、大学院工学研究科に二十数名の現職自衛官が入学したことが明らかになると、これを軍事研究への協力であるとして学生の反対運動がなされ(二六)、一九六七年には全学ストライキや奥田総長との「団交」に発展した(二七)。結局、自衛官入学に関して「各学部においては、慎重に考慮する必要がある」との総長見解が部局長会議で了承され、事実上、自衛官入学拒否の方針が確認されることとなった(二八)。

三 大学紛争とそれ以降の学生運動

「大学紛争」

東京大学における紛争と同様、京大でも医学部における登録医制度反対運動が大学紛争の発端となった。一九六八年二月一三日、医学部では無期限ストライキに突入し、医学部卒業予定者のほとんどが卒業延期となった(一)。ストライキは六月まで続いた。

一九六九年の全学的紛争の直接のきっかけは、同年一月の寮闘争委員会による学生部封鎖であった。大学側と寮生(寄宿舎生)たちは一九五〇年代より、管理規則などをめぐって対立を深めていたが、一九六九年一月十五日、吉田寮・熊野寮の寮生からつくられた寮闘争委員会と奥田総長との間で増寮問題などをめぐる「団交」が決裂すると、寮闘争委員会は翌一六日より学生部封鎖を開始した(二)。

この学生部封鎖に関して奥田総長は所信を表明し、外部の力による解決を避けて京大内部で解決するという態度を表明するとともに、教官、職員、学生に対して協力を呼びかけた(三)。職員組合、同学会、院生協議会、生協、生協労組からなる五者連絡会議は、一月一八日、一九日の奥田総長との「団交」において、学生部封鎖の実力解除など六カ条を要求した(四)。これに対して大学側はあくまでも説得による解決を主張し、実力行使には慎重な態度をとった。

一月二日には本部構内で学生部封鎖支持派による全国学園闘争勝利全関西総決起集会が予定されていたが、これに対して大学側は、学内の混乱拡大を防ぐため学外者の立ち入りを固く禁止する方針を固め、一月二日当日は大学から支給されたヘルメットをかぶった多数の教職員、学生が各門を固め、門の周りにバリケードを築いて学外者の入構を阻止した。「京都大学のみなさんへ(五)」と題する大学の配布物は、このときの大学の方針が翌二日に改めて表明されたものである。

一月二日夜、五者連絡会議を中心とした封鎖実力解除を主張する学生らが放水などによる行動を開始し、翌二三日午前には学生部封鎖を解除した。大学は学生、教職員に対する事態の説明のため、一月三日、二四日、二五日に時計台前で全学緊急集会を開催した(六)。

一月二五日から二七日にかけて、封鎖支持派の全学闘争委員会準備会（一月二一日結成、のちの全学共闘会議）と奥田総長との間で「団交」が行われた（八）。全学闘争委員会準備会は、封鎖問題に関する大学側の自己批判などを求める八項目要求（七）を総長に提示したが、計三八時間に及んだ交渉は、物別れに終わった。この後、封鎖問題に関する大学の態度への反発は、二月前半にかけての医・文・工学部および教養部の無期限ストライキ開始へと広がっていくことになった。

封鎖解除派の中心であった五者連絡会議は、一月二八日、封鎖解除後の方針として、「当面の民主化要求（九）」を表明し、大学自治擁護と学内民主化などを訴えた。

封鎖解除後も封鎖支持の全学共闘会議（以下、全共闘と略）派と五者連絡会議を中心とする勢力は、対立を深めていき、二月一四日未明には教養部代議員大会開催をめぐる四時間半にわたって両者が衝突し、双方に多数の負傷者が出た。この事態に対し、奥田総長は二月二〇日に声明「全京大人に訴える」（一〇）を発表した。二月二六日から二月二七日にも、本部封鎖をめぐる負傷者が出た。学生部封鎖を含む三度の衝突による負傷者数が、大学によって調査されている（一一）。

実施を危ぶまれていた三月の入学試験は、試験会場をすべて学外に移し、警察の厳重な警戒体制の中で実施されたが、新学期になっても紛争の勢いは弱まらなかった。四月一日に行われた入学式は、全共闘派学生の乱入により、わずか一〇秒で終了した（一二）。また、四月三〇日には、中央教育審議会の答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」が出され、それにもとづいて政府は、五月二三日に「大学の運営に関する臨時措置法案」を国会に提出した（八月七日公布（資料編一、五四頁））。紛争は、こうした大学立法への動きに対抗して活発化、長期化の様相を見せていった。全共闘派の学生は、五月一四日の医学部構内封鎖（附属病院を除く）に続いて、翌一五日に学生部の建物を再封鎖し、さらに本部構内や北部構内の建物へも封鎖を拡大させていった（一四）。結局、相当数の建物の封鎖と教養部、医学部などの門のバリケード封鎖は、九月まで継続した。五者連絡会議は、大学立法の動きに対し、五月二三日に一万人集会を計画するなど、反対の姿勢を

示すとともに、全共闘派学生による封鎖拡大の阻止を訴えた(二二)。

奥田総長は、話し合いによる紛争の解決を目指し、警察力の導入には慎重な姿勢をとってきたが、九月二〇日、学内正常化のために警察力を導入することを最終的に決断した。九月二一日、奥田総長の要請によって機動隊員約二〇〇〇名が導入され、文・教育・医・工・農の各学部と教養部の封鎖が全面的に解除された(二六)。同日、奥田総長は揭示で「封鎖解除に当たって全京大人に訴える」を発表した(二五)。全共闘派学生が立てこもった本部本館の時計台も翌二二日に封鎖解除され、立てこもっていた八名の学生が逮捕された(一九七八年九月二五日有罪判決)。こうして学内の門・建物の封鎖が八ヶ月ぶりに全面解除された。

一〇月一日には、教養部の授業が法・経済・理・工学部の教室を使用して再開され、一〇月一五日からは授業の場所が教養部構内に戻った(二七)。なお、教養部の授業再開に際しては、様々な改革がなされた(七一頁(二六)・七一頁(八))。

文・医・農の三学部では、授業再開まではなお時間を要したが、一九七〇年一月八日、最後までストライキが続いていた医学部でスト解除が決議され、ようやく全学が正常化した(二八)。

〔竹本処分問題〕

全国的規模での大学紛争は一九六九年末までには大部分沈静化していったが、京大では一九七〇年代も竹本処分問題を中心とした紛争の余波が続いた。

一九七三年一月一日、経済学部教授会で、新左翼運動の理論家であった竹本信弘助手に対する分限免職処分が決定され、評議会への上申を経て、一月一六日の評議会において審査開始が決議された(二九)。処分の理由は、竹本助手が一九七二年一〇月以降無断欠勤と行方不明の状態が続いているというものであった。これに対して文・経済・理学部などの全共闘派系学生は、教官には校外勤務の慣行があること、また竹本助手が出動できない原因は埼玉県朝霞の自衛官殺害事件に関連したフレームアップによる全国指名手配であることなどを理由に、この処分が政治的処分であるとしてストライキなどの反対運動を展開した(二〇)。こうした状況の中

で、一九七四年二月一八日の評議會で、審査の一時休止が決定された。

一時休止された評議會での処分審査は、一九七七年二月一日に再開された。一部の教官を含む学生からの批判〔二二〕があがっていたが、休止前二六回、再開後一七回にわたる審査評議會の末、六月一八日の評議會において、竹本助手の免職処分が可決されるに至った〔二三〕。この評議會決定後も、学生や教官有志による施設占拠、総長室前座り込みなどの抗議活動がなされ、一九七七年度末まで学内の混乱状態が続いた。

〔学寮問題〕

大学紛争後、文部省は全国で学寮が紛争の一要因となった点を重視して、大学側の管理責任の明確化や老朽寮廃止などを各大学に求める方針をとっていた。京大でも竹本処分問題後の一九七九年頃より、大学側は学寮管理の徹底や、老朽寮問題などに関して積極的な姿勢をとりはじめ〔二四〕、一九八二年九月には、北川善太郎学生部長より学寮管理問題と老朽寮問題に関して具体的措置をとる方針が表明された〔二五〕。この方針に基づいて二月一四日の評議會において、吉田寮（東寮および西寮）の在寮期限を一九八六年三月三一日とすることが決定されたが、寮生側からは、評議會会場前での座り込みなどの抗議行動が行われた〔二六〕。以後、寮生らによって、「アピール 寮闘争に連帯を」〔二七〕に見られるような寮自治貫徹と在寮期限撤回を求める運動が、一九八〇年代末まで継続的に行われた。大学側も「京都大学らしい」解決策を追求して、在寮期限の執行に関しては、寮生の強制的追い出しをせずに寮生側との交渉を継続する方針をとるようになった。結局、一九八九年になって、大学側と寮生側は入寮者名簿提出、西寮の撤去および東寮の存続・補修などで合意に達し、四月一八日の評議會において、在寮期限設定に関連したすべての措置の終了が承認され〔二八〕、在寮期限問題は解決した。竹本処分問題以降、全学的規模の学生運動がほとんど見られなくなった中で、学寮問題は一九八〇年代に最も学内の注目を集めた学生運動であったといえるだろう。

一 学生生活

一 内職実態統計 肉体的労働ほぼ同数 最高給は速記宝くじ (三五)

一九四八(昭和二三)年二月二日

内職実態統計 肉体的労働ほぼ同数 最高給は速記宝くじ

京大厚生課ではこのたび京都大学における昭和二十二年四月より十二月に至る期間の学生アルバイトの実態を統計した結果次の数字をえた

一、重労働 短期(二週間以内) 1、開墾 2、伐採 3、地ならし 一八 計二六 長期(二週間以上) 1、開墾 二

二、中労働 短期 1、運搬 八三 2、雑役 二二 計九五 長期 1、運搬 六 2、雑役 八三 3、製造 一三 4、仕上 一〇 5、販売(氷菓) 四二 6、進駐軍労働 四七、機械手入 六二 計二一八

三、軽労働 短期 1、速報補助 一九 2、選挙労務 七五

3、発売 三八 4、販売 一三 5、監視 二五 6、映画

エキストラ 二五七 7、ポスター貼り 四 8、連絡員 三 9、宝くじ売捌 一五 10、包装作業 二 計四五一 長期 1、選挙労務 二一 2、三角くじ売捌 五九 3、進駐軍労務 四 4、文選 二一 5、氷菓製造 六〇 6、調理人 七 7、夜警 一 8、組立 二〇 9、販売 一七 計二二五 以上肉体的労働総計 一〇一七

四、知的労働 短期 1、事務 四六 2、速記 六 3、調査 七七 4、外交員 三 5、筆耕 二 6、製図 一八

7、印刷 四 8、図書整理 三 9、タイム掛 八 計一六

七 長期 1、事務 八一 2、外交員 二五一 3、家庭教師 一五 4、図書整理 三 5、販売契約 九六 6、筆耕 三 7、集金 八九 8、講師 四 9、広告部員 七

10、通訳 一〇 11、実験助手 七 12、図面整理 三 13、編集 三 14、図書転換 六 計三九八 知的労働総計 五六

五、総計 一五二八 右のうち最も高給を支給されるのは速記であり一日三時間程のアルバイトで五百円ぐらいである、普通の速記者は時間給三百円が相場というから、案外安い賃金と言わねばならぬ、次に稼の高いものは宝くじ、三角くじの歩合制売捌きでうまく行けば一日百五十円になる、デスクワークでは最近最高日給八十円があり、映画エキストラも一日六十五

円と相場がきまつていようだ知的労働日給六十三円肉体同六十七円平均六十五円となつてゐるがこの期間の貨幣価値の下落により実質的報酬はかえつて少くなつてゐる、このような賃金の平均を一昨年末と昨年末を概括して比較すると昭和廿一年十二月で肉体労働日給三十一円、知的同二十円、平均二十五円となつてゐる

なお昨年一月より十二月に至る京大学生で厚生課を通じて内職アルバイトをなしたる学生数学部別割合は左の通りで、これら以外に内職アルバイトをなした学生数は恐らくこれを凌駕するものと思える(カツコ内はパーセンテージ)

法五九二(三三) 医一〇五(五) 工三四四(二七) 文二二五(二三) 理一一三(六) 経三八〇(一九) 農一二七(七) 医專四二(二) 総計一九二八名(一〇〇%)

二 めぐまれた設備 とぞすせまき門

一九四八(昭和二三)年五月二日

〔三五〕

めぐまれた設備 とぞすせまき門 京大

吉田近衛町の京大学生寄宿舎は、その組織においてその設備において(更に舎生の語るところによればその人材においても)全国一と称せられてゐる

南、中、北の三寮に別れ、各寮毎に四十室で室は八畳、六畳の二種あり、各室一人づつである。更に食堂、図書室、応接室、娛樂室、茶室、会食室、事務室、守衛室、小使室等が附屬しており、また各室には夫々、机、椅子、火鉢等の備付もある

また内部の組織は完全な自治組織で各寮毎に総務、これに庶務、炊事部、文化部、鍛鍊部の各部委員が組織せられており、総務は寮内の総理に、庶務は庶務一般および会計をつとめ、炊事部は図書室、電蓄の管理および文化運動一般を、鍛鍊部は寮生運動会や遠足、さらに中庭の耕作等と、各部とも活発な活動をなしている

さらに規約の改正、その他の重大問題を決議する機関として評議委員会、全寮大会等の決議機関があり、デモクラチックに全寮の運営が行われている

部屋代は甲室(八畳)十六円、乙室(六畳)十二円で食費は四〇〇円、自炊維持費一〇〇円程度、更に共同拠金、各寮基金電気料その他の雑費等全部で一ヶ月に寮に納入する金額は大体七百円見当である

なほ、この寄宿舎に入るには、厚生課長、各寮総務、および詮衡委員による厳重な入舎詮衡があり、面接、体検が行はれる

現在寮生は定員通り百二十名でこれを各学部別に見れば、医学部の三〇名を筆頭に法学部二十五名、工学部二十四名、経済学部十六名、農学部十一名、文学部八名、理学部六名の割である。

もちろん、七千七百五十名の全学々生の比からすれば到底この寄宿金^(マナ)は現在の学生の宿舍難を緩和す□役割は果し得べくもないが、近年では毎学年始め毎に行われる詮衡^(るか)には募集人員の約七・八倍の入舎希望者が殺到し、京大の中、何れの学部も到底およばぬ競争率で京大中の最難関として激戦^(う)がくり返されている

三 京大学生祭スケジュール

〔三五〕

一九四八(昭和二三)年一月二十五日

京大学生祭スケジュール

- 【十月二五日】(9—16)全学ヨット大会(柳ヶ崎)
- 【十月二八日】(9—16)全学軟式庭球大会(百万辺コート)
- 【十月二九日】◇講演(13—15)出隆、(法経三)◇音楽演奏及合唱(13—18)本部二階大ホール◇全学軟式庭球大会決勝戦(9—14)百万辺コート
- 【十月三〇日】◇講演(13—15)松田智雄(法経二)◇講演(13—15)木原均(法経三)◇全学卓球大会(9—16)学生集会所◇マンドリン五重奏(15—17)本部二階大ホール

【十月卅一日】◇全学大運動会(10—15)農大グラウンド◇新制高等学校招待弁論大会(10—16)法経一◇講演(13—15)滝川幸辰(法経二)◇能(12—16)今村知史外(ウガクドウ)◇音楽「木琴独奏」平岡養一(16—17)(本部二階大ホール)◇映画「ヘンリー五世」(法経四)

【十一月一日】◇電気工学通俗講演(12—15)法経四◇全学野球大会(9—15)学部対抗(農大グラウンド)◇国際映画コンクール(10—17)法四◇音楽(17—19)合唱及独唱、中山梯一(華頂会館)◇地震展(9—16)◇学生々活及学生研究発表(以後会期中全期)法経教室◇美術部作品展(以後会期中全期)法経教室◇図書館展(図書館)◇音楽会(13—15)ピアノ井口基成(大ホール)◇合唱(10—12)青共(本部二階大ホール)◇電気工学科創立記念特別展(電気工学教室)

【十一月二日】全学野球大会(8—16)学部対抗及部局招待(農大グラウンド)◇講演(13—15)正倉院の薬物について(法経二)◇音楽(16—18)関西交響楽団演奏(本部二階大ホール)◇国際映画コンクール(16(9—16)法経四)◇法律相談(9—16)河原町四条有信法律相談部◇全京都大学高専英語弁論大会(13—16)法経三

【十一月三日】◇全学野球大会(9—16)農大グラウンド◇全学相撲大会(9—16)百万辺土俵◇講演(13—15)末川博、木原均(法経三)◇音楽(14—16)ヴァイオリン独奏、辻久子(大ホール)◇演劇「雪」眞船豊作上演(15—17)大ホール◇箏曲演奏(13—15)大ホール◇音楽(10—16)華頂会館◇国際映画コンクール(9—19)◇法律相談(9—16)本部玄関前

四 アルバイト学生に給食を 激減する体重に学健が警告

一九五一(昭和二六)年一月三日 (三五)

アルバイト学生に給食を 激減する体重に学健が警告

京大生の健康が最近いじりしく低下、とくに全学生の三分の一におよぶアルバイト学生がほとんどんやせ衰え、本人も気づかぬうちに結核にかかっていると京大保健診療所長(高木)宮田博士は十三日学内に警告「全般的に京大生の結核患者は増加の道をたどっており、ことにアルバイト学生の苦しい生活は見るにしのびない、小学生在が給食によって健康をとりもどしているのを見ると、夜間高校生の給食からさらにアルバイト大学生に是非給食してやりたいと切に思う」

と語っている

昨年行つた六千八百名の身体検査の結果では平均体重五四・九キロで全国学生平均より一キロ少く、昨年末検査した百八十一名のアルバイト学生の平均体重は五三・四キロで全国平均より二・四五キロも少なかった、五〇%のアルバイト学生は体重をすりへらして勉強、増えているものは二八%しかなく、結核におかされているものが十名もあつた

五 アル対活動活発化 有能な家庭教師を紹介します

一九五四(昭和二九)年五月二四日 (三五)

アル対活動活発化 有能な家庭教師を紹介します

「ありあまる才能をもちながら学資難のために、十分な勉強ができず、中には明日の食のために血まで売って、歯をくいしばり学業をつづけている(中略)私たちの学友は、それぞれ優秀な才能をもつた京大生です、皆様のこ子弟の勉学につき(中略)ご希望に応じうる学生を紹介できる用意をして待っていますから、どうか左記へご相談下さるよう(後略)」

京大厚生課

京大アルバイト対策委員会」
右のようなピラがこのほど京大アルバイト対策委で作られた。

窮迫する学生生活の中で「学生らしいアルバイトの開拓のため、京大アルバイト対策委は三月以来活動をつづけてきたが、育英会の調査にもみられるように学生の多くが、家庭教師を希望しているところから、家庭教師の開拓を当面

の目標に決定、同学生会厚生部、親学会谷口公三君(経五)を中心に市内小、中、高校のPTA総会などに出席、家庭教師の利用申込を行ってきたものである。なおこのピラの裏面には報酬基準(週二回、二時間)が例示されており個人教授 小、中校生、千五百円以上、高校生、二千元以上、グループ教授 小、中校生(三人の場合)八百円以上、高校生(同)千円以上などが記されている。

六 京大文化祭参加行事一覧表

一九五七(昭和三十一年)一月 「七九」

京大文化祭参加行事一覧表			
月日	時 間	行 事	講 師 其 他
一一・一四	一〇・〇〇～一二・〇〇	開 会 式 開会の辞 大迫準備会委員長 記念講演会 挨拶	学生部長 木村作治郎 教授 吉川幸次郎 助手 吉田 光邦
一三・〇〇		①「中国文学の進歩」 ②「砂漠と文明」 教育学部講演会 ①教育公務員の勤務評定について	教授 池田 進 教育学部自治会 教育学部熊野校
			文化祭準備会
			場 所 法経第四⑬

一五・〇〇〇一・二〇・〇〇 一五・〇〇〇一・一六・〇〇 一六・〇〇〇一・一七・〇〇 一七・〇〇〇一・二〇・〇〇	②東南アジアより帰つて—スライド使用— レコードコンサートと講演の夕べ 第一部 シャンソンの部 第二部 講演会 「経済学と文学」 第三部 クラシック音楽の部 ベートーヴェン 交響曲第六番「田園」 ガーシュイン ラプソディ・イン・ブルー モーツァルト ギーゼキングを偲ぶ作品 集から バツハ トツカータとフーガ ニ短調 京大音楽祭 映画会 〔砂川・流血の記録〕〔真昼の暗黒〕 映画会 〔青春の音〕	教授 相良 惟一 教授 穂積 文雄	経済学部同好会 法経第七⑭ 舍① 京大合唱団 大ホール⑫ 吉田分校自治会 西部講堂⑩ 映画部 西部講堂⑩
一一・一五 一三・〇〇〇一・二〇・〇〇 一三・〇〇〇一・二三・四五 一四・〇〇〇一・四・五〇 一五・〇〇〇一・五・四五 一五・五五〇一・六・二五 一七・〇〇〇一・二〇・〇〇 一一・〇〇〇一・九・〇〇 一三・〇〇〇一・七・〇〇	演劇コンクール 第一日 魚紋(放送劇) 田井洋子作 祝い日 内木文英作 バラ(放送劇) 森本 薫作 二十二夜待ち 木下順二作 華々しき一族 森本 薫作 京大学生能 ユネスコ学生クラブ講演会 「道徳について」	教授 高坂 正夫 " " 大島 山 定一	薬学 薬学 吉田 S I 科 薬学 吉田 M I 科 グループ四季 京大観世会 狂言研究会 ユネスコ 学エクスプロ 法経第七⑭

第7章 戦後の大学生活と学生運動

一・一六	一三・〇〇—二〇・〇〇 一三・〇〇—一六・〇〇 一六・二〇—一七・一〇 一七・三〇—二〇・〇〇 一〇・〇〇—一二・〇〇	演劇コンクール 第二日 あつぱれクライトン J. Mバリー作 還魂記 飯沢 匡作 夜の来訪者 プリーストリアイ作 ユネスコクラブ映画会 〔黒部峡谷〕(動物園日記)
一・一五	一三・〇〇— 一一・三〇—一七・〇〇 一三・〇〇—一六・〇〇	尺八演奏会 一般講演会 “現代の科学と芸術” ① 自然科学 ② 社会科学 ③ 芸術
一・一四	一三・〇〇—一四・三〇 一三・〇〇— 一四・三〇—一六・三〇 〔A.V.〕 七・〇〇—一八・〇〇 一八・三〇—	教育映画会(教室の子供達) 他 映画会(伸びゆく文化) 他 英語弁論大会 京大心茶会練成茶会 京大交響楽団第八二回定期演奏会
一・一七	一一・三〇—二〇・二〇 一一・三〇—一三・二〇 一三・三五—一五・〇五 一五・二〇—一六・〇〇	演劇コンクール 第三日 国境の夜 秋田 雨雀作 路上 チェーホフ作 英語を話せばこの通り
		教授 田村 松平 助教授 河野健二 講師 多田道太郎
E. 吉田 E2 L1	吉田 L2 座	英文科 吉田 L2 座
E. 松井ゼミ	京大ユネスコ学生クラブ 京大美術研究会 京大観風会 文化祭準備会	西部講堂⑩ 文学部第一講義室⑪ 吉田分校新徳館⑨ 法経第四⑬
	教育学部自治会 繊維化学科 E. S. S 京大心茶会 京大交響楽団	教育学部能野校舎① 工学部共同講義室⑮ 法経第七⑭ 大徳寺山内高桐院 大ホール⑫
		西部講堂⑩

教室開放・展示	内容及び日時	主催団体	場所
理学部 極微の世界展 生活の化学展 動物学教室の現状 教室開放・幻灯・天体観望(一四日～一七日、天体観望は一六日昼夜・一七日昼)	(一六日・一七日) (一四日～一七日) (一四日～一七日) 物理学科 化学科 動物学科 宇宙物理学科	物理学教室 化学新館 動物学教室 宇宙物理学教室	①② ①③ ②④
一六・一〇一～一七・〇〇 一七・二〇一～二〇・二〇 一三・〇〇一	トリストアンベルナル作 結婚の申込み 伊賀山昌三作 華々しき一族 森本 薫作 自然科学通俗講演会 ①「科学としての性問題」 ②「中国見たまま」 教育映画会(段々島の人々) 他 映画会(レーヨンの化学) 他 スライドによる京都古美術観賞 京大音楽研究会第一三回定期発表会 フオークダンス講習会 バッハの作品による 新ピアノグループ演奏会	大阪市大教授 朝山 新一 助教 徳田御稔	国文 看護学校 T4クラブ 理学部自治会 教育学部自治会 繊維化学科 京大美術研究会 京大音楽研究会 京大フオークダンスクラブ 京大音楽研究会 大ホール⑫ 近衛中学校々庭 大ホール⑫

第7章 戦後の大学生活と学生運動

[illegible]

一二・一三
一五

演劇 ウーニヤ叔父さん

チエーホフ作 劇団創造座 西部講堂

〔注〕 原文は横書き。

七 課外セミナー開設

一九六七(昭和四十二年)一月一日
〔三八〕

課外セミナー開設

教養部では、一回生の希望者を対象として、今回はじめて、課外のセミナーが開かれることになった。その目的は、入学してまだ日が浅く、したがって生活の上でも、勉学の上でも、不安定な新入生に対して、大学生としての自覚をもつための手がかりを、少しでも与えたいということにある。実施にあたっては、数人の教官と比較的少数数の学生とでグループをつくり、京都近郊に一泊旅行を試みる方法をとった。セミナーの内容は、教官と学生とが短時間ながら生活を共にすることによって、相互に親近感を持ち、それを基盤として、学生生活の問題、学問の問題、社会の問題などを腹藏なく論じあうことに主眼をおいたが、一方では、教官の専門、地域の特性に応じて、適当な見学や講義も織りこむことにした。

とりあえず夏季休暇までに、教養夏季セミナーとして、三つのグループが活動した。左にそれぞれの実施結果を記しておく。

第一グループ

七月一日(土)午後二時、大学のバスで教養部を出発、洛北古知谷の阿弥陀寺へ向かう。参加者は、教官、上野照夫(芸術学)白井竹次郎(独語)平野実(生物学)学生十七名、事務職員四名、計二十四名。他に羽田教養部長及び柴田実教授(国史学)が初日だけ参加した。

阿弥陀寺では、三時半から六時までの間に、教官の次のような話と、教官、学生個々の自己紹介とがあった。話は、柴田教授の、セミナーの主旨、大原一帯の歴史的、宗教的立場からの説明。羽田部長の、自分の学生時代の勉学の想い出、夏休みの意義について。白井教授の融通念仏における融通の概念の人生論的解釈、それとキリスト教の愛との関連性。上野教授の、大原の美術の宗教的意義などであつ

た。

入浴、夕食後、七時から全員で、学生生活の諸問題について懇談した。問題意識を早く持ちたいが、そのためのきつかけを教官から与えてほしいという意見と、それに対する反論、そのほかもつばら学習上の手近な問題がいろいろ出た。八時半から、平野教授の「ボルネオにおける調査旅行談」があり、スライドを用いて、植物の生態、風俗など、興味深い内容が紹介された。十時終了、就寝。

翌二日は早暁より大雨。予定では、九時から十一時まで、植物の野外研修を行なうことになっていたが実施できず、朝食後、本堂安置の諸像を拝観して、そのあとは、教官がそれぞれ適宜に学生と懇談した。十一時昼食ののち、雨の中を下山。三千院へ向かい、往生極楽院の建築、阿弥陀三尊その他を上野教授の解説をききながら見学、午後二時予定を終了して帰学した。（上野記）

第二グループ

夏季セミナー第二グループは心理学教室の教官が中心となつて企画されたものである。参加者は学生16名に事務担当者2名と心理学の中島誠助教授と滝本和子助手、教育学^{（加藤）}の寛田助教授であつた。

7月10日午前9時にバスで教養部を出発して、滋賀県南

郷の近江学園に向かった。近江学園は精神薄弱児のための施設である。学園教官の説明を聞いたあとで、収容児童の作業状況や施設の現況を見学した。

正午頃、近江学園を出発して、石山寺附近で中食をとり、午後一時すぎに、次の見学場所の大津市にある第一びわこ学園についた。第一びわこ学園は重症心身障害児のための療育施設であり、収容児童は脳にいろいろの障害をうけて精神発達もおくれ、しかも身体の不自由な子どもたちや、精神発達がおくれているうえに、さらに、てんかんや精神病的な異常があり医学的な管理を常にする子どもたちである。もつとも、収容児童といつても、すでに年令は18才ぐらいで、なお外見は2才前後という療育児もいるのである。ここでも、施設、療育、生活などについて、奉職の先輩より詳細に説明を聞き、見学をさせてもらった。この見学についての感想は、それぞれ異つたと思うが、いかなる感想であつても、やはり見学した人でないとわからないといえるほど深刻なものであり、帰途、学生諸君の話では、ともかく猛烈なショックをうけたことは共通しているであらうということであつた。

午後5時前に、大津皇子山のユースホステルにつく。午後7時より10時近くまで討議をする。主題は本日の見学に

ついでであつた。あまり深刻な施設の見学であつたために、重症心身障害児の日本における諸問題から、生と死の問題、その他、途切れることなく学生諸君相互と教官たちとの間に討議が行なわれた。翌朝、再び前日の問題と学生生活の問題についてそれぞれの意見をのべて討議をおこなつた。

午前十一時半、ユースホステルで解散した。(寛田記)

第三グループ

七月十日朝、第三グループに参加した十五名の学生諸君と二名の世話係の事務職員、そして藤岡教授(人文地理学)^(英)、繁沢助教授(地学)と原田助教授(生物学)とで満員になったマイクロバスは、湖東へ向かつて出発した。前夜の集中豪雨で比叡山への道は通行不能との情報で、急に予定を変えたわけである。われわれ三人の教官は、車中での説明役となつた。

九条山の石垣に残る車石、大津や、旧宿場町草津の古い町並や民家、古びわ湖層が作る湖東の台地、平素は伏流となる水もこの日は滔々と流れる天井川の草津川、木ノ浜の湖岸の広漠とした埋立地、近畿圏の水源の焦点となつてゐるびわ湖とそこでの漁業、湖東地方の人文、自然を目にし、忙しく交代する弁士の説明を耳にして、昼過ぎに下坂本の湖岸に立つ本学理学部附属大津臨湖実験所に到着した。生

協弁当で食欲を抑えた後、森主一所長らの案内で実験所を見学、日吉神社に廻つて神域の極相林や豪雨の後の山崩れを目のあたりにし、南滋賀町魔寺跡で遠い昔の大津京をしのんで、この日の見学を終えた。

その夜は宿舍の大津ユースホステルで、藤岡教授の司会による討論会を持ったが、教官がどうしてそれぞれの研究生活に入つたのかその学問観や人生観について、学生諸君から質問が集中した。翌日の討論会では、学生諸君の中から司会者を出して、前夜学生諸君だけで討議して用意したテーマの「人間とは何か」について、特に全体と個人の問題、理性や教育の問題など、かなり活発な話し合いをして、昼前に散会した。

初めての試みでもあり十分熟していない点もあつたが、この企画に対する参加した学生諸君の感想は、多くの人の意見を聞く機会が得られ、共通した問題や悩みを知り、問題意識を持つことができたことに、大きな意義があつたとしていた。十分な討議のためにはもっと期間を長くするか、頻繁に機会を持つことを望む意見が強かつたが、参加者の数を制限する面もあるので、今回参加しなかつた学生諸君の意見も併せて検討すべき問題であらう。見学と討論とが実際には具体的に結び付かなかつた点も、問題を残し

第7章 戦後の大学生活と学生運動

職 種	求人件数	求 人 数			就 労 延 人 数			総所得金額
		総 数	男	女	総 数	男	女	
家庭教師	三七二件	三八一人	三八一人	〇人	算人	六八	〇人	二、八五六、〇〇〇円
翻訳・通訳	七	一一	一一	〇	六八	六八	〇	一三三、五〇〇
製図・測量	六	一四	一四	〇	一九六	一九六	〇	二八一、五〇〇
ふすまはり	一五	一八	一八	〇	二一	二一	〇	四六、八七〇
一般事務	六四	一二二	一六〇	二〇	五七七	五三七	四〇	五七五、八一〇
一種事務	二〇	一九	一九	〇	四八四	四八四	〇	四五九、〇〇〇
各種調査	二	七	七	〇	一四	一四	〇	二〇、八〇〇
浄書・筆耕	八	三五	三五	〇	一三八	一三八	〇	二二一、一八〇
計算・事務	五	五四	五四	〇	一〇四	一〇四	〇	一〇三、二〇〇
会場手伝	五	二五	二五	〇	二〇四	二〇四	〇	一四五、三二〇
店員・サービス員	四	五	五	〇	四六	四六	〇	四四七、〇〇
宿直・夜警	三五	一、〇二九	一、〇二九	〇	一、〇三八	一、〇三八	〇	一、四四六、五〇〇
祭礼・夜警	一四	一七〇	一七〇	〇	一七〇	一七〇	〇	一五四、二〇〇
エキストラ	二九七	七五四	七四三	一一	五、四四五	五、二八〇	一六五	五、八八八、七七〇
雑用・引越	二六八	五二六	五二六	〇	五、二八〇	五、二八〇	〇	七、一五、五〇〇
掃除・運搬	一八四	一、三〇六	一、三〇六	〇	三、二五八	三、二五八	〇	三、三六五、八三〇
配達・搬	一〇	六〇	六〇	〇	二二二	二二二	〇	一四三、一〇〇
臨床モデル								

ている。学生諸君も戸惑ったようである。この企画の目的の設定にも学生不在の企画にしないためにも、計画に対してだけでなく計画する段階でも学生諸君の参加を求めて意見を聞くことは必要ではなからうか。(原田記)

八 学生アルバイト職種別年間集計(昭和四十三年度分)

一九六九(昭和四四)年五月九日

学生アルバイト職種別年間集計(昭和四十三年度分)

厚生課

総計	一、三三六	四、六六六	四、六五三	一三、一一一	五九四	一一、三八九	二〇五	一六、六一二	七八〇
----	-------	-------	-------	--------	-----	--------	-----	--------	-----

(注) 求人数は年間の新規申込数、家庭教師の総所得金額は一か年の合計金額。

九 学生懇話室の活動

一九七七(昭和五二)年六月一日 [七]

学生懇話室の活動

時計台の西側、赤煉瓦の古色蒼然たる建物の一角に全学生の厚生補導をあずかる学生部の諸施設があつて、その西端の別棟に創設以来二二年余を経た学生懇話室という名のカウンセリング・センターがひっそりとある。創設当初には電話で「え、学生公安室？」などと聞きかえされて、カウンセラーの方で戸惑つたものであるが、今では「五〇〇円貸してもらえませんか」といった学園生活の始発点から、「長らくお世話になりました。一足お先に失礼します」と訣別に來る人生の終着点にいたるまで、学生個人の巾広い問題・悩みが持ちこまれるカウンセリング専門施設として、その活動は漸く全学に親しまれるようになってゐる。教官・父兄からの委託も少なくないが、学生の大半は困つたことがあれば何はともあれ訪ねて来る。だが、「過保護」、「思想善導」ところか、そこでは個々の主体性が最高に尊重され、

自ら問題を解決できるようになるまで個人の秘密厳守のもとにキメ細かい個人相談・心理療法・ケースワーク等の援助が行なわれている。その来談件数は、在籍八年・休学四年の計一二か年に及ぶ事例を最長として実員約八、三〇〇名、延べ約一八、〇〇〇件(五二年三月末現在)に達し、近年、集団療法や公開シンポジウム等も実施されつつある。

要するに、これらの活動は、全学生一人ひとりの効果ある修学生活の達成への援助を介して、ささやかながら「緑の下」から大学教育の「隙間」を埋めようとする役割を負うていと言えようか。他方、これらのサービスの質的向上のために修学諸問題(例えば転学・留年・休退学・自殺等)へのリサーチも不断に実施され、その研究成果は毎年、紀要等で全学・各大学に報告されている。その一面では、学生懇話室は大学教育についての一つの研究センターでもあらう。

さらに、ドアを開ければFM音楽が流れ、花がある、金魚が泳いでいる、時にはコーヒーも出るといった軽サロン

風の懇話室は、不眠症の学生が一室のソファで昼寝して授業に出ていくものもあって「船のドック」でもあり、また、新入生の来談が多い点では「水先案内」にも似たオリエンテーション・センターでもあり、また、全自殺学生の三割以上が来談経験を有する点では「心の一一〇番」としての救急センターでもあろうか。精神疾患では保健診療所精神科と協力して治療と修学との両立に向かって最善の努力がなされてきている。

これらの多面的な活動は、わが国大学の間で学生個々の福祉実現のために開拓的役割を果たしつつあるが、ただ、大学大衆化進展とともに増加してきた大規模大学特有の多様な修学不適應問題には、流用定員のみのカウンセラー三名・事務官一名では十分に対応し難く、創設以来いぜんスタッフ計四名という古い体制の抜本的強化拡充が数年前より不可欠となっている。

〔注〕 原文は横書き。

（学生懇話室）

一〇 学べど住めぬ留学生 深刻な下宿難 京大大弱り

（三九）

一九八六（昭和六二）年八月二〇日

学べど住めぬ留学生 深刻な下宿難 京大大弱り
公共寮満パイ、進まぬ開拓 温かい受け皿を 提供
呼びかけ

留学生の下宿求めます。京大学生課留学生掛は、年々留学生が急増する半面、公共の留学生寮が不足し、新規の下宿開拓もままならないため、大弱りしている。とくに、今秋来日する一年間の短期留学生の場合は、入居時期が秋とあつて下宿捜しがいつそう難しく、深刻。「京都の人たちの温かい国際理解を」と、同掛では下宿提供を広く呼びかけている。

下宿先を求めているのは、ことし十月から一年間、京大で日本語や日本文化を勉強する日本語・日本文化研修留学生十七人（男子四人、女子十三人）。アジア、ヨーロッパ、アメリカ、南米など十二カ国の十八―二十九歳の学生や研究者。

京大では五年前から同留学生を受け入れ、京大国際交流会館（京都市左京区）のほか、財団法人国際女子留学生セン

ター(同区)など公共の留学生寮への入寮をあっせんしてきたが、京都への留学生総数が年々急増する一方で受け入れ施設が少ないため、ますます入寮難になってきている。

昨年は、同留学生十五人(男子十人、女子五人)のうち、京大国際交流会館、国際学友会京都留学生寮(京都市山科区)に各一人、国際女子留学生センターに一人入寮できたが、今秋は空き部屋が少なく、同センターにやっと二人入寮できる余地しかない。

しかも今秋の同留学生は、十七人のうち十三人までが女子で、男子に比べて下宿先が見つかりにくいのが悩みだ。

同掛によると、留学生らはいずれも日本語が非常にたんのうで、日常生活面での特別待遇は不要。ただ本国での生活習慣上、共同炊事場とシャワーがあるほうが望ましいという。このほか同掛では、希望条件として▽四畳半または六畳で一万五千円―二万円までの部屋代▽できれば四、五人が一緒に住めるアパートか下宿―を挙げている。

京大日本語・日本文化研修実施委員長の本山幸彦教育学部教授は「現在、京大には種々の留学生が約五百三十人学んでいる。このうち京都にある公共の施設の収容能力は百五十人くらい。こうした留学生の受け入れ体制を充実させる必要があると同時に、一般の人たちの理解と協力によつ

て下宿を一軒でも多く紹介してほしい」と話している。

一 一 京都大学学生生活実態調査集大成(抄) [三九]

一九九八(平成一〇年)年一月

(表紙)

「京都大学学生生活実態調査集大成

——昭和二八年度―平成七年度までの調査の分析

・総括――

平成一〇年一月

京都大学学生部委員会
学生生活実態調査集大成編集委員会

目次

はじめに

I. 各テーマの分析報告

1. 出身地・年齢構成及び住居……………	1
2. 家庭状況と学生の収入・支出……………	6
3. 食事と健康……………	19
4. 奨学金とアルバイト……………	23
5. 課外活動……………	27

6. 旅行	45
7. 学生の修学状況	49
8. 卒業後の進路	60
II. 学生の自由記述	
● 学生の自由記述	67
III. 附 表	
● 総 表	93
● 一日の行動(学部学生・大学院生)	95
● 学部 編(数表)	101
● 大学院 編(数表)	119
IV. 資 料	
○年譜(参考資料)	
○学生生活実態調査票と集計表の変遷	
○設問のずれ(設問意図と回答意識)による集計数値上に表れる変化事例	
○日本育英会奨学生採用者数	
○日本育英会奨学金受給率	
○奨学制度の経過・充実にについて	
①国立大学と私立大学の学費の推移	
②設置者別学生生活費の推移(大学・昼間)	
○日本育英会奨学金と授業料(月額)対比表	

○国家公務員初任給調へ
○大学・短期大学の規模等の推移
○学生生活実態調査集大成作成要項
あとがき

はじめに

〔中略〕

〈学生生活実態調査実施の変遷〉

1. 調査の実施年について

昭和二四年五月に新制京都大学が発足してのち四年経過を期して、昭和二八年一月に第一回調査が実施されて以来昭和四三年まで、毎年実施されている。

昭和四四年は、大学紛争のため実施が見送られ、以後隔年実施に切替えられたが、文部省の学生生活調査(隔年実施)との実施年調整上、昭和四九年実施後二年を隔て昭和五二年から再び隔年実施され平成七年に至っている。

2. 母集団の対象学生等について

(1) 学生数は、昭和二八年〜五二年の間、五月一日現在の学生数によっていたが、昭和五四年からは、一〇月一日現在の学生数に基づいて行われている。

(2) 対象学生は、第一回の昭和二八年から外国人留学生

は除かれていたが、昭和六二年から休学者も除かれることとなった。

3. 信頼度について

抽出率は、統計の信頼度を勘案して定められてきたが、「総表」の備考に見られるように学生数(特に女子学生数)の増加、特に初期における学部・分校当時、新制大学院発足当初によって大きな差違が見られる。

4. 調査方法と集計方法について

昭和二八年(第一回)から、専門調査員による面接調査、集計が行われてきた。昭和三六年から、アンケート式調査に切替えられ、専門調査員により集計。昭和四九年、五四年の三回の集計は、機械により、また、昭和五六年以降は、コンピュータにより行われている。

ただし、調査月はいずれも十一月一日現在で行われている。

5. 調査項目、調査内容の変更等について

これらは、初めにも述べたように、しばしば変更・改訂されているが、「附表」に見られるように実施年による断続的变化が如実に示しているので、ここでの例示は割愛する。

以上、幾多の余儀ない変遷を前提に、分析と編集に着手しなければならなかったが、これらの諸統計を各分担者担当部分の調査年度、調査方法の違いやずれをのり越えて、統一した分析を試みるには無理があり、むしろ「附表」の集計データを読みとる上で、また、多くの学生諸君の協力を得て行われてきた貴重なデータを活かす上で、これを既定的に把握のではなく、多角的、かつ自由な発想のもとに行うことが最良の選択肢であろうと判断し、各担当委員がそれぞれの手法を用いて分析し、コメントを付すこととした。

このような方針と編集構成にご留意いただき、この集大成の裏にある変化・変遷の物語るところを少しでも汲みとって有意にご活用いただければ幸甚である。

なお、本調査集大成に携わった齋藤軍治前委員長をはじめ、各委員及び厚生課事務職員の方々のご協力に深く感謝いたします。

平成九年十二月二十四日

編集委員長 井 上 達 雄

(京都大学大学院エネルギー科学研究科・教授)

〔中略〕

1. 出身地・年齢構成及び住居

(表) 田中担当

1. 出身地
全学部学生

昭和二八年から平成七年までの出身地域別の平均の割合は、近畿圏が五六・八%、中国以西(中国・四国・九州)が二二・二%、中部以北(中部・北陸・関東・東北・北海道)が二〇・九%である。このうち、近畿圏の出身者の割合は昭和三〇年代にやや高い傾向は見られるものの大きな経年的変化はみられない。一方、中部以北の出身者は、昭和五〇年前後までは、一五〜二〇%であったが、それ以降二〇%前後で推移し、六〇年以降は二〇%台の後半まで上昇している。中国以西の出身者の割合は、これとは全く逆に昭和三〇〜四〇年代の二五%前後から六〇年以降の一五%前後へと低下している。中部以北では、北陸・東北・北海道出身者の比率に大きな変化は見られないので、昭和四〇年代より東海道新幹線の設置に代表される交通網の発達や日本社会そのものの広域化とも関連して地域の枠を超えた志望校の選択が反映したのであろうか。また、受験産業の高度化とその都市部への集中化もこの傾向を助長したものであろう。本学への入学者の%近くを占める近畿圏において

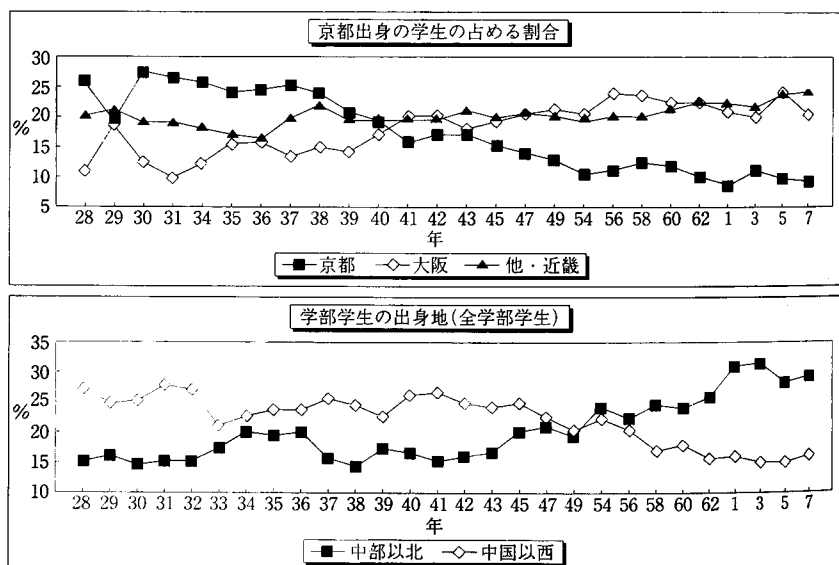


図1 京都府出身と全学生の出身地

も、その中味には大きな変化がみられる。昭和三〇年代に二五％前後を占めていた京都府出身者の割合は近年では一〇％前後に落ち込み、その分を大阪府とそれ以外の近畿圏出身者の増加となって現れている。

全女子学部学生

女子学生の出身地域別の平均の割合は近畿圏が五七・八％、中国以西が二一・九％、中部以北が一七・三％と全学生の割合とはほぼ同様である。経年的な変化の傾向も全学生とはほぼ同様であるが、昭和四〇年代の前半までは近畿を含む西日本の出身者の割合が九〇％前後と全学生の比率より高い点に特徴が見られる。大学進学に対する男女間での目的の違いや女子の社会的自立の変化とも関連しているのであらうか。

〔中略〕

2. 家庭状況と学生の収入・支出

表2 学部学生の収入金額と公務員規格化値⁽¹⁾の変遷

年	自宅学生	公務員初任給規格化	家庭からの仕送り	仕送りの割合％	自 ^(マ) 学 ^(マ) 外 ^(マ) 学生	公務員初任給規格化	家庭からの仕送り	仕送りの割合％
昭和二八	14・1(2)		10・8	一九・五	18・1		14・5	五五・六
二九	14・1		10・5	一二・二	18・0		14・0	五〇・〇
三〇	14・八		11・八	三七・五	19・二		15・三	五七・六

5. 収入・支出…収入

〔中略〕

学部学生の収入について、昭和三四年から昭和四九年まで(図5および6参照)と昭和五八年から平成七年まで(図7および8参照)について、連続した調査がなされている。

〔中略〕

さらに長期間に亘る変遷を見るために、年度により異なる調査方法が行われているが、その概算を計算してみた。宇治分校と学部の調査が分かれているときには学部生について、男子女子に調査が分かれているときには男子学生についてビックアップしたものが、表2(単位…千円)である。表には、公務員の初任給(公務員一種学部卒初任給)で規格化した値も示した。

第7章 戦後の大学生生活と学生運動

― 〇・四〇であるが、昭和五八年から昭和六三年のバブル

格化収入は、昭和三六年から四三年頃までは〇・八程度あ

平成	七	五	三	一	六二	六〇	五八	五六	五四	四九	四七	四五	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一
	七九・八	七三・四	七六・九	七六・一	七二・九	六七・九	六四・〇	四九・二	三五・六	二四・〇	一九・九	一五・一	一〇・五	一〇・二	九・二	八・六	八・一	六・六	六・九	六・六	五・八	五・四	四・九	五・四	六・五
	〇・三九	〇・三七	〇・四二	〇・四七	〇・五四	〇・五二	〇・五三	〇・四二	〇・三三	〇・二九	〇・三八	〇・三八	〇・三五	〇・三七	〇・三六	〇・三六	〇・三九	〇・三五	〇・四〇						
	二四・六	二六・〇	二一・二	二三・九	二五・七	一九・九	二三・三	一二・二	一四・九	一〇・七	一一・四	七・六	五・六	五・〇	五・三	三・三	三・六	三・〇		三・八	二・七	二・三	二・五	二・〇	二・〇
	三〇・八	三五・四	二七・六	三一・三	三五・三	二九・三	三六・四	二四・八	四一・六	四四・六	五七・二	五〇・三	五三・三	四九・〇	五七・六	三八・四	四四・四	四五・五		五七・六	四六・五	四二・六	五一・〇	三七・〇	三一・〇
	一四二・四	一四四・一	一三八・七	一二三・五	一一一・〇	一〇八・八	九四・六	七一・五	四六・七	三四・二	二八・一	二三・九	二一・八	二〇・一	一八・四	一七・二	一五・一	一四・三		一二・四	一一・二	一一・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
	〇・七〇	〇・七二	〇・七五	〇・七七	〇・八九	〇・九五	〇・八〇	〇・六七	〇・五八	〇・六六	〇・七一	〇・七九	〇・七九	〇・七八	〇・七七	〇・八二	〇・八〇	〇・八三		〇・八九					
	一〇〇・〇	九七・八	九〇・一	八四・四	八〇・〇	七五・四	七六・四	六一・四	五七・五	三七・三	二五・二	二一・二	一七・九	一六・三	一五・四	一三・七	九・八		九・二	七・二	六・七	六・二	六・四	六・〇	
	七〇・二	六七・九	六五・〇	六八・三	六八・一	六八・五	六四・九	八〇・四	七三・七	七五・四	七四・九	七四・八	七六・六	七四・五	七二・一	六四・九		七四・二	六四・三	六七・〇	五六・四	六四・〇	六四・〇	六〇・〇	

り比較的裕福であったと言える。また、その後バブル期の前に大きく落ち込んだが、バブル期に回復し、平成期に入って二割程度減じている。この傾向は、家庭の収入の変化とほぼ連動している。

収入の中の家庭からの仕送りの変遷を見ると、昭和二八、二九年の自宅学生はほとんど家庭からの支援を受けていなかった。しかし、昭和三〇―四〇年代では、約半分の収入を家庭からの支援に頼っている。昭和五〇年代から平成にかけて、家庭からの支援が約三割程度に落ち着いている。自宅外学生では、やはり家庭からの仕送りが重要な収入源である。昭和三〇年代の半ば以降では、六五―八〇%の収入を家庭からの仕送りに頼っている。前述した、学生の収入が家庭の収入の変化と連動していることは、特に自宅外学生の収入の主要項目が家庭からの仕送りであることから理解できる。

〔中略〕

7. 学生の修学状況

(勝記)
藤原担当

大学は教育研究の場としての高等教育機関であるので、そこに就学する学生の生活は当然、授業や研究等の修学時間を中心にして展開していることが考えられる。この修学

状況に関する学生生活実態調査データは、昭和五八年から平成七年の一三年間について完備している。そこで本章では、最近の学生が一日の生活時間において、どのような行動形態で就学しているかについて、とくに授業出席等の修学状況の観点から考えてみる。

1 はじめに―学生の修学状況に関する概観―

この一三年間における修学状況の実態と変遷について、次節に詳しく学生生活実態調査の間67「あなたの平均的な一日(授業開講日)の行動についてお尋ねします」の結果を中心に整理する。そこでまず最初に、次節に詳細を述べる調査結果の代表的な傾向を中心にして、ここでは本学学生の修学状況についての特徴的な輪郭をまとめてみた。

(1) 学生生活の三大大行動形態は、「睡眠・授業・自習」で一貫している。

(2) 学生生活時間は「睡眠・修学・その他」の行動形態に三分分されている。

(3) 平成三年を境に、それまで課外活動時間(二六時―一八時三〇分)とされていた時間帯が授業・研究時間になり、課外活動が第一順位に登場しなくなっている。

(4) 授業・自習を合わせた全修学時間は、この一三年間で

学部・大学院ともに授業出席中心傾向が漸増し、自習時間の漸減傾向にある。また、学部生より大学院生が一貫して高く、ともに授業・研究時間中心の学生生活が定着している。

(5) 文系と理系の修学状況には、学部・大学院ともに大きな違いがみられる。学部・大学院ともに理系は授業・研究中心で自習〇時間者が多く、文系と好対照にある傾向がみられる。昭和六十二年以降においては、理系学部生の授業への多時間出席者が文系大学院生のそれを上回るようになり、とりわけ理系大学院生の修学中心傾向が顕著である傾向が定着している。相対的に、文系学部低年次生・文系大学院博士課程生の修学状況の低調傾向が伺われる。

(6) 学年進行とともに修学時間が上昇し、特に理系においてこの傾向が顕著である。全体的にみると、平成六〇年までは、学年進行につれて、授業への〇時間者とともに自習多時間者が上昇する一定の傾向がみられた。平成元年以降は、学年進行とともに、授業多時間出席者の上昇傾向、授業〇時間という欠席者が学部高年次で上昇する傾向が、一定し一貫した傾向になって定着している。

〔中略〕

4 授業・自習時間にみる修学状況の変遷について

学生の生活時間において、授業出席時間と自習時間とを合わせた生活時間が、およそ修学時間であるとみなすことができる。

この学生生活実態調査では、授業開講日における修学時間は、授業出席時間については〇時間から一時間三〇分刻みで、六時間以上までの六分刻みに記入させている。自習時間については、〇時間から一時間刻みで八時間以上までの七分刻みに記入させている。

以下では、授業と自習時間の変遷をみるために、授業・自習時間の中で、(1)では平均時間数を、(2)からは授業・自習時間の中で、〇時間及び六時間以上に記入した人数を典型としてとりあげ、その全体に占める割合(パーセント)について傾向をたどつてみる。

(1) 授業・自習に関する一日平均時間の変遷

表2は、学部学生及び大学院生が、授業・自習に当てている一日平均時間について、昭和五八年から平成七年までの一三年間の推移をみたものである。

授業と自習を合わせた全体の修学時間についてみると、学部では五・四時間から六時間の間をほぼ変わらず推移している。大学院では、学部よりも常に修学に当てる時間が

長いだけでなく、昭和五八年には七・八時間であった修学時間が、平成七年には八・七時間となり、漸増している傾向が明らかに認められる。

授業と自習の関係でみると、授業については、学部・大学院ともに漸増傾向がみられ、これとは逆に自習時間は漸減する傾向がみられる。とくに昭和六二年からは、大学院において授業と自習時間の逆転現象がみられるが、おそらくこの変化は研究時間を授業に含まなかった為ではないかと考えられる。

以上から、修学時間を全体としてみると、学部・大学院を問わず、この一三年間で次第に授業中心の修学生活時間へと推移してきているといえる。すなわち現代学生は、明らかに修学時間中心にキャンパスライフを構成して過していることが考えられる。

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

図5-8は省略。

- (1) 学部学生収入金額を公務員初任給で割った値を示す。
(2) 〃は調査方法が他の時期と異なることを示す。

表2 授業・自習に関する一日平均時間の推移

	昭和58	60	62	平成 1	3	5	7
授業 学部	3.6	3.6	4.0	3.8	3.6	4.1	4.2
大学院	2.5	2.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.2
自習 学部	2.4	2.2	1.8	1.7	1.8	1.8	1.8
大学院	5.3	5.4	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5
全体 学部	6.0	5.8	5.8	5.5	5.4	5.9	6.0
大学院	7.8	8.1	8.1	8.3	8.3	8.8	8.7

(単位：時間)

二 敗戦から一九六〇年代中葉までの学生運動

〔授業料問題〕

一 国立大学会議開く〔抄〕

一九四八(昭和二三)年五月一七日 (三五)

国立大学会議開く

今学年度に入つて初の国立大学自治連盟代表者会議が東京大学山上会議所において四月二十八日東大、京大、九大、名大、北大、東商大、東文理大、新潟医大、金沢医大、千葉医大の十大学参加の下に開催せられた、今回の議題では主としていま論議の焦点となつてゐる授業料値上げ問題、ならびに理事会案の問題をめぐる検討がその中心であつた、今回は六月下旬東商大または京大において開かれる予定である、昨年より漸く頭をもたげた国立大学会議も本年度に入りますく活潑となり、学生運動の前途に大きな光明をなげかけるものと思う、又一方京都では、全国大学教授連合の総会が京都大学で開かれ、大学の自治をめぐる

て教授も学生もともに真剣な努力がそゝがれている姿は大正から昭和にかけての大学弾圧史を知る者にとつて感慨無量なものがある

京大案を採決し断乎不払を決議 授業料問題に論議

集中

会議は午前十時より東大学生自治会中央委員長直井君を議長として開かれ各大学より活動報告のあつた後、いよいよこの日の重大議題たる授業料値上げ問題に入つた。

論議は京大を中心とする六〇〇円以上は不可、成らずんば不払の体勢を取るといふ第一案と、東大を中心とする三倍ならば反対、しかして育英会より補給をまつつと言

(ママ)

う第二案、および九大の三倍値上げを認めるといふ第三案の三つの案をめぐる活潑に議論が展開せられた

先ず京大学生代表石井孝君が立ち京大同学会の決定に従い、今回の授業料変更は単に物価騰貴による釣合いを考えてなされたに過ぎぬ事、しかしてこれは神聖なる学問を只一個の物品なりと見做した結果より来たる処のものなること、これを個々の学生の経済事情より見る時は一部富裕学生のみに大学の門は開かれるという結果になること等を挙げ、京都大学々生は断乎として第一案をとる旨主張した、つい

で東大代表立ち中央委員会の行った詳細な与論調査のデーターの発表を行った後自治会中央委員会の決議に従つて、第二案の主張を行つた、ところが東大中央委員会は最初京大と同じく第一案にそつて動いていたが南原総長および各学部長に依つて「意志表示なるゆえ不払い体勢を取ることは不可である。延納するというのなら黙認しよう」というごとき態度でもつて中央委員を強圧しさらに「育英会の面で解決するのが良い」といつたため東大は先の第一案を捨てて第二案を主張したのであるとの発言があり、京大、北大、商大交々立つて東大の行動を攻撃し批判した。九大は現在のところでは三倍値上げも仕方ないとして第三案を取上げ、さらに東京文理大立つて不払は非法であるとのべればオブザーバーの東大生より「吾人の運動は新憲法を守ることにあり、不払による抗議は非法ではなく政府の行動こそ違憲であるのだ」と反駁が行われるなど、いよいよ論議は熱し会場は湧き立つて来た、そしてまた東大の行動は再び京大、北大、商大よりの批判を受け南原総長以下各学部長のとつた態度は学生運動に対しての弾圧なりとして非難された。

ここにおいて決を取つたところ第一案支持4、第二案支持4、第三案支持0の結果が得られた。更に討議は続行せら

れ第一案の要求こそ憲法を守るところの正しき行いであり、広く社会にアツピールすることによつて不当の弾圧は受けるものではないとの結論に達した、かくして不払いの態勢を取ることを賛成8、態度保留1でもつて決定し、遂に別項の決議文を作成した、

〔中略〕

決議文

本年二月上旬発表された授業料値上案に対し、われらは夙に重大なる関心を寄せ、その実施は憲法上の大原則を無視し去るものであると断するに至つた、思うにインフレの昂進に併い窮乏に喘ぎつつも、労働により辛うじて学問の道を辿りつつある多数学生の生活を顧る時、政府案の施行がそれに最後の打専(マツ)を与え、学園に限りない愛着を感じながらも万策つきて訣別を余儀なくされる前途有為の吾ら学友が、日を逐つていよく増加し万人に開放さるべき学園が、一部富裕なる子弟の私物と化することは当然予想されるところである、文化国家の建設を高唱し、教育の復興を力説する政府がかゝる学生々活の現状に眼を蔽い、その安定と向上に、何ら積極的な対策を講ぜず、かえつて一般物価との調整均衡をほとんど唯一の理由として、授業料値上げを企図しつつあることは我らの全く諒解に苦しむ所であり、

かつ衷心より遺憾に堪えぬ処である

如上の見地に立脚し、我らは授業料値上げ絶対反対、減免制度の確立、育英資金の大幅増額を掲げ、過去二ヶ月以上に互り、関係各官庁、衆参議員および各政党に代表を送り、陳情に陳情を重ね、交渉に交渉を続け政府の善処方を強く要請して来た、しかしながら、我らの痛切な訴えの懸念の努力にも拘らず、政府は近く値上げを決定し、強行するやに仄聞する

政府にしてみれば我らの正当な主張を蹂躪して、かかる暴挙を敢てするならば、我ら全国々立大学四万の学生は我らの理性と良心の命ずる所に従い、自ら我らの生活を擁護すべく、はたまた教育復興の前途を憂慮するが故に、決然蹶起して、一齋に不払態勢をもつてこれに応じ、更に一切の行動の自由を留保して、要求の貫徹を期するものである。

一、授業文値上げ絶対反対

一、値上げを撤回せぬ限り不払態勢を解かない

右決議する

（ママ）
（ママ）
一四八年四九月二十八日

全国々立大学学生自治会連盟

「大学法問題」

二 大学法試案への反響

（三五）

一九四八（昭和二三）年十一月八日

大学法試案への反響

昨年末の国立大学地方委議案、本年三月のB・T案、この両者を統合し名称のみかえられてわれ／＼に提示された大学法案は、教育の植民地化、大学の質的低下を憂えて、各方面に多大の反響を呼び、しかも結論としていずれの意見もその再検^{（同カ）}を不可避のものたらしめている

大学当局としては、ほとんど実現の見込みなしとして比較的樂觀しているが、すでに断平反対の態度が動かしがたいものとなつているとき、禍を未然に防ぐべきはまさに今を措いてない

近時、とみに活発となつた学生運動のなかにあつて、とくに積極的に下から盛りあがる力を結集している経済学部、ならびに医学部は、ともに学生大会を開催、大学法案全面的一蹴を再確認するとともに、さらにそれに代る建設案を作成、あるいはデモ行進で世論を喚起し、こゝに強力な反対運動の火ぶたが切られたのである

学内デモ行進を挙行 次官通牒、大学法試案に反対
医学部

京大医学部では去る十月二十八日午前十時より内科講堂で学生大会を開き、大学法案(第四郎)、日高通牒など現下緊急の議題をか、げ、学生百八十二名参集のもとに活潑な討論を行つた

大学法案の問題は職業教育的色(彩カ)や、学内自治を剝奪せんとする反動的性格をめぐり、さらに同案実施後は医学生生の授業料は倍額引上げの恐れあるだけに、白熱の論争が闘わされたが、採決の結果、全面的反対をさし控え修正すればよいとするものわずかに五名、圧倒的多数をもつてB・T案の翻訳にすぎない大学法案を全面的に蹴ることに決定、代案作製その他今後の接衝は全学連を通じ、それと協調して行動するとの基本的方針を確認した

さらに京大医学部自治会として大学法反対運動をいかに展開するかについて積極的に意見を闘わしたが、結論として、その日より自治会委員および希望者をもつて教育復興闘争委員会を結成、来春一月国会上程まで強力に反対運動を推進し、最後にはストをも含む実力行使も惜しまぬが、その場合はさらに学生大会を招集して態度を決定することとし、さしあたって総長(富貴利三郎)、学部長に決議文手交、各学部を激励、

学生祭を利用して世論喚起に努力することなどを決定した(アマ学校教職員誌)
日高文部次官の通牒については、同通牒は日高氏個人の作文であり大学法提出を予想しての当局の学生運動弾圧策であるとし、日高氏不信任案をも含めて全面的反対の態度を明かにした

ついで同学会改組問題は、各学部自治会より代表者を出し、学部会に根を置いた同学会たらしめんとする方針を確認、具体的には自治委員会で審議することになったが、それと同時に、同学会で決議された授業料不払体制解除を再検討し積極的な意見としては不払体制維持論が活潑に出されたが、採決の結果五十四対九十六で不払体制解除賛成が多数を占め、同学会と同調することに決定した

その他去る十月九、十日の両日にわたつて開かれた全国医科連総会報告、学生祭における学内解放などが議題にのぼつたが、会議終了後、約三十名の学生はたちに行動隊を組織し、総長と会見せんとしたが上京中で果さず、ついで教室で講義を待つ経学生を激励満場の拍手をうけた後、同学会室を訪れ、医学部自治会のかゝる積極的運動に対する決意を問い、あわせて学生戦線の統一を要望、さらにわが京都大学新聞社へも来訪積極的協力を要望、学部自治会としては従来に見られなかったデモ行進に多大の反響を生ん

で二時頃解散した

積極的に代案作成を決定 経済学部

大学法案審議のため経済学部学生大会は十月二十七日十二時より法経第三教室で開かれた

事前の連絡不十分と、たま／＼昼食時に開かれたため、学生の集りは意外に悪く、定足数百五十名の約半数八十名にすぎなかったが、参集者の希望で公聴会として開会その後の参集状況によつて学生大会に移行することになった

まず同好会委員長朝長君が昨日の委員会で問題になった、一、職業教育的で大学を技術者養成機関とする色彩が強いこと、二、経費の出所およびワクが曖昧であること、三、リベラル・アート部および教育学部があれば大学は成立し、経、文、理の三学部はオミットされていることの基本的観点に立つて個々の条項にわたり詳細な説明があり、結論として、一、教授会の権限は剝奪され各大学の特殊性は無視されている、二、学生自治も権力者支配によつて屈服される恐れがある、三、財政的基礎が薄弱であるとの三点より、大学法案は大学の質的低下を来すものであると断じ、ついで同好会浅見委員より昨年十二月の地方委議案、本年三月のB・T案と大学法案との関係および朝鮮やフィリッピンにおける同様法案に対する学生運動などについて調査報告

があつた

この時参加人員百五十三名に達しただけに学生大会成立を宣言、後藤議長より退場者は白紙委任せるものと看做すとの提案あり可決、あらためて朝長委員長の大学法案説明ありひき続いて討論に入つた

新制大学審査公開を要求

まず積極的な意見として、政府提出の大学法案に代わるヨリよき法案を経済学部において作成し、全学連ないし関西自治連を動かすべしとするもの、さらに草案作成のため経済学部は十五—三十名の起草委員会を構成すべしとする案が出たが、ここではからずも、大学法案の本質に対し反対か否かを先決せよとする意見と、具体的な代案を持つて反対するのが真面目な態度であるとする説がはげしく対立、両者の間に火花を散らす論戦が展開されたが、結局同学会小林協議員より、本年二月同学会が国立大学会議に建設案を提出採用され、それが現在も全学連において受け継がれている事情および同建設案の内容説明あり、さらに大学法本質論を聞かせた大学法案に対する本質的反対を前提として大学法案対策委員会を構成することを満場一致で可決、具体的には同好会委員が主体となり、広く委員以外の参集をもとめて起草にあたることになった

ついで浅見委員より動議あり、従来秘密裏に行われていた新制大学設置委員会の行動を公開すべしと提唱、学生大会の決議をもつてその責任を追求することを満場一致で可決、二時半散会した。なお朝長委員長は次のように語つた

「起草委員には同好会委員以外三名しか希望者はなかつた結局同学会案審議という形で民学同の人によつてもらおうと思う、私はこの学生大会を最後に委員長のパトン^{バトン}を野々村君にわたすが、同好会が経済学部^{経済学部}の自治会として学生から浮いていなかったのは非常に嬉しいことだと思つている」

〔厚生女学部卒業生不採用問題〕

三 厚生女学部卒業生不採用問題に関する経過

〔八〇〕
一九四九（昭和二四）年五月二四日

〔表紙〕

「厚生女学部卒業生不採用問題に関する経過

京都大学」

京都大学厚生女学部卒業生不採用問題に関する経過
昭和二十三年度厚生女学部卒業生で医院に就職を希望す

るものは選考の上採用する方針があらかじめあきらかにされてあつたが、三十九名の卒業生中三十三名が志願し、学科、実習、出欠、操行、身体検査などの総合成績を基礎として選考の結果十名が不採用となつた。不採用者に対しては医院より本人及保護者に対し寄宿舎より退舎の申入れをなし、四名は退舎したが六名は期限が来ても退舎せず、保護者が迎えに来てても努めて面会を避け帰郷を肯ぜず、京大職組及共産党京大細胞の強力な応援を得て選考内容に疑義があるからと、その公開を要求して来た。医院側は選考が公正であり、その内容は公表の必要のないことを理由にこれを拒絶した。ついで座別京都地協及全官公京都地協等が加わり同様の要求をして来たが、医院側は再び之を拒絶した。この間此等外部団体の代表者等は、^{（新選考）}医院長に面会を求めたが不在の為事務長室に籠城する等の事があつたりして交渉は頓座した。他方不採用の六名は其の要求を撤回せず、ハンストに入つた。

医院側では個人の成績を公表する必要は認めないが、これを本人に内示することは差支えないと考えてこれを示すこととしたが、本人等の希望や諸般の事情から京大職組代表者及梅林信一等を立会人とさせる^{（ママ）}を得ざることとなり、医院にとつては真に不本意なる情勢となるに至つた。成績

内示の結果、梅林信一等より六名中二名乃至三名を採用する事により此の紛争を政治的に拾収^{（さくさう）}したいとの要請があり、医院側は一名若し可能ならば二名の採用を約し、ハンストは一応解消の形をとつたのであるが、医院側に於ては詮衡委員会の議に附したところ採用は一名と決定した為、二名の採用を主張する相手側と相容れず決裂したので、医院側は再び五月七日附で同月九日を期限と定めて退会を要求したが不採用の六名はこれに應ぜず再度ハンストに突入した。

これと前後して学部自治会や学生方面の関心を深め、其の動きは漸く活潑となり、決議文、抗議文等が提出されること、なつた。医院側では二名採用案に対し再び検討を加える為、五月十五日午前再度詮衡委員会を緊急招集し附議した処、六名全部不採用を相当とするとの答申を得たので、医院側ではこの方針を実行することとなつた。

然るに十六日午前十一時頃より全学々生代表と称する学生等が診察中の医院長に面会を要求し、拒絶せらるゝや階下廊下で待ち受け、午後二時診察を終え、廊下に出た途端医院長を包圍して約百名の学生が執拗に会談を迫り医院内は一時混乱状態となるに到り、この包圍状態のまゝ、医院長は押しあげられて何の準備も整えるいとまもなくそのまゝ、

事務長室に於て会談に入らざるを得ないこと、なつた。その際医院長から会談時間三十分且つ学生代表以外は傍聴するという条件を出したが、学生代表の容るゝ所とならなかつた。そして学生代表は一方的に産別代表者を議長に選び事態の即時收拾、不採用者全員採用について学生大会の決議文と称するものを示して交渉を求め発言者多数の裏に討論を重ね次第に險惡となり、其場に居た学生の中百四名が同情ハンストを決議し実行に移るという事態となり、文字通り徹宵交渉を続けざるを得ないこと、なつた。この間医院長は多数の学生及外部団体員の中に席を置かれ外部と全く遮断の状態のまゝ、殆んど二十八時間に亘り睡眠は勿論休憩もなく用便にも尾行され食事も四回分欠食し、僅かに職員^{（しやくしん）}の差入れにより極めて少量の飲食物を摂つたに過ぎず、罵詈雑言の内に夜を徹して全く孤立の状態におかれた。

医院側の職員は事態收拾に必死となり当初は二名、後には三名採用の妥協案の呈示もあつたが学生側の容るゝところとならず、学生側は更に要求事項を拡大提出し交渉継続を要求した。この不穏な状況を知つた大学当局は其の行動が学生として穩当と認められないのみならず、其の場所柄又事務執行上からも支障を来し、世上の批難をも避け難き事を慮り、翌十七日午後零時十分、教養ある学生としての

態度に立帰り不穏当な態勢を解く様、勧告すると同時に午後零時二十分限り院外に退去する事を命じたが、学生等は之に応じないのみならず事務室に迄侵入し、会議室、院長室、事務長室、事務室は全く混乱の状態となり、職員は全然執務し得ない状態となつた。

この状態を見た医院長は自由な立場で熟考を重ねたが、らと、午後四時又は五時頃迄休憩を学生代表に求めたが、学生代表はこの要求をも容れず、混乱の儘交渉継続を要求し、寸時の余裕をも与えなかつたのである。事態は益々悪化し、全学の問題に転化する危険を心痛した医院長は遂に四名採用を始めとして、九項目に亘る学生側の要求を容れることにより事態を收拾するの止むなきに至つたのである。

斯くして六名不採用の方針が二十八時間後には四名採用に迄譲歩せられたのである。ハンスト組六名はこれを機会にハンストを中止し、同日夕刻より摂食し現在に及んでゐる。

而して学生側代表は仮妥結と同時に仮覚書の作成を医院長に要求したが、医院長が学生を相手として学校行政に関する事項についての仮覚書に調印することの可否については多大の疑義があつたので、医院長は当時上京中の総長の帰学を待ち、その意見と承認とを求めることの必要を痛感

して調印を保留し、翌十八日帰学した総長に意見を求めた結果、総長も調印は妥当でないとの意見であつたので、同日午後二時から再開した学生代表との会談で改めて医院長は調印を拒絶した。その為会談は夕刻に至つても調印問題にのみ膠着し停頓の状態で終始した。遂に午後六時頃^(学生側退去)学部長等数名出席して学生側の説得に努めたが依然として納得しなかつた。これより先建物外に待機していた多数の学生は守衛の制止にも不拘、午後五時頃会談室たる事務長室になだれこみ又産別、全官公及赤旗を持参した朝鮮聯盟並に京大職組等も医院長の制止をも省みず交渉の現場に入り来り、立錐の余地なく学生及び外部団体関係者の怒号で喧騒を極めた。然るに午後八時半頃逮捕状執行の為警察力の発動を見、交渉委員中より学生三名が逮捕連行さる、事態となつたので医院長は会談の打ち切りを宣し関係者の立退きを求め自らも退去した。

叙上によつて明かである様に本件は厚生女学部卒業生中より医院看護婦に採用しなかつた者があつたということが動機となつてゐる。不採用者は採用者よりも総合成績が劣つてゐるのであるから、これ等の者を採用する与否とは京大医院看護婦として適当しているか否かという観点から、医院の自由に定め得るところである。従つて京大職組及外

部諸団体をこれに干与せしめることは医院にとつては、あきらかに大学の自主性の抛棄を意味するものであるから医院当局がこれを拒否することは当然の処置であり、又学生が大学の行政上の内容に干渉し、且つ大学当局を相手方として調印を要求するが如きは、学生たるの本分を逸脱する行為と謂うべきである。要するに本件の特質は不採用者がハンストの手段を以て医院当局に採用を強要し、これを学生及外部諸団体が応援しているという点にあるから一般の労働争議と全然趣を異にしている。この点が本件に於ては特に注意せらるべきである。

医院長が十五日の詮衡委員会に於ては全員不採用と決定したに拘らず、独断で仮案であるにしても四名の採用を考慮することを約すに至つたのは急迫した周囲の情勢を慮り、ハンストの解決と事態の重大化を防止するために何等かの妥協的措施を必要とする立場におかれた為であつて、医院長としては決して自ら満足する処置では無かつたのである。況んや長時間に亘り拘束された状態にあつて、疲労困憊の極に達した医院長にとつては真に止むを得ざるの措置と謂わねばならない。警察力を学内に入れる事は何人とも雖も此れを望まず、従つて本件に関し医院及大学当局が警察権の発動を自から要請するようなことは絶対になかつた。然し

治安の維持という独自の立場より警察自体が必要と認めて職務執行のため学内に入り来る場合はその職務執行を拒否し得ないことは言うまでもない。大学の自主性は警察力の不法なる学内侵入のみならず学外諸団体の不法侵入をも防止して始めて保持せらるべきであり、後者の不法侵入と無関係ではあり得ない筈である。又教育上の立場よりするも大学は学生の輔導教育には能う限りの努力をはらい、将来と雖も同様であるが、学生の斯く行き過ぎている点は学生自からも又卒直に反省すべきものである。

不幸にして拘引せられ、又刑事上の責任を問われんとする者に対しては教育輔導の立場より極力其の保護に努力することとなつた。

以上の事件について医院及大学当局は次の通り措置することとなつた。

医院長は当初の決定に返り白紙に戻し、医院当局は就職の斡旋に努力する。

総長は医院長のこの決定を承認する。

医院協議会及び医学部教授会は今回の事態が学内に鈔からぬ衝動を与えたことに對し大学各部局に對して特に遺憾の意を表明する。

総長は社会各方面に影響を及ぼしたことに對し衷心より

遺憾の意を表明する。

なお医院長からは斯の如き事態を惹起した責任を痛感し、
辞意の表明があつた。

(二四・五・二四)

四 全国学生大会々場不法使用に関する経過〔抄〕 〔八〇〕

一九四九(昭和二四)年六月

〔表紙〕

「全国学生大会々場不法使用に関する経過

京都大学」

全国学生大会々場不法使用に関する経過

〔中略〕

不採用問題の処理に尽力しつゝ、ある当局の態度とは反対にこの問題を発端として大学の自治機構等に論議を進めあくまで斗争を続けんとする尖鋭化した運動は遂に六月三日日本学に於て全学連及び共同斗争委員会主催の全国学生大会を不法に開催し学園の秩序を破壊すると云う重大な事態を惹起するに至つた。

即ち五月三十一日共同斗争委員会代表が〔鳥養利三郎〕総長に面会を求め

過般の不採用問題に関する委員会の要求につき回答を求めた際六月三日開催の全学連大会の会場に本部玄関前広場を使用した旨を申出た。これに対し総長は本学同学会が全学連の加盟団体であるならば本学構内を使用することを認めてもよいが本部玄関前の使用は許可しない、図書館前広場の使用は或はよいかもしれない旨回答した。翌六月一日総長は学生部長並びに〔井上吉之〕輔導課職員と右の会場問題につき協議した結果収容力約五百名の学生集会所が会場として最適であると認めこれを許可することに決したが大会開催には同学会より会場の使用を依頼せしめること、大会の委員氏名及び本学代表学生大会世話人の氏名を届出ること、集会所に於ける大会の行事以外は学内に於ける行動を認めないこと等を条件とすることにした。そしてその旨を同学会並びに共同斗争委員会代表に伝えた処共同斗争委員会は大会が全学連並びに共同斗争委員会主催の全国学生大会で参加者多数の見込みだから集会所は狭く屋外を希望するとの話であつた。当初大会が全学連の代表者会議であると聞いていた当局は其れが全国学生大会であることを知つて種々の事情を考慮した結果農大グラウンドを会場として許可することとなり、この旨を共同斗争委員会に申伝えたが確たる回答がなかつた。

六月一日夜共同斗争委員会代表学生は官舎に総長を尋ね再び本部玄関前広場使用を願ひ出たが総長は之を拒絶した。

六月二日朝共産党京大細胞が配布した印刷物によれば三日の大会には産別、全官公、朝鮮連盟等の諸団体も之に参加することが記されてあつたので検討の結果当局としてはかゝる集会には会場の使用を許可しない。但しこれら、外部団体の参加代表者のメッセージ朗読のみならば差支えない旨を共同斗争委員会代表に伝えた。然し乍ら彼等は当初の主張を強行する意図を以て二日午後には会場は玄関前広場使用の旨立看板や印刷物を持つて一般に示した。

六月三日朝会場について共同斗争委員会代表の意向を質した処一応本部玄関前に集合の上参加者の意向を聞いて会場を決定するとの回答があつたが当局は本部玄関前使用は絶対に認めない、農大グラウンドを使用する様至急手続方を勧告すると共に大学側の方針を予め一般に明示する必要があるとして本日の全国学生大会は所定の手続をとつた上で農学部北グラウンドを使用すること以外には他の場所で開催することを大学は認めていない旨の立看板を学内五ヶ所の門に出した。同日午前十一時過ぎ全学連及び共同斗争委員会代表と称する七名の者が総長に挨拶の爲め面会を求め総長は彼等に会見し直ちに退席したが更に執拗に面会を強要し

たので再び会見して彼等の要求に対し説明を与えたが納得しないので会見を打切つた。この頃すでに全国学生大会は当局の意向を無視し且つ何等の手続をなすことなく全学連並びに共同斗争委員会共催の下に不法にも本部表玄関前で開かれたのである。

参加校は東大、大阪商大、早大、九大、同大、立命大、京都府立医大、東京商大、奈良女高師、三高、静岡、広島高浪高、大分経専、東京農大、津田塾等数十校に及んだがその数は約三百名乃至四百名程度であり本学の学生は少数の様に見受けられた。

時刻の経過と共に産別、電産、全官公、朝鮮連盟、京大職組等が大会に加わり赤旗、プラカードを押し立て、氣勢を挙げ又会場には共産党代議士の姿も見えた。一方会場問題については依然として執拗に大学の許可を得んとし数十名の学生が本部階上に蟠集し学生部長及び輔導課長は説得に努めたがこれに応じなかつた。他方全官公、京都市教員組合、産別、日本教職員組合、朝鮮連盟などの代表者は調停の爲め総長に面会を求めたが拒絶せられ学生部長、事務局長がこれに应对した。総長との面会は終に実現せず午後三時四十分頃学生部長続いて事務局長は大会の要望を容れて会場に赴き会場問題、総長の面会拒否等について縷々説明し

た。なお事務局長は大会出席者の質問に対して応答を終り会場を引揚げようとしたが数十名の学生等は之を阻止し執拗に応答を強要したので再び会場に臨み質問に答え午後五時十分会場を引揚げた。

大会開催に関して言うべきを言い尽した総長は同日午後は面会強要を避けるため扉を閉めて総長室に引籠り熟考中であったが午後五時二十分頃当日の大会を終えた学生等の内約二百名は総長に決議文を手交すると称し本部階上総長室前の廊下、会議室、応接室等に侵入し赤旗を押し立て労働歌を高唱し執拗に面会を強要した。総長室に在った総長及び事務局長室に在った事務局長、学生部長、輔導課長、其の他事務職員等は侵入学生の座り込みによつて事実上退出不可能の状態に陥つた。門限の午後六時を過ぐるも学生等は退去の模様なく、しかもその大多数は本学以外の学生を以て占められ、喧騒を極めた。当局は学内管理上憂慮すべき事態となつたので午後七時五十分限り学外に退去せられたい旨の掲示を七時三十分に掲出し又ビラを配布し、其の後五回に亘り退去を通告したが之に応ぜず外部団体より食糧の配給、激励の辞等を受け、労働歌を高唱し益々氣勢を挙げ不穩の氣にみちた。午後六時過ぎ本部にC I Cの係官来学して情況を聴取し現状を見、総長にも面談した。か、

る形勢のもとで徒らに時間の推移を待つのみであつたが、当局は学生の大部分が本学以外の他校の学生で総長の監督外にありこれらの学生を退散させて大学の秩序を回復する為には警察の協力を求むるより他に方法が無いと決意し、遂にこれを要請するに至つた。この間同学会協議員は調停、斡旋に努力したが成立せず物別れとなつた。翌四日午前二時五十分頃トラック数台に分乗した警官隊は裏門より入り本部建物西入口を経て現場に到着赤旗の歌を高唱していた学生と激しく揉み合つた後学生部長、警察署長は即時退去方を勧告し、学生達は警官隊によつて階下に押し出され終に学生達は本部建物外に一応退去するに至つた。午前三時半過ぎ警官隊はトラックに乗車引揚げようとしたが建物外に待機していた学生等はトラックを取り巻き警官隊の行動を阻止し学生の一名は公務執行妨害及び暴行容疑により検束せられたが、四時四十分頃漸く警官隊は構外に引き揚げた。其の後学生等はなお構内に留り夜明けを待った。総長以下の本部居残り職員は、当日は学内に夜を徹した。四日朝当局は学生等の再度侵入に備える為め本部階下に受付を設け、総長は面会謝絶を掲示し掛員及び巡視を配置して之が防止に努めたが午前八時頃に至り前夜退去した学生の内約二十名は階上大講堂の扉を排して侵入し、一方階下受付

には三四十名の学生が殺到して総長に面会を求めて階上に昇らんとし受付の制止を聞かず遂に強引に階上総長室前の廊下に侵入したが目的を達せず一応本部玄関前広場に引揚げ更に隊伍を整え約八十名の学生等は再び階上総長室前廊下に侵入した。

其の後次第に其の数を増し総数約二百名乃至三百名に達し再び十一時半頃その主流は大講堂に移動これを占拠しこゝに大会を開き同日夕刻まで続行した。一方当局では同日午前十一時より一時半頃まで総長室に学部長会議を開催して総長より前夜来の事情の説明があり一同は総長の執つた措置を諒とし更に協議を遂げた。午後四時五十分頃折から学生等が大講堂に集合して会議開催中総長は事務局長、学生部長、西村事務官及び数名の警察官に護られて本部玄関に至り用意の自動車に乗車総長官舎に引揚げた。前日来総長室に留まること前後二十八時間に及んだ。

総長の脱出を知つた学生等約三百名は一旦玄関前広場に出たが六時半頃再び大講堂に引返し一部は露台に出て流旗を垂れ赤旗を打振り労働歌を高唱した。講堂内では討論情報等の報告メッセーシの朗読外来者の講演等を行い深更に至るまで氣勢を揚げて寝に就いた模様である。

なお四日門限後に入出した団体は日本新薬、専売局、京都

交通の各労組京都府教職員組合朝鮮民主青年同盟等があった。又午後十時頃から十数名の者が交互に市警局長公舎、総長官舎に押し掛け面会を求めたが何れも之に応じなかつた。

翌五日午前九時頃学生等の一部約七十名は更に市警局長公舎に至り面会を強要したが目的を達せず九時五十分頃再び隊伍を組んで正門に来たが、入門を阻止せられたので門を乗越え、守衛の制止を聞かずこれを開き不法に侵入し大講堂に入つた。

午前十時半頃より午後一時頃まで会議を開催今後の方針等につき協議し今回の大会はこれを以て解散し代表者として九大明専、東京商大、東京都立機工、東京都立農大、静岡高校、広島高校、全学連本部等に属する十名が居残つて飽くまで目的完遂に努力することを決議した模様である。午後一時四十五分頃全員大講堂を引揚げ市内に示威行進を行いつ、同日夕刻四山公園に於ける共産党京都府委員会主催の民族独立の夕の集會に参加した。

なおこの集會には共産党京大細胞二十名余と不採用の厚生女学部卒業生六名も登壇し卒業生の内一名は挨拶した。

〔中略〕

以上の件に関し当局としては六月十六日開催の評議會の議

を経て左の処置を執ることにした。

- (イ) 各学部、附属医専教授中より各二名及び学生部長をもつて調査委員会を組織し学生の懲罰に関する事実の調査を進めること
- (ロ) 各学部長医学専門部長学生部長をもつて学生懲戒委員会を組織し学長の諮問機関として学生の懲戒に関する意見を答申すること

〔以下略〕

〔レッドパージ反対運動〕

五 ストライキ禁止告示*

〔六〕
告示第九号
一九五〇(昭和二五)年一〇月一六日

告示第九号

学 生 生 徒 一 般

本学は学生ストライキを禁止する。従つてストライキを議せんとする学生大会及びストライキを目的とする一切の行為を許さない。蓋しストライキの如きは大学が国家社会から委託された研究及び教授の重大な任務遂行を阻害する

からである。一日と雖も大学がこの任務を放擲することは大学の自殺行為にほかならない。

伝えられる教授追放問題は党籍の有無や思想の如何によつてその地位が左右されるべきものではない。況んやリストの如きに至つては全く大学の関知せざるところである。大学は飽くまでもその本質と良心とに基く自主性を尊重し、その人事については伝統を継承して自主性を守りぬく。

学生諸君が師を愛し大学を憂うる真情は何人も共感するところであるがその意思表示は終始知性と良識とに基いたものでなければならぬ。諸君の公正な意思が大学の使命と秩序とに従つて表明されることは何等抑止されるものではなく大学の期待するところである。ただ大学の自治学問の自由を守るには常に深い反省と強い責任感とにより裏づけられねばならぬ。大学を信頼せず学生たるの本分に背反して強いてことをなすが如きものあらば、自ら大学人たることを放棄したものととして大学から去るべきである。

有為にして信頼する全学一万の学生生徒諸君。今こそ諸君は大学の自治と学問の自由との真の意義に深く思いを致し諸君の自主性と批判力を以て本学の将来の発展に寄与せんことを切に希望する。

昭和二十五年十月十六日

京 都 大 学

六 嵐の中に、「決起大会」開く〔抄〕

一九五〇（昭和二五）年一月一日

嵐の中に、「決起大会」開く 四学生を懲戒処分 板

鉄みになる輔導部

注目を浴びていた京大のレッド・パージ粉砕全学けつき大会は十七日学生の示した大会内容に種々の条件がつけられ暗礁に乗り上げるのではないかと思われたが、二十日に至りようやく大学、学生両者間で妥結、遂に二十一日午後一時三十分より法経第一教に室^{（マコ）}において開かれた、学外人の入場禁止のため八時すぎまで閉ざされた門で、あるいは会場入口で学生票の提示を求められるなど今までにない風景もみられた、この日集まった学生は千名にふえ、なんとし盛会裏に散会したがその直後学生課長のまたその翌日田代^{（秀徳）}輔導部長の辞意表明、学生の処分等新らたな問題の進展をみ京大レッド・パージ反対運動の前途にふた、び困難な錯節が予測されるにいたつた

告示撤回要求を決議

さる六日大会開催決定から実に二週間の難航の末開かれた大会から主催者である同学会委員らの面にも何かしら安緒^{（アツ）}に似た気がたゞよつてはいたが、絶えざる闘いへの緊張は一瞬にしてその色を消した

午後一時半、水口委員^{（秀徳）}長は開会を宣言、次いで大会運営についての大学からの通達をよみあげた

一、大会には一般市民および学生たるを問わず学外人は入場せしめない、入場者については同学会は大学と協力して会場入口においてその身分証明書の提示を求めること

一、講師の変更があつた場合には改めて大学の承認をうること

一、メッセージは学生団体以外は一切許さない、その朗読は同学会がなすこと

一、メッセージおよび大会宣言は事前に大学に提出してその承認をうること

一、大会の議事については同学会が責任をもつて大学の方針に従いかつ方法に抵触しないようになすこと

一、会場内の秩序保持に同学会は責任をもつて当り、場内においては大学の承認したスローガンを掲げ、プラカード、ピラは掲げないこと

一、大会の開催以外の当日の行事を行いたい場合は大学の承認をうること

この七項目であつた、ついで横田昭、安藤雄、中原晃雄の三君を議長団に選出して議事に入り経済学部大学院学生、京大職員組合、立命館大学第二部、大阪市大よりのメッセーじあり（ママ）、「一、学問思想の自由と大学を守れ二、政令六二号によるレッド・パージ粉碎三、進歩的教授団を死守せよ等九項目を圧倒的多数で決議しつづいて討論に入つた緊急動議として告示第九号の撤回要求案が圧倒的多数で可決された

「こゝではいえない」

討論は序々に白熱化していつた、この時立ち上つた一学生は「ストライキの決意をもつて闘え」と叫ぶや、ある学生は「ストが論議される以上大会の当初より臨席の田代輔導部長か角南学生課長の意見をきこう」と提案、採択の末輔導部長の発言を求めたが、部長はたゞ「こゝではいえない」と答えたのみ、討論は続行され、ふた、び角南学生課長より「ストライキの具体的論議および決定は許さない」旨文書をもつて学生に通達があつた、しかし学生はストの決意をもつて闘おうと意思を表明することは「具体的」ではないと判断さらに議論は継続されてついにストの決意をもつ

て闘うことが決議された、こうして延々三時間にあまる大会は終りに近づいてきた

予定されていた講師の講演をのぞき所定の議事を終えた大会に対して横田正議長は大会閉会を宣言した、大会はついに終つた、そして閉会宣言後「ちよつと待つてくれ全学連の代表がメッセーじを送りたいといつてゐるから聞きたいものは聞いてくれ」といつた、水口委員長は臨時の輔導部長、学生課長に大会終了を報告したが、これら大学代表者が「もう一度閉会宣言してくれ」と要望したので横田議長は再度大会終了を宣言した

〔以下略〕

〔前進座事件〕

七 十一月二十五日及同二十七日の不法学生大会について

〔抄〕

〔一五〕

一九五〇（昭和二五）年二月五日

〔表紙〕

「十一月二十五日及同二十七日の不法学生大会について

京都大学」

十一月二十五日及同二十七日の不法学生大会について

京都大学

去る十月東京方面に起つた学生騒擾事件は一応終熄をみたが、実力闘争による学生運動が関西方面に移される気配が濃厚となつて来た。果して同学会は、十一月二十五日を期して民族の独立と学問思想の自由を守るために「民族独立・戦争反対・レッドバーチ粉碎デモンストレーション」と称する市街デモを計画し、二十一日市公安委員会へ、許可申請をしたが、二十四日これは不許可となつた。更に二十七日を期して民族の独立と学問思想の自由を守るために

「三法案反対、レッドバーチ反対デモンストレーション」と称する市街デモを計画し、二十四日許可申請をしたが、これも、亦二十六日不許可となつた。然るに、偶々二十一日午後同学会演劇部が主催者となつて、前進座の河原崎國太郎等を招聘して、学生と懇談する為「前進座と語る会」の開催を大学に申請したが、翌二十二日分校新徳館での開催に関して問題が起つた。大学はその責任に於て、一旦開催を許可したのであつたが、二十二日に到り警察側より突如、昭和二十五年政令第三二五号に抵触の懼れがあるとして警

察官の立会を要求して来た。大学は学内集会に学外者の介入を極力避けるべく警察側と交渉を続けている間に、時刻が迫つて、この会が開催されるに到つたので、大学は一応その中止を命じた。その際川端署長も事態を憂慮して現場に来てゐたので、学生等の要求により署長は、警察側の見解を学生代表に説明したが、その時、既に派遣された警官隊は正門前道路上に待機してゐた。そして説明を終へた署長の退出に当り、これを妨害する学生約八十名と警官隊との間に揉み合が起つたが、大学側の努力と、警官隊の引揚とによつて、ようやく鎮静に歸し、この会は、結局続行不能となつた儘解散した。

同学会はこの問題に対し、警察への抗議方を大学に申入れると共に、他方この事態に乗じて、禁止された市街デモに代る政治的意図をもつた全学抗議大会を計画し、二十五日午後一時より法経第一教室にこれを開催したい旨を二十四日朝大学に申請して来た。大学は直ちに輔導会議を開催して、審議した結果、施行後日の浅い公安条例の学内集合に対する適用について、この際公安委員会と充分に協定する必要がある、大学に於て、これを促進すること、し、又二十五日の抗議大会は、その内容が政治的意図を含み、公安委員会の許可を要するが、その手続が時間的に不可能で

あるのみならず、同学会が停学処分中の学生を故らに委員長とし、責任者として主催するものであるからこれを承認しないことに決定した。大学は直に主催計画者にこの旨説明通告した。

学生等は二十五日早朝よりビラ、ポスター、プラカード、大型看板等を許可なく撒布、掲出して、活潑に宣伝を行った。大学は大会強行の気配を察知して、この大会が大学の認めないものであることを念の為掲示により学内に周知せしめた。当日は午前から輔導会議を開催中であつたが、学生の一部は、学長室前廊下に来り、(鳥養利三郎)学長に大会禁止の理由の説明を求めて、面会を強要して已まず、更に一部学生は会議を一旦終了して退庁せんとする学長を追つてこれに迫り、学長の乗車せんとする自動車を抑止しこれを制止せんとする小使を殴打する等の言語に絶する暴挙に出た。又大学は学外者が大会に来場して不穩の事態が発生する事を憂慮して本部の各門を閉鎖し入構取締りを行ったが、これに對しても、一部の学生が門扉を開かんとして守衛との競り合ひを惹起した。

午後一時過中央図書館前広場に停学処分中の学生を議長として全学抗議大会が不法に強行され、約三百五十名の学生がこれに参加した。大学は直ちに解散退去すべき命令を

数次に亘り発したが、学生等は大会を続行し、前進座事件について大学が警察に抗議すること、大会開催の責任が大学、警察側にあること、等の決議を行い、傍ら輔導部長室には大会禁止理由の説明を求めて学生等が絶えず押しかけた。大会は、引続いて学内デモに移り、本部構内を一巡した後、本部階下西側の廊下に闖入し、入口にバリケードを築き、一部学生達は、棒切れや石ころを携帯して屯ろするに及んだ。この頃正門前道路には、事態を重視して、警官隊が出動し来り、一触即発の情勢であつたが、大学は極力事態を自ら收拾せんが為、警官隊の引揚げを要請した。警察側はこれを諒として引揚ぐるに到つたが、学生等は解散せず、更に閉鎖しある法経第一教室に許可なく闖入して、学生大会を開催した。これに對しても大学は解散退去を命じたが、容易にこれに應ぜず、更に二十七日午後一時再び全学抗議大会開催等を決議し、大会は午后六時半頃に到つてやうやく解散した。その後学生等は引続き大挙して川端署に殺到し、不穩な行動に出て遂に検束者五名を出した。右の内二名は、深更に及んで釈放されたが、三名は送庁されるに到つた。

大学はこの日午後(一ツツ)も輔導会議を再開して、前後策を協議し、大学の禁止を犯して、不法に大会を強行した学生個々

の行動につき、各部署の協力のもとに速に調査確認することが申合せられた。

翌二十六日輔導會議を開催した結果、同学生会執行委員會の活動停止及委員會委員の改選を命ずることと、二十七日には、たとひ全学学生大会等が企図されてもこれを禁止すると共に、一般学生の軽挙妄動を戒める旨の訓戒を発することを決定し、それぞれ告示を以て発表した。(告示第十二号、告示第十三号)又同日懲戒委員會が開催されて、前日の全学抗議大会に関連して学生の本分を守らない行為があつたと認められた学生三十二名に対する懲戒処分を決定し公表した。(告示第十四号)

二十七日朝に到り、同学生会は第二回目の全学抗議大会を同日午後より法経第一教室に開催方の許可を申請して来た。大学は前日の輔導會議の決定に基き、これを許可しなかつたが、学生等はその禁止にもかゝらず場所をかえて中央図書館前広場に第二全学抗議大会を強行開催した。司会者及議長はいづれも懲戒処分中の学生が当り、約二百名の学生がこれに参加した。開会直後大学は解散退去を再度命令したが、大会は解散の必要なしと決議して続行し、「前進座と語る会」事件について、大学当局は警察に抗議し謝罪文をとること、大学の行つた一切の学生処分を撤回すること、

放逐された同学生会水口委員長及現執行委員會を信任すること、同学生会解散反対等の決議を行ひ、傍ら、検束者に対する救援資金カンパを行つた後、午後二時半頃大会を終了したが、引続き学部毎にそれぞれ行動を起すことになり、経済学部学生を中心とする十数名の学生は、学生処分の具体的理由の説明を求めて輔導部長室に迫り、大会終了後到着した宇治分校学生約百五十名もこれに合流して、入室せんとしたが、分校学生等は職員誘導で新徳館に引揚げ、輔導部長其他から説明を聴取したが、容易に納得せず、輔導部長の退出を阻止した。各学部の学生についても学部長、輔導委員其他がそれぞれ面談説得するところがあつた。

二十八日大学は懲戒委員會を開催し、前日の第二全学抗議大会に関連して学生の本分を守らない行為があつたと認められた学生に対して、懲戒処分を決定し、直ちに公表した。(告示第十五号)

二十五日、二十七日の学生大会は如上の経過の下に不法に開催されたのである。事件の性質は大学の許可しない集会を實力を以て強行したのであるから、大学として絶対に看過出来ないものであることは明である。研究教授の自由と大学の自治を守るためには、實力行使と云ふ暴力的、破壊的行為は、絶対に排除されなければならぬからである。

大学は九月以来学生運動に破局を来さない様輔導上極力努力して来た。他の大学では、行はしめなかつた種類の集会も本学では大学の責任に於て開催せしめ、学生の意志を合法的に表明の出来る様に取計つて来た。又二十五日、二十七日の両日共、無届且喧騒を極めた集会で当然公権の発動があつて然るべき状態であつたにかゝらず、大学は極力その介入を阻止することに努力して来た。かゝる大学の真意にも拘らず、今回の如き事件が強行されるに到つたことは大学としては極めて遺憾とするところである。

〔以下略〕

〔注〕 一九五〇年二月五日評議会における学長報告要旨。

〔天皇事件〕

八 公開質問状

一九五一(昭和二六)年二月二日
〔六〇〕

公開質問状

私達は一個の人間として貴方を見る時、同情に耐えません。例えば貴方は本部の美しい廊下を歩きながら、その白い壁の裏側は法経教室のひびかれた壁であることを知らうとは

されない。貴方の行路は数週間も前から、何時何分にどこ、それから何分后にはどこときつちり定められていて、貴方は何らの自主性もなく、定まつた時間に定まつた場所を通らねばなりません。

貴方は一種の機械的人間であり、民衆支配のために自己の人間性を犠牲にした犠牲者であります。私たちはそのことを人間としての貴方のために気の毒に思います。

しかし貴方がかつて平和な宮殿の中にいて、その宮殿の外で多くの若者たちがわだつみの叫びをあげ、うらみをのんで死んでいることを知ろうともされなかつたこと。又今と同じようにすちがきにしがたつて歩き乍ら太平洋戦争のために、軍国主義の支柱となられたことを考えると、私達は今もや貴方に同情していることはできないのです。しかし貴方は今も変つていません。名前だけは人間天皇であるけれどそれがかつての神様天皇のデモクラシー版にすぎないことを私達は考えざるを得ず、貴方が今又単独講和と再軍備の日本でかつてと同じやうな戦争イデオロギーの一つの支柱としての役割を果そうとしていることを認めざるを得ないのです。我々は勿論かつての貴方の責任を許しはしませんがそれよりも、なお一層貴方が同じあやまちをくり返さないことを望みます。

そのために私達は貴方が退位され、天皇制が廃止されることをのぞむのですが、貴方自身それを望まれぬとしても少くとも一人の人間として憲法によつて貴方に象徴されている人間達の叫びに耳をかたむけ、私たちの質問に人間として答えていたゞくことを希望するのです。

質 問

一、もし日本が戦争に捲き込まれそうな事態が起るならばかつて終戦の詔書において万世に平和の道を開く事を宣言された貴方は個人としてでもそれを拒否するよう世界に訴えられる用意があるでしょうか。

二、貴方は日本に再軍備を強要される様な事態が起つた時、憲法に於て武装放棄を宣言した日本国の天皇としてこれを拒否する様呼びかけられる用意があるでしょうか。

三、貴方の行幸を理由として京都では多くの自由の制限が行われ、又準備のために貧しい市民に廻るべき数百万円が空費されています。貴方は民衆のためにこれらの不自由と空費を希望されるのでしょうか。

四、貴方が京大に來られて最も必要なことは教授の進講ではなくて大学の研究の現状を知り、学生の勉強、生活の実態を知られることであると思いますが、その点について学生へ会つて話し合つていたゞきたいと思うの

ですが不可能でしょうか。

五、広島、長崎の原爆の悲慘は貴方も終戦の詔書で強調されています。その事は私たちは全く同意見で、それを世界に徹底させるために原爆展を制作しましたが、その開催が貴方の来学を理由として妨碍されています。

貴方はそれを希望されるでしょうか。又私たちはとくに貴方にそれを見ていたゞきたいと思いますがが見ていたゞけるでしょうか。

私達はいまだ日本において貴方のもつている影響力が大であること(マコ)を認めます。それ故にこそ、貴方が民衆支配の道具として使われないで、平和な世界のために、意見をもつた個人として、努力されることに希望をつなぐものです。一国の象徴が民衆の幸福について、世界の平和について何らの意見ももたない方であるとすれば、それは日本の悲劇であるといわねばなりません。私達は貴方がこれらの質問によせられる回答に心から期待します。

昭和二十六年十一月十二日

天皇裕仁殿

京都大学同学会

九 京大行幸事件の真相と同学会の態度

〔六〇〕

一九五一（昭和二六）年一月一日四日

京大行幸事件の真相と同学会の態度

市民のみなさん！

去る十二日、天皇^{（裕仁）}行幸の際京大で起つた事件をすべての新聞が真実から全くかけはなれた記事で紙面をうづめ、計画的な行動だとか、日本人にあるまじき行動だとかと言つて

私達学生に非難の矢を放っています。だがこれは全く一方的な、良識のない、悪意に満ちた非難であると共に、それ自身、日本人が天皇の前ではすべての自由、生きる自由さえも失なつた戦前の天皇制時代の再現を意味する以外の何物でもありません。

終戦直后では天皇の車を群衆がとり囲んで動けなくした事件がありました。だがその時は唯天皇と民衆の親しきを示すものとして語り草となつたのでした。私達の場合もそれと殆ど変らない事件であるに拘わらず、古今未曾有の不祥事として非難されるのは何故でせうか。成程私達は「君が代」のかわりに「平和の歌」を歌いました。だが嘗て多くの青年が天皇の名の下に異国の山河に屍を曝らした痛ましい思出を忘れることが出来ません。「君が代」や「海征かば」などの歌は私達の今は故き友の悲しい思い出をよみがえら

す全く不吉な歌としか受取れません。

私達の総意によつて決定される、象徴としての人間天皇に對して、天皇制時代の秩序と義務を強制することが出来るでせうか。新聞では「五万人の万才」等々と書き立て、います。だが強制的に全校挙げてお迎に駆り出された高校生、先生に引率された何も知らない児童がその大多數を占め、しかも自分の意志に反して、雨の中を傘もさ、ずに並ばされてゐることは痛々しい事ではありませんか。沿道一〇米おきに列ばされた警官、行幸の三十分以前に市電を止め乗客を徒歩させてゐる事実。これらは決して国民の希望する事ではなく、又天皇も決してそれを望んではいないと思ひます。このような全く常軌を失した歓迎こそ、せつかく人間になつた天皇を再び神様に引き上げつ、あること、それが「わだつみ」の道に通じてゐることを信ぜざるを得ません。だから私達は「君が代」ではなく「平和の歌」を歌つて天皇を迎え、天皇を送つたのであつて、他に何の意図もなかつたのです。

整然と迎えなかつた事についての非難を同学会にあげせる事は全くお門違いです。同学会は「天皇來訪に對して歓迎もしなければ拒否もしない。唯それを理由に警官が学内に侵入することには反対する。」という態度を取つており、時

計台前の出迎を指示し、統率したのは大学当局でありました。大学当局は集合した学生を充分に掌握することが出来ず、学生の自由意思の出迎に対して、市警五〇〇名以上を学内に入れて戒厳令状態を勝手に作り、かえって学生を刺戟し、全く傍観的な学生までその中に巻き込んでしまったのです。同学会は大学当局及び市警では混乱を收拾し得ない現状を見て、市警の退去と学生の後退を要求して事態の收拾に努め、学生側はその要求を実行しましたが、市警は学内から退去しなかつたのです。田代輔導部長までが「私も警宮隊^(マヤ)が入らなければ今度のような事は起らなかつたと思う」と云つております。

このように全く「事件^(マヤ)にならない事件をデツチ上げ、新聞ラジオは京大生が古今未曾有の叛逆罪を犯したように宣伝し、再軍備論者芦田均は「日本から出て行け」とわめき、水谷長三郎は「民主化されていない」と慨嘆しているし、奇怪にも大学当局は同学会を学生代表として処分しようとしてゐるのです。

同学会はこの事件を喜劇ではすまされない峻厳な現実として全京都市民と共に注視せざるを得ません。私達は、天皇行幸という和やかな雰囲気の中で、天皇を再び神様に引き上げ、恐ろしい侵略戦争と国民の奴隷化を行おうとする動

きがありありと感知出来るのです。

市民のみなさん！だから私達は皆さんに訴えます。私達は人間としての天皇ならば私達自由意志で歓迎することに大賛成です。だが天皇によつて私達の持つてゐるすべての自由が奪われる昔の神様天皇にすることに絶対に反対して下さい。二度と戦争と軍国主義に天皇が利用されないように努めて下さい。

これが、戦争の恐怖におのゝく日本国民の切なる願いであるし又私達京都大学々生のみなさんに対する訴えであります。

一九五一年十一月十四日

京都大学同学会執行委員会

一〇 同学会解散命令*

〔六〕
告示第一三三号

一九五一(昭和二六)年十一月一日

告示第十三号

京都大学同学会の解散を命ずる。

昭和二十六年十一月十五日

京 都 大 学

理 由

同学会は、本学学生の自治団体として学生生活の發展向上に資する為に大学が認めて来たものであるが、近來その活動には学生活動として屢々妥当を欠くものがあり、大学はその都度あらゆる方途を以て輔導訓戒し、その健全な運営を期待して来た。

然るにも拘らずその活動は、学生全般の意向を反映しない傾向を呈し、学生の教育指導に有害な動きを示し来たり、遂に本月十二日本学への行幸に際しての混乱を惹起するに至つた。斯くの如きは、本学学生の最高自治機関たる同学会が、その自治能力を完全に喪失したものである事を示すものである。よつて解散を命じた次第である。

一一 十一月十二日京都大学行幸に際し生じた混乱について
(第二次報告)〔抄〕

一九五一(昭和二六)年十一月十九日

〔二五〕

〔表紙〕
「昭和二十六年十一月十九日」

十一月十二日京都大学行幸に際し生じた混乱について
(第二次報告)

京都大学

一、天皇陛下〔略〕の本学行幸は京都府の御巡幸予定にあつたものを御受けしたのである。本学では別紙行幸要項によつて御迎えすることとした。

一、陛下には十二日午後一時二十分本学に着御、表玄関より〔蔵部機密〕学長御先導申上げ便殿と定められた学長室に入御、学長より本学学事一般の上奏を御聴きになられた後、第一会議室に於て学部代表七教授より研究発表を聴取せられ、御熱心なる御下問もあり、御説明終了は予定より約十一分間なが引いて二時十二分恙なく本学より還幸あらせられた。

一、行幸については授業を休止しないで奉迎する方針をとつた。当日の御警備については市警察局長、警邏部長並に管轄署長等と二回に亘り協議の結果、学生の良識を信頼し大学構内は自主的に大学に於て警備することとし、別紙警備要領に従つて手配をした。少数の制服及私服の警官が主として、交通整理のため構内に配置された。

一、行幸について本学全学生の自治団体である同学会は関心を向けていたが、十一月九日配布の学長宛申入書と

称するピラに於て概ね左の如き態度をとっていた。

「……われわれは、天皇の来学を特別に歓迎する意図もたないけれども、又人間天皇がわれわれのありのままの姿をみるのを拒否する意図もたない。しかしながら、この天皇の来学に際して、警官隊が多数入ることは、大学の自治の立場から、学内における秩序維持の立場から絶対に拒否する。われわれは、真理探求の徒としての理性をもち、大学当局と学内の秩序維持に対して、責任を負うのにやぶさかでない……更にわれわれは学生代表も天皇とあうことのできるよう取扱われんことを切望している。……」十一月十日午後に至り陛下への「公開質問状」と陛下との面会を求めた学長への申入書を大学当局に提出してきたのでこれを拒否した。その公開質問状は別紙写の通りである。そして十二日午前同学会は右公開質問状のピラを非合法に配布した。同日午前十一時同学会代表に対し学長より面会は不可能であり公開質問状はとりつがない旨重ねて申し渡した。その後奉迎の学生達に対し同学会学生は拒否された顛末を宣伝した。

一、別紙警備要領に従って所定の場所に約一〇〇〇名の職員学生が行幸をお待ち申上げた。着御十分前頃に、プ

ラカード四本を掲げた約十数名の一団が警備員の制止を聞かず東側奉迎列の背後に来、その後正門近く東側の二、三〇名の一団が奉迎線より押し出したのを機会として東側奉迎線全般が前に押し出て混乱して来た。この頃正門より学生数十名が入構して西側奉迎線について。ために御通行の道幅はせばめられたが、陛下は予定時刻に表玄関に御着になった。この間前記プラカードを中心とした一団の学生達が「平和を守れ」の歌をうたい始め、東西奉迎線の一部学生達も出て来て陛下が入御せられた後には空の御料車を中心に人垣の輪を作って合唱し出すに至った。この中には潜入していた他学校の学生生徒が相当数認められた。秩序を全く失い極めて憂慮すべき事態に至ったので、警備員は必死になってこれを阻止すると共に表玄関扉を閉じた。混乱状態を確認した大学当局は即時もとの位置に復するよう拡声器で繰返し命令を出したがその効果なく、止むなく現場の整理をなすために警察権の発動を要請するに至った。

右要請を受けた警察当局は直ちに出勤し現場の整理に当たったが、乱斗騒ぎも逮捕される者もなく、秩序の恢復した中を鹵簿は御出門になった。(なお現場の状況に

ついては別添写真参照)

一、鹵簿還幸直後約二百名余りの学生が現場に於て〔田代秀徳〕（角南正志）部長学生課長を取囲んで警察官出動について抗議し来

り、引続き法経第三教室に於てこの問題を中心に更に抗議が続けられた。

一、上述の如く陛下は恙なく還幸せられたが本学行幸中部学生に常軌を逸した言動があった。この甚だしく良識を欠いた学生の言動が社会を刺戟し、本学の名譽を損うに至つたことは極めて遺憾であつた。〔中略〕

京都大学行幸要項

一、十一月十二日午後一時二十分御着、午後二時御発。

二、本部正面玄関車寄に着御、学長御先導学部長扈從、本館階上学長室に到る。

三、学長より学内の教育其他一般状況につき奏上。（五分間）

此の間学部長及研究資料説明者は第一会議室にて待機。

四、学長御先導第一会議室東扉口より入室、学長より学部長御紹介、学部長より説明者御紹介、説明者より資料につき御説明、此の間御下間に奉答。（別紙参照）

五、学長御先導学部部長扈從第一会議室西扉口を出て車寄に奉送。

六、一般奉迎者の位置は表門より車寄に到る間の屋外所定の場所。

本部屋内所定の場所（御通路及其の附近）は当日特に指定する者のほか出入制限。

混雑を避ける為本部構内に通ずる諸門は正午より午後二時迄一般学外者の出入を制限す。

七、屋内に於ける報道関係者の写真撮影及固定マイクは第一会議室所定の場所に限る。

八、当日の授業は休止せず。

九、学長、学部長、説明者は服装モーニング、其の他平服。

二、御警衛は学内関係者に於て万全を期すると共に関係方面との連絡を緊密にすること。

説明資料

題 目	説 明 者	
	職 氏 名	
1 犯罪の現状	法学部教授 滝川 幸辰	
2 脈管外通液路系の研究	医学部教授 木原 卓三郎	
4 チタニウムの利用	工学部教授 阿部 清	

7	慶陵とその壁画の研究 ——十一世紀における遠代帝王 陵の調査研究——	文学部教授	田村 実造
6	岩塩等の人工単一結晶	理学部教授	内田 洋一
5	鉄鋼業の経済学的研究	経済学部教授	豊崎 稔
3	白米の栄養化学	農学部教授	近藤 金助

〔以下略〕

〔注〕 別紙警備要領は省略。

別紙写真は省略。六二四頁(八)を参照。

〔全日本学園復興会議会場問題、荒神橋事件〕

一二 きよう抗議大会強行か 深更の交渉物別れ 京大同

学会議場問題で一波乱(抄) 一九五三(昭和二八)年一月七日 二二九

きよう抗議大会強行か 深更の交渉物別れ 京大同

学会議場問題で一波乱

既報〓京大同学会では六日午後六時から中央執行委員会を開き、八日からはじまる全国学園復興会議(つこ)の大会場として予定されている京大法経第一教室の使用許可問題について討

議した結果、学内の建物は学生が使用する権利があり、法経第一教室の使用交渉はあくまで続行する方針を再確認、七日午後一時時計台下に抗議集会を開催することを決定した。

この交渉は五日午後十一時から京大準備会委員数人が学長宅を訪れ午前三時まで学長が病気のため門を隔てて筆談交渉を行うなど極めて強硬な態度を見せていたが、六日も朝十一時から当面の建物管理者である本田會計課長と、続いて米田全学連中央執行委員長(経四)小野同学会委員長(松浦準備会委員長(文三)らが井上学生部長、柴田学生課長らと話し合いを続けた。しかし学校側は学内規定を曲げることは出来ず、また七日の時計台下の集会は二十四時間前に届出る規定から許可は出来ない旨を同学会に通知した。これに対して同学会では学校側の許可、不許可に拘らずあくまで強行するハラを示しており、大学側でもこの集会には他校の大学生が参加するのではないかと警戒、深更まで学生部委員会を開いて対策を練るとともに法経第一教室の使用について特別セン議をするため補導会議もしくは学部長会議を持つよう井上学生部長から学長へ進言することとなった。

〔以下略〕

一三 学生デモ隊、鴨川へ雪崩れ落つ 荒神橋上・阻止の

警官隊と衝突 突如、ラン干壊れ11人が重軽傷〔抄〕

一九五三（昭和二八）年一月一二日

〔二九〕

学生デモ隊、鴨川へ雪崩れ落つ 荒神橋上・阻止の

警官隊と衝突 突如、ラン干壊れ11人が重軽傷 抗

議集会後に解散無視し行進

（駿治郎）

開会前からイザコザを続け、その間服部京大大学長辞任問題まで織りこんだ全日本学園復興会議は、四日目の昨十一日、ついに警官隊と衝突し荒神橋から墜落した学生側に十一人の重軽傷者を出す流血の惨事を起したうえ学生側は派出所襲撃、警察への抗議デモなど実力行使に出で、警官隊はついに発煙筒を投げて解散させるという激化した事態に発展した。

もみ合い最中に

この日午後一時から京大本部時計台前に学生約二百人が集り、四度目の「抗議集会」をひらき、法経第一教室を解放

せよ。警官導入の責任を問う」と内阪庶務課長室に押しかけ、電話線二本を切断して同課長を詰問、午後三時正門前に「わだつみの像」を迎えて氣勢をあげ、大学建物の学生

（内藤敬夫）

管理などを決議したのち、立命大で開催の「全京都統一大学祭」に参加のため午後四時すぎ学生百人がデモ行進に移り、京大吉田分校前から医学部内を抜けて川端通から荒神橋を西行したが、これを公案条例違反として同橋上で中立売署松浦警部（見習）指揮の三十五人の警官隊が阻止しようとして西と北側からデモ隊を包囲して学生の一人を逮捕しようとしたので激しいもみ合いとなり、そのはずみに突然同橋中央やや西寄り南側のランカン約十五メートルが壊れてあッという間に学生十三人が十メートル下の鴨川河原と河中に転落、別項の通り十一人の重軽傷者を出し、負傷者は直に上京救急車で府立病院と第二日赤に収容された。

〔中略〕

反転し派出所襲撃 一隊は中立売署へ投石 軽傷四人

このため学生たちは負傷事件は警官の責任であると憤激、京大生は一たんそのままデモつて立命大に入つたが、午後五時半再び四列縦隊でデモを開始、約百五十人が川端署荒神口派出所に押しかけ石、割木、カワラで同派出所表戸四

枚を破壊して立命大にひきあげ午後八時半から『全京都統一大学祭』と『全国教育大学祭』を抗議集会にきりかえた、日本共産党岡本務一氏の演説、資金カンパについて荒神橋事件の警察側の責任を問おうと市警、中立売署へ抗議デモを行う提案を満場一致で決議。

即刻約五十人の第一団が中立売署へ向い児島署長に面会を求めたこれとは別に労働会館で開かれた『国際青年デー』の青年婦人代表約十五人も同様同署へ押しかけて合流、同九時半まで責任者に会わせると迫つたが同署長不在のため押問答をつづけ

一方立命大に残つた約六百人は同八時五十分スクラムを組んで立命大を出発、河原町通を南下、丸太町通を西へ、九時半市警表門でジグザグデモに移り、さらに十時十分中立売署へ向い前記の一隊と合流署内に投石、阻止しようとした同署員の警棒を奪つたので十時半待機中の武装警官約三百人が発煙筒を投げ実力を行使して解散させた

なおその際学生側は数人の負傷者を出し、うち四人はパトカーで第二日赤に収容された。

学生はなだれを打つて御所を抜け分散して立命大に集合、検束者は一人もなかった。

〔以下略〕

一四 学生処分に關する告示、

告示第一〇号

一九五三(昭和二八)年二月一日

告示第十号

本 学 生 一 般

本学は、全日本学園復興會議に教室を使用することを禁止した。管理権の及び得ない不特定多数人の集会に對して、本学が責任をもつには、限界があるからである。学内集会規程第三条は、これを明示している。

今、しばしば問題となる大学と政治活動について、念のため一言しておくならば、大学は、飽くまで政治的に中立でなければならぬ。一党一派に偏する活動を許容すれば、反対党派の干渉は、必然的であり、大学は、政治的闘争の場と化して、自治は、破壊し去られる。本学は、国家から寄託された教育と學問研究の重大使命達成のために、あらゆる妨害的事情を排除して、断固進む決意である。学内諸規程もかかる見地から理解されなければならない。

今回、生起した一連の学内不祥事件に關して、数名の被処分者を出したことは、はなはだ遺憾であるが、そのうち四名までが同学会役員中重要な地位にあるものであることは、猛省されなければならない。学生諸君は、この点に思

いを致し、学生自治の在り方に対して、深甚の関心を寄せるとともに、学生の本分を自覺して、再びかかることのないよう要望してやまないものである。

昭和二十八年十二月一日

京 都 大 学

〔第二次瀧川事件〕

一五 京大へ警官隊出動 記念祭問題で乱闘騒ぎ 学生、

総長をカン詰 遂に実力で強制退去〔抄〕 〔二九〕

一九五五昭和三〇年六月四日

京大へ警官隊出動 記念祭問題で乱闘騒ぎ 学生、
総長をカン詰 遂に実力で強制退去

既報―来る十八日の京大創立記念日に引続き二日間開催される記念祭の屋外集会禁止をめぐる大学側と学生側の交渉は、^{〔幸甚〕}瀧川総長がきよう外遊の途につくため、三日午後一時から本部応接室で瀧川総長と池田^{〔清造〕}同学会中執委員長ら代表十人が面接、公開質問状の三項目について回答を求め話し合ったが、解決にいたらず、学生約百人が瀧川総長を本部二階総長室に軟禁状態にしたため、遂に大学側は午後九時過

ぎ警官隊の出動を要請、学生の強制退去を実行使で行うに至り、一昨年の学園復興会議に次ぐ不祥事態が起つた。

学生隊、死物狂いに抵抗

同日午後一時から一時間にわたつて行われた学生と瀧川総長の会談で、総長は学生側の提出した公開質問状に対し、学内の意思がどうあろうと、記念日は式典だけでよく、創立記念祭をやる必要はない。大学の自主性を守るため、学外者の入る恐れがある屋外集会は公安条例の問題もあり絶対許可できない。また全国学生の集つて行う哲学、医学ゼミは諸君のような学生が行う必要はない。

と回答、学生側の懇請は受入れられず決裂した。このため、本部東側階段に詰めかけた学生約百人は「総長と会わせろ」と階段にビケを張つた。大学職員、守衛らと小競合いを演じ、次第に激こうした学生は、西側階段から法学研究室に行こうとした瀧川総長を追つて本部裏庭で総長を取りまき、かばおうとした大学職員などと小競合い、なぐり合いを行い瀧川総長を総長室に軟禁、再び東側階段に集つた学生は、^{〔首魁〕}高橋同学会議長から経過報告をきいたのち、同日の会談で瀧川総長が発言した「同学会代表は全学生の代表かどうかわからない」という言葉に対し、釈明を求めるとともに、

公開質問状の三項目について、さらに明確な返答を求めようと決議、田中^(同友)中学生部長を通じて滝川総長に回答を要求したが、回答が得られず、学生達は階段に座り込み、インターなどを高唱、一方同学会執行部は学生部と交渉を続けた結果、園遊会などを含む記念祭のプランを学生部委員と学生の間で再検討することを認めるなら、学生側は解散するという条件で滝川総長に回答を求めた。

しかし午後九時に至り大学側は「午後九時二十分までに解散しなければ、不法集会と認め、適当な処置をとる。プランの件は学生部委員会を早急に開き、学生の希望を伝える」と強制退去を命じたが、学生側はさらに激こうして、ピケを破つて総長室前廊下になだれ込み、総長との面会を強要、総長、学生部責任者の退任要求などを決議した。

このため、事態を重視した^(護治)芦田理学部長、^(雅義)石橋理学部教授ら教授数人がかけつけ、事態の收拾をはかったがまとまらず、大学側は川端署に警官隊の出動を要請、和田川端署長指揮による警官百五十人が出動、正門前に待機し、森川端署次席らが平穏な退去を要請したが学生側はなおもインターなどを高唱応じないため、遂に午後十一時警官隊が実力行使の止むなきに至り、学生達は労働歌を合唱しながら前

後左右にがつちりとスクラムを組んで総長室前で座込み、死にもの狂いに抵抗したが、次ぎ次ぎにもぎ離されてゆく。思い切り警官の腹をケ飛ばす者、手にかみつく者、便所の中へ逃げ込むものなど、無茶苦茶に暴れ回るので警官も汗だく。両手で顔を覆い、涙をぬぐっている石井補導主事の姿が痛々しい。学生の中には鼻血を出したり脳しんとうを起したり、服を破つたりした者も数人あり、同十一時半学生は時計台前で抗議集会を行い解散した。

〔以下略〕

一六 声明書〔同学会中央執行委員会〕

〔八二〕

一九五五(昭和三十〇)年六月四日

声明書

京都大学の創立を、教授・諸先生・職員の人々と共に、心から祝いたいという全学生の要望に対し、滝川^(幸成)総長はついに自ら警官の泥靴と暴力を時計台に導き入れることをもって報いた。

昨日、同学会代表は、午後一時から一時間にわたって総長と会見、さきに提出した公開質問状の趣旨にそって次の要望を行い話し合った。

〔一〕学生は創立記念祭を、教授・諸先生・職員の人々と共に全学あげて心から祝いたい。どうしてもそれがいけないのか。

〔二〕全国学生ゼミナール哲学部会の関西ゼミを禁止されたが学生の自主的な勉強活動の意義を十分認めてほしい。

〔三〕さきの会見(五月二十三日)の際、総長は園遊会の具体的内容は学生部と話し合ってくれと言われたが、その後、学生部は秘密裏に何ら話し合うことなく学生部委員会を開き「屋外集会は一切禁止」と云う決定を一方的に押しつけて来た。さきの約束とは違う。

これに対して総長は、

〔一〕教授や学生が一緒になってやることは良いが、創立記念日は昔からのしきたり通り、大学が主催する厳肅な式典だけで残しておきたい。レクリエーション的なものをつけることは好まない。

学生の要求は聞き入れる時もあり聞き入れない時もある。

〔二〕自分は法学部のことしか知らないが、そう云った自主的な活動が実績があるならば外でやったら良い。自分には必要ないと見ている。君らは未熟だから勉強すればいい。

〔三〕学生部はとにかく禁止を決定した。

と答えられた。この会見の中で、はっきりした事は、学生の自主的な活動を単に認めないだけでなく、それを押しつぶそうとする学生部を通じて現われていた大学の最初からの態度であり、さらに、ただ大学側の決定をはなはだしきは総長の個人的趣味を、学生の要望を顧慮することなく一方的に押しつけようとする態度であった。

私たちはここに問題の本質を見る。一体学生が先生方と一緒に京大の創立を祝い、京大の学問の発展を考えていくのが何故悪いのか。

今学内の随所にわき起っているうた声、各教室、ゼミ、サークルで具体的に進んでいる自主的な学問の芽、それらが、合して一つに和し、芽が伸びて大きく育つのを恐れている人が時計台の下にいるからにちがいない。

創立記念祭で学生と先生が本当に一つに手をつなぐのがこわいからこそ、かくも強硬に弾圧して来るのであろう。

私達同学会中執は当初から一貫して大学当局と真に話し合っ
て具体的なプランを作って行こうと言う態度を堅持して来た。不幸にして私たちのこの態度は大学側の一方的な決定押しつけの前に無にされてしまった。昨日の不詳事(マツ)はまさしく大学当局のこのような話し合いを拒否する一方的な態度にこそその真の原因があることをここではっきりとさ

せたい。

私達同学会中央執行委員会は京大六千の学生を代表して自ら数百名の警官を現に導き入れ又その条件を作り大学の自治をふみにじった滝川総長に断固として抗議する。又、大学の自治を侵しその上私達の学友を蹴とばしつき落して二名の負傷者を出させた市警に抗議しその責任を追求する。さらに、話し合う態度を拒否し私達学友の自主的な活動を一切おさえつけようとする態度について総長、学生部に強く抗議する。

最後に学友諸君に訴えたい。私達は私達の力を信じよう。室の中から響いて来るあのう□^(たか)声は何をもつてしてもうち消すことが出来ないほど力強くなっている。この歌声を本当に結集して創立記念祭を行なうことこそ私達は私達の統一と団結をかちとることが出来るのだ。あらゆる自主的な活動を全て創立記念祭に結集して行こう。これこそ私達の本当の力である。

今度の攻撃は全学生の結集体としての同学会に対する攻撃である。同学会を真に私達学生一人一人のものとして守って行こう。

(マコ)
昭三十年六月四日

同学会中央執行委員会

一七 同学会解散命令、

(一六)
告示第八号

一九五五(昭和三〇)年六月五日

告示第八号

京都大学同学会の解散を命ずる。

昭和三十年六月五日

京 都 大 学

理 由

同学会は、本学の全学生を会員とする全学的学生自治団体として、全学学生生活の発展向上に資するために大学が認めてきたものであるが、昭和二十九年十一月の文化祭に際して、その代表は大学の再三の勧告及び禁止にもかかわらず、二回にわたり大学とのとりきめをじゅうりんして学外者を交えた不法の屋外集会を強行した。よつて大学は昭和二十九年告示第七号を公布し、同学会に対し猛省を促し、今後における自治活動のあり方について警告を発するところがあつたのである。

しかるに今回昭和三十年度創立記念祭の実施に当り、大学は右の告示第七号公布後初の文化行事であるに鑑み、予め同学会に対してしばしば深甚なる自重を要望し、理由を明示してたびたびの助言指導を行うと同時に、^(滝川学長)総長自らも

渡欧直前の多忙な時間をさき、五月二十三日及び六月三日の両日にわたり同学会代表と面接し、学生の希望を直接に聴取した上、卒直に大学の決定の理由を述べ、これに従つて行事の支障なき実現を要望したにもかかわらず、同学会代表は終始自己の要求を固持して譲らなかつた。かくて六月三日、約九時間にわたつて総長の行動の自由を束縛するといふ不祥事態の発生をみるに至つたのである。

即ち、同日午後一時から二時まで、総長は総長応接室において同学会代表十名に面接し、平穩裏に面接を終つたが、二時半頃総長退出の途中、多数の学生が総長を取り囲んで阻止し、あまつさえ暴力を加えるに及んだ結果、総長は退出できなくなり、やむなく階上の総長室に引返した。よつて大学は階下に参集したこれらの学生に対し直接理由を述べて即時解散するよう勧告したが、同学会代表は依然として決定の理由が納得できないと称して積極的に解散につとめず、むしろ参集学生に同調し、総長が自らその場に来て説明することを強要し続け、けん囂を極めた。

大学はこの事態の收拾策として、同学会代表に対し数度にわたり現場及び別室においてかかる学生群を背景にして面会を強要することは、大学人としてとるべき態度ではなく、且、この事象の^(ママ)継続は、創立記念祭の実施はもとより

秋季文化祭及び同学会存立に重大影響を与えるであろうことを明示し、全学的自治機関としての同学会代表の善処を終始要望し続けたのである。

しかしながらこの段階においても、同学会代表は依然として態度を変えず、遂に大学は同学会代表に対して午後九時前、次の最後の発言を行つた。

一、学生部委員会を開いて君達の希望を報告する。

二、総長は明日出発されることであるから、九時二十分までに解散せよ。

三、解散しない場合は不法集会と認め、適当な措置をとる。

同学会代表はこれをきき、ただちに席を立つて参集学生にこれを伝えると同時に、百数十名の学生と一体となり、総長室前に乱入して来た。ここに及んでは、非常措置以外の方法で総長の不法監禁の状態をとくことは全く不可能となつたので、遂に大学は止むを得ず警官隊の出動要請を行つたものである。同学会代表のかかる一連の行動は、学生全般の意向を反映した妥当なものとは断じて考えられない。よつて大学は、同学会が全く自主性を失い、全学的学生自治団体としての機能を完全に喪失し、もはや学生相互間の秩序を自ら維持する能力なきものと認め、その存続は却

つて学生の自治活動を阻害するおそれがあるが故に、解散を命じた次第である。大学は、この解散が、学生生活の発展向上に資すべき健全なる自治活動育成のために、深甚なる反省の契機たらんことを希望する。

〔安保改定問題〕

一八 京大初の全学大会 教授も「賛助」で出席 「国会解

散要求」を宣言〔抄〕

〔二九〕

一九六〇（昭和三五）年五月二七日

京大初の全学大会 教授も「賛助」で出席 「国会解
散要求」を宣言

教授から学生、売店のおばさんを含む京大史上初めての「国会解散を要求する京大全学大会」が二十六日の昼休み、京大の図書館前広場で行なわれた。この大会は大学院学生懇談会が、はじめ同学会と職組、生協、教官に呼びかけ、五者共催で開く予定だった。しかし二十四日の学部長会議で「もし外部から政治活動と混同されては」と心配、大学院と同学会が主催し、あとの三者を「賛助」の形で認めることにしたいわくつきのもの。

図書館前には、貝塚茂樹（人文科研）杉村敏正、宮内裕（法）出口勇蔵、島恭彦（経）各教授ら約二百人の教官をはじめ、各団体からおおよそ三千人が集まり、広場には入り切れず付近の建物の窓や屋上を埋めた。大会では貝塚教授らがあいさつ

（信介）

▽国会の即時解散▽岸内閣の暴挙に抗議▽会期延長と単独採決無効

などを決め、大会宣言を国会、内閣へおくった。会場には白い実験衣や背広姿も多く、スローガンにも直接安保問題に触れないという大学らしい気の配りようだった。

京大ではこのあと、学生側が府学連集会へ参加、生協は三時半から学内売店や食堂を一斉に閉めて職場大会を開き、職組や教官有志も夕方からの円山大会に参加するなど全学的な盛り上がりを見せたが、国立大学では異例のケースとして注目される。

〔以下略〕

一九 大会宣言〔国会解散を要求する京大全学大会〕〔三五〕

一九六〇(昭和三五)年五月二六日

大会宣言

われわれは、今、日本の将来を決定する一つの転機に臨み、全京大の教官、職員、学生の決意を名実ともに一つに結集した。京大史上にはじめての否、国立大学においても初の全学大会の名において、われわれは宣言する。

われわれは、国会の会期延長・安保単独採決を認めない。何故なら、それは警官と暴力団の護衛の下に、国民の声を押しつぶして強行されたからである。

われわれは、民主主義と憲法をわれわれ自身の手で守り育てることをここに更めて誓う。何故なら十九日夜半の岸(眞企)自民党内閣の暴挙は、ことの重大さを深刻に示しているからである。

日本の将来は、国民の意志により決められるべきである。そのために即時国会の解散を要求する。

五月晴れの今日、過去の暗い経験を繰り返すことのないように「今為すべきは何か？」という歴史の問いかけにわれわれは力強く答えよう。この答えの拡ろがりこそ、五月晴れに新緑の映える平和な未来を約束するであろう。

国民との連帯の下に、理性と真理の旗を頭上高く掲げ、

歴史の審判に責任をとることこそ国民の大学に寄せる期待と信頼に答えることである。

一九六〇年五月二十六日(ママ)

国会解散を要求する 京大全学大会

〔注〕『京都大学新聞』一九六〇年五月三〇日に掲載。

二〇 創立記念式中止*

告示第八号
一九六〇(昭和三五)年六月一七日

告示第八号

学 生 一 般

議会政治の混乱とそれに伴う社会不安によつて、大学の機能を平静に遂行しえない事態となつてゐることは、きわめて遺憾である。

かかる不安と憂慮のなかに式典を取り行なうことは不適当と考え、六月十八日の創立記念式は取り止める。

昭和三十五年六月十七日

京 都 大 学

二二 総長談話

一九六〇(昭和三五)年六月一日 (二六)

総長談話

さる六月十八日、平澤^(奥)総長から左の談話が発表された。

最近の国会デモ事件で、学生にも多数の死傷者を出すような事態が生じたことはまことに遺憾にたえない。これには、種々の原因があるであろうが、とくに国会の正常な機能が停止し、民主主義が危機にひんしたことにあると思われる。

このような社会不安を反映していまや大学は正常な運営を阻まれ、さらにその自治すらおびやかされようとしている。

およそ暴力は、如何なる形のものであつても否定されなければならぬ。しかし、その前提としては、議会主義と民主主義のすみやかな確立が必要である。

わたくしは、今日の事態において、全学の協力のもとに、大学自治の擁護と学園の正常化とに、最善の努力を傾けたと思う。

「東南アジア研究センター問題」

二二 平沢総長にたいする公開質問状

一九六二(昭和三七)年六月八日 (二八)

平沢総長にたいする公開質問状

六二・六・八

京都大学大学院生協議会中央委員会

東南アジア研究センター設立が、着々と進んでいることが公表されました。その設立目的が「真に客観的、学術的研究」の推進にあると強調されているにもかかわらず、すでに声明で述べたとおり、我々はこのセンターが活動を開始したならば、必ず果すことになるであろう政治的役割を極めて憂慮するものであります。そのため、東南アジア研究委員会の長である先生に次の質問にお答えくださるよう要望いたします。

(一) この研究計画は、ほとんど専らフォード財団援助資金に依存しています。ところで同財団が先ごろ日本・台湾・米国での現代中国研究促進のため資金援助を行った際、発表したステートメントは同財団の援助が重大な目的を持つことを明らかにしました。すなわち、(1)「中国研究のためと、政策決定のために事実の基礎を供給」し、(2)「アジ

ア・ヨーロッパの学者の協力関係を強め、アメリカと外国の経済学者との協同研究計画」を進める点にあるというのであります。現代中国研究促進のための援助も、今回の東南アジア研究センターに対する援助も、フォード財団対外政策部長エバートン氏の推進にかかるものであり、我々としてはこの二つの計画が、全く同一の目的に従わされるべきものであると判断せざるをえません。つまり、今回の計画は、日本の知識人研究者を、アメリカの対外政策のための、アジア研究に動員する目的をもつものであり、さらに日本人研究者をアメリカとのみ協力的な人間に作り上げるという目的のもとに、遂行されるという結果をまねくことは不可避的ではないかと考えます。

もし、以上のとおりであれば、この計画は、「真に客観的、学術的」と強調されるにもかかわらず、きわめて政治的性格が強いものに、とりわけアメリカの対外政策の協力者としての性格の強いものにならざるをえないのではないでしようか。

この点に対する先生の御見解を表明して、我々の疑問を解いてくださいますようお願いします。

(二) そのことに関連して、この研究に用いられる「地域研究」(Area Studies)の方法は、この計画の推進者の一人本

岡武助教授の説明によれば、アメリカの対外援助計画(Overseas aid policy)の失敗の経験の後に、「後進国」援助を成功させるための総合調査の目的で作り上げられたものであり、かつその研究はアメリカの国策遂行と社会の発展に役立つかどうかの二つの観点から常に評価・再検討されているものであります。

アメリカのアジア政策に役立てる目的で支出される資金を用い、その上アメリカのアジア諸地域支配の政策決定に奉仕する目的で編成された研究方法を使って、東南アジアの総合研究を行うことは、いかに研究者が「真に客観的・学問的研究」をめざそうとも、客観的には日本人研究者の自由で、自主的な研究の遂行という点からみても、きわめて遺憾な性格をもつものになると考えます。東南アジア諸地域人民に対するアメリカの経済的・政治的政策に協力・奉仕する結果になるとしか考えられません。このような結果をまねかないといふいかなる保障が設けられているのか、明らかにしていただくたく存じます。

(三) さらに我々が関心を深くするのは、この計画の重点がビルマに置かれている点であります。四月二一日、ビルマ政府がフォード財団、アジア財団をはじめとする民間機関の活動を全面的に禁止したと伝えられます。従来のそれら

機関の活動は多岐にわたっており、産業・農業・社会・教育をはじめとする総合調査研究はその主要部分を占めています。ビルマ政府が民族主権確保に害ありと認めて禁止した活動と同様な活動を、フォード財団の資金に援助されて遂行することは、まさにアメリカのビルマ政策を、我々日本人が肩代りする役割しか果しえないと考える他ありません。

このような情勢のもとで行なわれる計画であるならば、ビルマ国民に対し研究計画の全内容と資金の性格を明らかにした上で、同国政府から研究実施の諒承を得べきであることは当然の国家的儀礼であり、研究者の真摯さの保障のためにも不可欠の前提であると思います。果してこのような手続を経て研究計画が立てられたのかどうかを明確にしていたきたたく存じます。

(四) 我々の以上のごとき憂慮の幾つかが万一に当たってもおりましたならば、京都大学は東南アジア侵略の途に立つことを内外に明示するという重大な結果を招くことは避けられません。もしそうであるならば、京都大学は平和と民主主義の敵と非難されるであろう政治的立場をとることを意味するものであると考えます。

このような疑問を根本的に解決していただくために、今

回の東南アジア研究センター設立に関するすべての資料を公開されることを強く要望いたします。

以上の四点について、明確な御回答を下さるよう希望致します。

京都大学総長 平沢 興 殿

二三 フォード財団からの研究奨学金の受入れについて(抄)

一九六九(昭和四四)年五月二日 (一五)

フォード財団からの研究奨学金の受入れについて

東南アジア研究センター

昭和四十四年五月二日

(一) 東南アジア研究センター(以下センターという)は、昭和四十二年十一月十六日に、フォード財団よりの研究奨学金三十万ドルの受入れを諒承し、その一部として二〇、七五〇ドルを、四十三年二月六日に、評議会の議をへて、受入れた。

その際大学院生協議会、同学会などから、この研究奨学金の受入れにつき、各種の質問や要請が提起された結果、当時のセンター管理委員会は、十数回にわたる会合

をひらき、慎重審議の結果、その見解をまとめて、二月四日に公表した。

その結論は、次のごとくである。

「審議の結果、右の四十二年十一月十六日の決定をくつがえす理由はなく、この決定を再確認する。なお今後とも東南アジア研究センターは、日本学術会議が科学の国際協力について決定した五原則を遵守すべきであり、これに反する事実が認められるときには、ただちに受入れを中止すべきである。フォード財団からの研究奨学金の受入れは、これをもつて終了する。」

なお、日本学術会議の科学の国際協力に関する五原則とは、左のごとくである。

「一、科学者には、国際的な協力を通じて、全世界に平和をもたらしするための重要な貢献をする責任があり、それを行なう義務がある。

一、特定の一国と科学協力を進める場合においても、これら全世界的の協力関係の線に沿い、他の国との協力の妨げとならぬように十分留意するとともに、更に進んでその他の国々とも協力を進めるよう努力すべきである。

一、科学は、それが外部から加えられるいかなる干渉

からも自由である時、もつともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

一、国際協力を対等の場で行なうためには、その経費も、他の国のみにこれを仰ぐような態度をとるべきではない。

一、科学の国際協力にあたつては、その成果は公開されなければならない。」

(二)センターの管理委員会は、昭和四十三年度中、約二十回の会合をひらき、院生協議会・同学会などの代表者との会合を重ね、その提起せる疑問点について、慎重に検討をかさねた。その間、留学生の勉学、研究計画の実施は、延期を余儀なくせられるものが続出し、センターの研究活動のみならず、諸外国の研究協力者、他の研究機関の研究参加者に多大の迷惑を及ぼした。

よつて、四月以降、センターの教授会、協議員会は、過去一年以上にわたる論議の過程を詳細に検討し、また研究計画の内容に大幅の修正を加え、緊急やむをえない分にしばつて早急に実施する計画を立て、左の結論をえた。よつて、これの承認を評議会に要請する。

一、センターの管理責任者に提起された疑問点ないし要請を、きわめて慎重に検討し、且つできる限り必要な

調査をもおこなった結果、センターのいかなる活動にも、学術会議の五原則に反することは認められないし、またフォード財団の援助行為のなかにも、この五原則をおかす危険のあるものを確認することはできない。

よつて、センターとしては、昭和四十二年度の管理委員会の見解を再確認し、フォード財団よりの研究奨学金のうち、四十三年度に受入れる筈であつた分、四三、八八九ドルと、四十四年度の研究計画のうち、緊急を要する分、八五、〇五九ドル、

合計一二八、九四八ドルを受入れることの承認を得た。い。

一、ここに緊急やむを得ない分というのは、留学生に対する奨学金及び四十二年度もしくは四十三年度初頭に、既に外国の研究協力者および他の研究機関所属の研究者に対し、研究参加を要請し、承諾済であつて、延期を重ねてきたものを指す。

〔以下略〕

「大学管理法問題」

二四 大管法阻止へ高揚

12・8闘争
一九六二(昭和三七)年二月一〇日

京大六学部がストに 一万人投票不成立に終る 五
者共闘で全学集会 大管法阻止へ高揚 12・8闘争
臨時国会が始まつた二月八日、大管法の国会^(マヤ)上提阻止をかけた統一行動が東京・京都を中心に各地で展開された。この日にむけて京大同学会は全学閉鎖を提起し、三日から六日まで全学一万人投票にその賛否を問うたが、わずか二八五〇人が投票しただけで成立数六七二〇に遠くおぼなかつた。しかし八日は京大の六学部がストに入り、正午から法経第一教室で開かれた五者共闘の全学集会には二〇〇〇人が参加した。また午後二時から祇園^(マヤ)園山公園に開かれた府学連集会には約四五〇〇人が集まつた。その後デモに移ったが、この日京都府警は大野本部長の陣頭指揮の下に約二〇〇〇人の機動隊を出動させ激しい弾圧を加えてきた。市役所までのデモの途中、祇園石段下、四条河原町、河原町御池^(マヤ)どの交差点で激突があり、学生側は三〇人が負傷、七人が逮捕された。

五者共闘による「大管法粉碎京大全学統一集会」は、八日正午、法経第一教室に、学生、大学院生、職員、教官、生協労組員合せて千七百人を結集して開かれた。

同学会が提起した、十二・八「全学閉鎖」が挫折し、これに反対していた学生内部の統一派と大学院生協議会が中心となって計画した総長も出席する「国民に訴える京大^{（つづ）}統集会」なるものも、六日、職組本部で開かれた五者の代表者による話し合で一応解消され、五者共闘の線が保たれてこの集会となった。まず、職組富岡議長より、経過報告があり、続いて、五者の代表がそれぞれ、報告を行った。教官研究集会世話人会を代表した豊崎^{（せ）}経済学部教授は、六日開かれた教研集会の模様を報告し、学術会議案、国大協中間報告案、京大統一見解の上に立って、中教審答申に基づく法制化にはあくまで反対する旨の声明を読み上げた。

職組代表の、渡部委員長は、ここまで運動を盛上げた同学会の努力に敬意を表明し、もし大管法が実現すれば、真理の探究を目的とする大学の存在意義は喪失する。従って、もしその際には良識ある教官は大学を去るべきだ。我々は今後、その事態に備えて、辞表を各学部ごとにまとめるよう叫びかけると述べ、更に、同学会の処分問題に触れて、大学内部には強硬な処分を意図するものがあるが、これは

今後の闘争を阻害するものであるから、ここに出席した教官は学部長、学生部長に処分反対の意志表示をと呼びかけた。

生協理事会を代表した、山下君は、理事会の大学閉鎖に態度表明できなかったことは、力量の不足によるものだが、非常に残念だ、今後教官層と学生の対立を解消していく方向に努力すると述べた。

大学院生協議会の野沢君は学内の共闘と統一を強調し、現在、更に「教員養成所」「大学制度再編成」など、反動的な教育文教政策が進められている。これに対しては全国民的な統一戦線が必要だ云々と言ったところ、十二・八「全学閉鎖」に率先して反対してきた院生協議会に反感を持つ学生の間から盛んな野次が飛んだ。

最後に、同学会新聞委員長が立って、大管法粉碎のためにどんなにきれいごとを言うよりも、十二・八を京大において、如何なる形で戦うかが問題であった、^{『共闘』}は戦の部隊の共闘でなければ意味がない、この集会はその意味では、妥協の産物にしかすぎない、「大学閉鎖」戦術は挫折したけれども、それは大管法粉碎闘争において、現在の「大学の自治」≡教授会の自治に限定する大学内の権力機構が闘争の大きな障害となって表われ、これに對抗する新しい

大学の自治形態の萌芽として巨大な意義を持つものであったと述べ、更に、現在同学会に対する組織処分が出されようとしているが、これに対して今後の圧倒的な闘争の高揚でもって答えよと要請した。

ここで、議長がさる十一・三〇のストの際に起った警官「つるしあげ」事件で逮捕、拘留されている浅田元府学連委員長からの激電を披露し、その後、全員起立して「京大反戦自由の歌」を歌って集会を終り、デモに移った。

〔以下略〕

〔自衛官入学問題〕

二五 六・八全京大一万人集会大会宣言(案) 〔二五〕

一九六七(昭和四二年)六月八日

六・八全京大一万人集会大会宣言(案)

平和と民主主義を愛するすべてのみなさん。

私たちは、今、重大な情勢に直面しています。

アメリカは、全世界の人々の怒りにみちた抗議にもかかわらず、ベトナム侵略戦争を一層拡大し、毒薬・毒ガス・細菌兵器をはじめ、あらゆる「科学兵器」を使って、罪も

ないベトナム人民を殺しています。

日本政府は、ベトナム侵略戦争への加担をさらに強めるために、砂川基地を再び拡張し、米原子力空母エンタープライズを入港させ、自衛隊の核武装と海外派兵をねらって、日本における軍国主義体制の確立を急速にすすめています。今、まさに、アジアの平和と日本の平和は根底からおよびやかされようとしています。

このような中で、全国二十五大学に、総額三億二千四百万円にのぼるアメリカ陸軍の資金が流入していることが暴露されました。そして京大にも、医学部・理学部・ウイルス研究所に巨額の米軍資金が流入していることがあきらかになりました。

私たちは、アメリカが残虐なベトナム侵略戦争を行なっているとき、アメリカ軍の金で、しかも、「細菌兵器」の開発に利用される恐れのあるような研究を行うことを断じて許すことはできません。

と同時に、京大大学院工学研究科に二十数名の現職自衛官が入学し、それを通じて大学が軍事研究に協力していることを、もはやこれ以上放置しておくことはできません。私たちは、工学部教授会が、勇気を奮いおこし、きっぱりと自衛官入学拒否の態度を決定されることを心から期待し

ます。

このように、大学が軍事体制にすっぽりくみこまれるという、深刻な危機におちいつていることは、はたして個々の大学人の責任なのでしょいか。私たちは、否と答えざるを得ません。それは、軍事予算や一部大資本家のための予算を増やし、文教予算を削減することによって、大学を貧困化し、大学における学問・研究と生活を破壊してきた、自民党政府の政策そのものに、根本的な原因があるのです。私たちは、政府が、米軍資金問題などを逆用して、大学の国家的統制を強めようとすることを断じて拒否します。そして、文教予算の大巾増額を要求し、学生会館・寮をはじめとする厚生施設の拡充、物価値上げ反対、奨学金大巾増額、大巾賃上げ、定年制反対など、学内のすべての人々の生活に根ざした要求が実現することを心から望みます。

私たちは、大学の危機を克服し、真に京大反戦自由の伝統を守りぬくために、学内の諸階層が固く団結し、労働者を中心とする広汎な国民と連帯して、今こそ行動にたちあがらなければなりません。

今日、この全京大一万人集会に結集した、学生・大学院生・職員・生協労働者は、次のことを要求します。

一、アメリカのベトナム侵略反対。アメリカはベトナム

から手をひけ。日本政府はベトナム侵略戦争加担をやめよ。

一、大学は米軍資金をたちきり、軍事研究を一切やめよ。工学部教授会は自衛官入学拒否を決定せよ。

一、文教予算を大巾にふやし、勉学・研究上、生活上の諸要求を実現せよ。

私たちは、これらの要求が実現するまで、あくまでも闘いぬくことを、ここに高らかに宣言致します。

一九六七年六月八日

自衛官入学反対・ベトナム侵略反対・諸要求

貫徹全京大一万人集会

主催 京大五者連絡会議

京都大学同学会

京都大学職員組合

京都大学大学院生協議会

京都大学生活協同組合

京都大学生活協同組合労働組合

(この大会宣言をクラスや研究室や職場で討議して下さい。そしてこの大会宣言を支持して、全ての京大人は六・八全京大一万人集会にあつまりましょう。)

二六 自衛官は受け入れぬ 京大 奥田総長が約束（一九二九）

一九六七（昭和四二）年六月三〇日

自衛官は受け入れぬ 京大 奥田総長が約束

自衛官の入学に反対する京大同学会（山本正志委員長）は、二十九日の全学ストにつづいて、同夜から学内法経第一教室で学生約二千人が集会を開き、奥田東総長、各学部代表らの出席を求めて、三十日明け方まで徹夜団交を続けた。

この結果、大学当局は学生の要求を入れ「自衛官が京大へはいつてこない方向で大学当局の意見をまとめる」と自衛官受け入れを事実上拒否する意向を明らかにした。同日午後の学部長会議で、正式に決定する見込み。学生ストにつづく団体交渉で学生たちの要求が全面的にいれられたことは京大始まって以来のこと。今後の大学運営はもとより、他大学の学生運動にも大きな影響を与えるものと見られている。

団体交渉は二十九日午後十時二十分から奥田総長を超過満員の同教室に迎えて開かれた。席上、総長は「三十日に開く学部長会議で諸君の意見を反映したい」と述べたが、学生たちは満足せず「誠意ある結論を出せ」と要求、団交は平行線のままで紛糾した。三十日未明にかけて一部学部長

や学部代表教授が次々に姿を見せた。この間、総長の「京大に自衛官がはいってこないよう意見をまとめる方向で努力する」と述べたのに対し、学生たちは「文書にしてサインを……」と迫った。

同日午前三時二十五分になって、これまで団交を拒否していた前田敏男工学部長が姿を見せ「学生の反対を認識のうえ、その解決に努力する」と緊急工学部主任会議の結論を読み上げたため事態は急転、解決の方向へ向かい、団交に出席していた芦田稷^{（原）}治理学部長、大橋隆憲経済学部長代理、杉村敏正法学部長代理、上尾庄次郎薬学部長、羽田明教養部長、森鹿三人文科研所長、庄司光学生部長らも次々に学部などを代表して総長の発言に同意、結局、十四教授のうち八人賛成で同四時総長は「学部長会議を開きその結論を同学会に知らせる」と約束、同学会はこれを了承して団交を終わった。

団交のあと奥田総長が立ち去ったさい、同学会反執行部派（反日共系）の一部学生約三十人が「まだ交渉中だ。総長をのがすな」とあとを追ひ、総長の乗った乗用車を取り囲んで、車をける、たたく、押しもどすなどして阻止するなど一部学生のハネ上がった行動もあったが、同六時解散した。

大学の判断にまかす 文部省大学学術局大学課の話

大学への入学は高等学校卒業とか、大学入学資格試験の合格者に与えられるものだ。また同時に、入学者の決定は各大学にまかせられているものであり、文部省がとやかくいうべき筋合いのものではないと思う。自衛隊の合憲に関連する問題ではないかとの意見もあるが、これについて文部省は関知すべきものではないと思う。

二七 自衛官入学問題に関する概要について (一五)

一九六七(昭和四二)年七月四日

一、自衛官入学問題に関する概要について

(添削)

総長から、六月三十日に開催された部局長会議において自衛官の入学については、各部局が自主的に判断するという従来の部局長会議の申合せを再確認したことおよびその部局長会議において「自衛官の入学には、諸種の難点があるので、各部局においては、慎重に考慮する必要がある。」との総長見解が述べられ、了承された旨の報告があった。

三 大学紛争とそれ以降の学生運動

「大学紛争」

一 声明「医学部全学闘争委員会」 (八二)

一九六八(昭和四三)年三月二五日

声 明

我々、京大医学部四十一年度卒業生(四二青医連)及び医学部全学生は、医師法一部改正案Ⅱ登録医法案の成立実施に断固として反対し、それを粉砕するために、同時に四月以降の卒後研修に関する京大病院当局との四項目にわたる研修協約を要求して、二月十三日の四回生のストライキをはじめとして、全学無期限ストライキでもって斗ってきた。その間、四二青医連・医学部全学生は、一切の研修ならびに授業、及び四回生の卒業試験を含む試験をすべてボイコットし、ついに医学部四回生の圧倒的大多数の学生百余名が卒業できぬという異常な事態の中で、本日の卒業式を迎えたのである。

現在、全国的に医学生・研修医・無給医、更には、十数

大学に於る教授会等の強い反対にも拘らず、国会で通過はかられている登録医法案は、二十余年にわたる数多くの先輩や我々のインスタン制度廃止の要求に応じるかのポーズをとりながら、それを逆手にとり我々に新たな足かせをはめようとするものである。即ち、政府・厚生省は、一方で健保抜本改悪に見られる如く、患者大衆負担を増大し、他方大病院中心主義・医療の営利合理化を推進しつつ、それらに対応する若年医師管理機構として、一部の医育者をまきこみつつ強行しようとしているのが登録医制→専門医制である。

かかる登録医法案は我々の切望する研修や生活を真に保証するものでは決してないばかりか、新たに若年医師層の間に格差と分断をもちこみ、無給医に対する一日六百円「診療謝礼金」構想とともに、極低賃金医師層をつくりだすものであるが故に、更に、これが日本の医師養成制度・医療制度に大きな「汚点」を残すものであるが故に、我々としては断じて認めることのできないものである。

もとより、我々は医師として極めて未熟であり、今後更に研修を深め、すぐれた有能な医師になりたいと考えている。が卒後の研修は、学生のときとは異なり、実際の医療行為を通じて学ぶものである以上、未熟ではあっても医師

として出発することは当然でありそれ故にそれに見合った十分な生活保障もなされるべきであると考える。

が、このことは一身を医局にあずけ、無給に甘んじなければならぬという従来 of 白紙入局を必然化するものでは決してない。「ものを言わぬ民」としてたえしのんできた時代は今や終りをつけようとしている。

我々の大病院当局に対する要求、それが研修協約四項目である。

しかるに登録医制粉碎・四項目の研修協約の要求は、全く正当なものであるにも拘らずこれに対する医学部教授会の対応は何であつたのか。

登録医制に関しては、反対声明を撤回し、我々に納得のいく理由も何ら示すことなく条件付賛成を述べるだけであり、研修協約に関しては、一方的に全面拒否回答を行って、それに固執し、そして他方でさまざまなスト破壊工作を行ってきたのである。又、事実上我々との団交を一方的に拒否してきたのである。

そして卒業式を卒業の意志を持ちつつ卒業できぬという事態の中で迎えたのである。

これら全学無期限ストライキ、卒業延期等の未曾有の紛糾・混乱の責は、あげて登録医法案を強行可決しようとする

る政府・厚生省と、それに追隨し、事態解決への方向を何ら示しえない医学部教授会に帰すべきものである。

我々はあくまでも、登録医制粉碎・研協勝利の日まで、我々自身の固い団結と、全国的な連帯の中で斗いぬくことを重ねて表明するものである

三月二十五日 卒業式の日にあたって

京都大学医学部全学斗争委員会

二 一・一四寮団交が突き出した問題は何か 〔一六二〕

〔一九六九(昭和四四)年一月〕

一・一四寮団交が突き出した問題は何か 反産協・

反国大協の団結で三項目を断固貫徹せよ！

全京大の学友諸君！我々寮斗委は14日からの総長団交で最終的に大学当局が「君たちの要求は認めるわけにはゆかない。」と言明した段階で決裂↓占拠に入らざるを得なかった。我々の斗いの視点は如何なるものであったかをこの時点でもう一度とらえかえすならば、それは次の諸点であった。(中略)

①「国大協自主規制路線」は外見上は文部省からの相対的独立性を装いつつもその実「従来 of 慣行」を強調するこ

とによって大学自らが文部省の方針を肩代りして行なうものであること。

②そして大学が表面的には「文部省の直接支配」を受けずと同じ内容を自らの意志として貫徹しうるのは、既に大学部にそれを可能にする基盤が形成されているからに他ならないこと。そして我々はこの基盤を(1)財政的基盤(文部官僚(時計台官僚)による大学財政の掌握(2)制度的基盤(講座制(教官内位階制度)という形で見る)ができ、この学内秩序を打倒することなくしては本質的解決はあり得ないこと。

③そして大学が「文部省からの相対的独立」というポーズ(「大学の自治」という幻想)によって学生大衆を集約しながら自ら推し進めている内容は、日本資本主義の現段階が必要としているところの圧倒的多数の高・中級技術労働者の生産とこうした技術労働者とそれ以外の膨大な単純労働者を駆使し得る少数のエリート養成にある事。

④こうした現下の産協路線の貫徹は我々自身にとっては日々自らを狭く限られた分野でのみ有能な「専門奴隷」として加工してゆくこと、従って教官(教育労働者)のサーヴィスを媒介として自らを「部分的人間」(「専門白痴」

としてつくりあげてゆくという苦痛となつてあらわれていること。更にこのような苦痛の秘密は教育過程が正に労働力商品の再生産過程に他ならず、労働力商品という学生が存在様式そのものに基いており、この存在様式は全社会的な階級関係(資本—賃労働)を基盤にし、かつそれを不斷に支えているものであること。

⑤従つて我々の斗いは、個別課題を出発点としながらも、この自己の存在様式そのものの否定を「質」として獲得していなければならないこと。

以上の確認の上に立つて我々はなぜ「三項目」を斗わねばならず、又どのように斗わねばならないのか？

(1)無条件即時増寮！

増寮斗争は「貧困」という我々自身の生活における直接的な苦痛から出発する。しかしこの「貧困」を解決するためには、どのような寮でもとにかく新寮をとればよいというのではない。(民青系諸君がそうであるように)ブルジョアジーにとつても必要な労働力の質を円滑に確保するためには、学生の貧困という条件は都合の悪いものなのだ(だからこそ文部省の側は「新寮建設10カ年計画」というものをもっている。(民青系諸君は「新寮建設」の中に貫ぬかれて「労働力保全」「教育投資」という資本の論理を理解し

ない)ブルジョアジーの意図は学生の側の「貧困」という条件を、学生を資本の秩序の中に組み入れるための「媒介」としているのだということを我々は明確に見抜かねばならない。そうした学寮に於ける支配秩序の法的なあらわれが「〇管規」(管理権の明文化)「二・一八通達」(受益者負担原則の適用方法)「六・二八事務連絡通達」(上の二つを守らなければ新寮予算はおろさないという内容)なのであり、ブルジョアジーにとつては新寮は自らの管理体制が確立したものでなければならぬ。このようにブルジョアジーにとつては学生の貧困が支配秩序貫徹のための媒介となつている時、我々の斗いはどうあらねばならないか？それは明確に「貧困」という我々の主体的条件を、逆に資本の論理を拒否し、それを打倒する方向性をもつ団結を創出する「媒介」とすることであり、したがつて「自主管理」が貫徹されたものでなければならぬ。

我々のこのような「自主管理」の主張に対し、(奥田東) 学当局は「昨年度は「寮費不払さえ解けば寮を建てる」と約束して不払いをおろさせておきながらそれを反故にし、更には「〇管規負担区分を認めなければ寮は建てない」といい、更に今回は「君たちが一切の斗いをやめなければ寮予算は出さない」と言明して、「大学の自治」のポーズさえ

かなぐり棄て、行政官僚としての本質をむき出し、斗争破壊をあからさまにして来た。

我々はこうした大学当局と徹底的に対決し斗わねばならない。

○無条件即時増寮！

○二〇年計画白紙撤回！

○経理全面公開！

〔注〕欄外書き込みにより配布は一月一七日と推定。

寮斗委

三 学生部の封鎖の事態に関する総長の所信

〔八三〕

一九六九(昭和四四)年一月一八日

学生部の封鎖の事態に関する総長の所信

ここにお集りのみなさんに対し所信を申し述べます。

今回の寮生等による学生部占拠にいたしました経過をご承知お願いますことは、事態の收拾にきわめて重要であると思えますので、以下その概略を平直にご報告いたします。

熊野・吉田寮生は、次の項目について会見を求めてまいりましたので、さる十五日午前一時から学生部会議室にお

いて約百名の寮生などと二十四時間にわたって会談をしました。寮生の要求項目とその内容ならびにわたくしの返答の概略は、次のようであります。

はじめに、無条件増寮についてであります。現在、寮生は自主選考と称して、みずから入寮希望者を募集、選考し、管理責任者である学生部長の許可なく入寮させております。無条件増寮とは、これらの状態をそのままにし、さらに寮の管理権を完全に寮生のもとし、増寮の予算要求を通せというのでありまして、これは大学当局にとりまして現状では、引き受けられません。

次に、施設配置長期計画白紙撤回についてであります。昨年発表しました試案に対して十二月十二・十三日の両日、寮生と会談し、それが寮生との十分な話し合いを経ずして出されたものであることが指摘され、わたくしは寮に関する部分については、白紙撤回しましたが、計画の全般にわたっては、各部署その他全学に関係のあることなので、寮問題を討議するその会談では、全面的な白紙撤回を論ずることは適当でないと答えました。なお、この長期計画は、今後各方面の意見をきくためのたたき台としての役割を果たす性質のものであることを強調し、今回も同様な返答をしました。

さらに、財政公開についてありますが、寮生は、財政の即時全面公開を要求してきました。このことについては、同学会、大学院生協議会、職員組合、生活協同組合その他多方面から同様の要求をうけているので、現在、その実現に対して前向きの姿勢で部局長会議に諮っていると答えました。これに対して、寮生は、この場へ部局長をよんででも即時決定せよと要求しましたが、それはできないことでもありますので、それを拒否し、公開実現の方向で検討すると回答しました。

これらの返答を得た寮生は、そのいずれをも不満であるとして、ただちに学生部を封鎖してしまいました。

以上は、本問題のきっかけをなした事情であります。次にこの問題解決に対する本学の基本的方針を述べますと、次のとおりであります。

わたくしは、つねづね学問の府として大学の自治を守り、暴力を否定し、理性による話し合いにより、問題を解決するという姿勢をとり続けてまいりました。

したがって、何よりもまず、わたくしは、この前提にたつて毅然とした態度でこの解決に当る決意であります。第一に暴力否定の立場より、今回の一部学生による学生部建物占拠は、学問の府たる大学としてはつよく否定されな

ければなりません。

したがって、わたくしは、この占拠学生に対してすみやかに封鎖を解くことを要求します。

次に、理性による話し合いによる立場より、大学としては、説得による方法を堅持したいと思えます。封鎖の学生は、話し合いの場にすみやかに出てくるべきであります。

さらに、大学の自治の立場にたつて、この問題の解決は、あくまで京都大学の内部において行なわれなければなりません。したがって、いかなるものでもあれ、外部的力による解決は、極力避けなければなりません。そして、京都大学に自治能力がないとの批判にさらされることのないよう、教官、職員、学生その他京都大学において働くすべてのみなさんのこの問題解決にむかっの総決起を期待します。

最後に、一言述べますが、わたくしは、近年学園紛争が多くの大学に起っているその根底をなす問題に目をつぶっているではありません。この現象をどうみるか、それには社会的、政治的原因もあるでしょう。しかし、大学制度そのものにも多くの原因が内在しているものと思えます。

わが京都大学をみると、一部には改革のきざしが見えておりますが、未だ旧態依然たるところも多いのであります。これをどうして解決してゆくかは、多くの困難が予想

されますが、それは何としても解決してゆかなければなりません。

わたくしは、昨年来数回にわたって部局長会議にこのことを諮ってまいりました。そして、さる一月七日には、その手続きについての一つの試案を提示し、各部局で、検討するようお願いいたしました。

京都大学を構成するすべてのみなさん、われわれの学園を理性の府として、暴力を否定し、真の学問の自由を保障する大学を守ることに、総力を結集しようではありませんか。

これをもって、わたくしの所信発表を終わります。

昭和四十四年一月十八日

京都大学総長 奥田 東

四 総長団交における五者連絡会議の要求*

〔八三〕

一九六九〔昭和四四〕年一月一八日

(一) 学生部封鎖反対、即時解除

一部暴力学生による学生部封鎖は大学の自治を内部から破壊するものであり、政府・文部省・警察権力の介入に道を開く危険性をもつものであり、これを

きびしく糾弾する。

1. 今回の事態の解決は、機動隊導入などによる方法をとらず、五者連絡会議を中心とする教官・職員・院生・生協など、全京大人の団結で解決する。

2. 大学の自治は、国民の民主主義的権利の一部分であり、国民が真理を知る権利である。

今回の事態の解消にあたり、広範な国民の支援のもとに積極的に解決する。

国民の期待にそえる、民主的な大学をつくりあげるよう、全京大人と共に努力する。

(二) ○電気・ガス・水道など封鎖学生への一切の便宜供与をやめよ。

○彼らが学生部内に運びこんだ、一切の武器回収に努力せよ。今後の運びこみをさせるな。

(三) ○封鎖解除の行動に必要な資材を含む便宜を与えよ。
(以上認めた場合は)五者連絡会議と評議会の共催で封鎖解除のための集会をもつことを追求する。

(四) 第二要求については今後同学会及び関係諸団体との大衆団交で積極的に話しあい、解決に努力する。

(五) 1. 学生部封鎖に参加している学外者に対し退去を命ぜよ。

2. 他大学の学生の学内への侵入を拒否せよ。

(注) 原文は横書き。

五 京都大学のみなさんへ

一九六九(昭和四四)年一月二日 [八三]

京都大学のみなさんへ

昨二十一日、他大学の学生が本学内に立ち入ろうとした事態に関連して、本学のみなさんは、左記のとおり御了知ください。

記

一、学生諸君は、常時登校して、事態の解決に努力してください。

一、正門その他各門を補強し、バリケードで強化したの
は、大学の方針であります。

一、ヘルメットは、できるだけ調達しましたが、緊急の
ことで種類が雑多であり、また数も少なく、大変御迷惑
をかけましたことは遺憾であります。

昭和四十四年一月二十二日

京都大学

六 全学集会記録(抄)

一九六九(昭和四四)年一月二四日 [八三]

全学集会記録

時計台前

四四・一・二四 一一・〇〇〜一一・五五

(録取二名)
教育学部長 ただいまから全学緊急集会を開きます。

(奥田東)
総長 学生部の封鎖は昨日完全に解きました。再封鎖の危

険もなくなりました。ご同慶のいたります。〔笑声〕そこで、今後あるべき大学の改革とも関連しますが、つぎのように要望します。学生、院生、助手、講師、助教授、教授、職員らが意志の疎通を欠くことがないよう、各クラス、講座、学部、部局ごとの連絡、協議を、従来以上の全学的な規模でやつてもらいたい。また、バリケード封鎖について、みなさんへの連絡が不十分だったことを反省します。緊急事態にあたって大学のとった方法に不満もあるかと思いますが、この点もあわせて反省します。こうした事態はこれからも起こり得るが、今後はどうするか、意見が聞けたら、さいわいです。さし当たり、正常化するに当たって、バリケードをどうするか、提案があれば聞きたい。

工学生 バリケードはわれわれ一般学生、職員が実験設備

などを守ろうとして自発的に築いたものだから、われわれの手で自主的に排除したい。(多数の拍手)

総長 それでは私が司会をつとめて集会を行ないますが、ご賛成でしょうか。(異議なしの声)今後の事態をどうするかは、多くの意見があつて意思統一は難しいだろうが、二、三の意見を聞きたい。

工学生 思想、信条を越えて、大学を自主的に守るという一つの点で結集したのは、これまでの日本の大学の歴史に見られぬ素晴らしいことだ。だからといって、私は、大学当局の封建制に目をつぶるわけにはいかない。学園民主化について、はつきり方向づけを得たうえ、今後このような事態を生じたとき、どんな場合も大学を守り抜く気持ちをもちたい。

総長 大学が今のままでよいとは思っていない。改革しなければならぬ。だが、その方法は部局長会議でもまだまとまっていない。そこで一月七日の会議で懇談会を開いて、アンケートをとるなどの手続きを、一つの提案として出した。ただ全学的な規模での討論は難しいので、部局、講座、教室などそれぞれの立場で、大学はいかにあるべきかの討論をしてもらったうえで、大学の意思決定を真剣に考えたい。

法廷生 〃外人部隊を防ごうとして、かなりの負傷者を出したが、あゝした危ない連中が危ない武器をもつて路上をうろろろするときは、機動隊の出動を求めるべきだ。

これは大学自治とはかわりない。法治国家である以上大学の法秩序を守るためには事態に応じて警察と密接な連絡をとるべきだ。(失笑。ごく一部で拍手)

総長 警察に対する態度は慎重に考えたい。大学は治外法権ではなく、犯罪行為は放置できないが、みだりに警官が入るのを認めるわけにいかない。

工学生 同学会は民青に牛耳られていることが、今度の事態になつて初めて学生問題として認識されてきたが、今後は同学会選挙にも積極的に参加しよう。それと、私が表門にいて素手で外人部隊と向きあつてゲバ棒で突かれ、さらに門が破られたときに思ったことは、機動隊が早く来ないかなということだった。あの時実際に戦つた人は、きつとそう思ったに違いない。先に誰かが今度あのような事態になれば断固戦かうといったが、僕はもう嫌ですね。武装集団が突入してきたら機動隊の出動を求めるべきだ。(学内でもか、との質問に対して)学内でもだ。(何をいうか、のヤジ)

総長 機動隊については根本から検討する。

(このあと機動隊を要望した経過について)

他大学生との衝突で負傷者が出始めたとき、機動隊のことを考えた。機動隊が構内に入ることは勿論、大学に近づくことも学生を刺激するとして反対があった。しかし、正門前の東一条通は道路であって、大学構内ではない。このため道路として処置して正門まで来てほしいといったがうまくいかず遺憾だ。

文助手 大学民主化の手続きとして、全学教官集会と、学生を含む全学集会を開くようお願いしたい。バリケード構築と、学生部封鎖実力解除は、基本的な理念として疑問を感じる。

総長 初めの件は提案として受け取る。学生部封鎖の実力解除は、大学の方針ではない。封鎖の学生に、私は「君たちは孤立している。出てきてくれ」と呼びかけていた。？学生 今後学生が押しかけてきたとき、どうするのか。

あのとき一般学生にはさっぱり事実が知らされず、マイクから流れてくるのは五者連ばかりで、大学当局の広報は全然なかった。日大の外人部隊が京大へ向けて出発したという話にせよアマばかりだ。大学当局から真実の説明がなく、すんだあと「結構でした」としか言ってもらえない。大学側の意見を、学生側の意見を含めて、全学

的に発表できる体制をすぐつくってほしい。

総長 緊急事態はいつ起こるかわからないので、大学で検討するが、皆さんもあるべき姿を考えてほしい。広報の不十分さ、スローモーションは私も痛感しており申しわけない。大学の意思を早く流せるよう、本部にマイクをつけることも一案だ、さっそく検討する。

農助手 機動隊を入れてもよいという声が先ほどあったが、今までに機動隊を導入して、大学の自治を守れたためしがあったか。また私は、大学の自治を守るという態度を大学側が決めたから、封鎖解除に参加したが、大学の自治は依然教授会の自治にすぎない。教官の下っぱの私に意見を聞かれたこともない。助手、院生、学生、事務官、掃除のおばさんも、大学を支えているのだ。これらの人の声を聞かずに、どうして自治を守り抜けるのか。こんど学生部の封鎖を、われわれの手で解除したが、これは旧態依然の大学を守ったにすぎない。これではだめだ。

総長 大学の改革、つまり民主化について

(発言の途中、前列にいた寮闘争委ら、反代々木系学生約一〇人が「二五日の総長団交を、みんなの前で確認してください」「僕らにも発言させろ」と総長に迫った。このため)

総長 集会はこれで打ち切ります。有難うございました。

(と述べ、教官らに囲まれて本部内へ)

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

七 八項目要求〔全学闘争委員会準備会〕

〔六二〕

〔一九六九(昭和四四)年一月〕

八項目要求

(一) 全ゆる武器を駆使して、学生部封鎖を解除したことを自己批判せよ！

(二) 寮三項目(即時無条件増寮・経理全面公開・二十年長期整備計画白紙撤回)を即時承認し、実行せよ！

(三) 逆封鎖Ⅱロックアウトと、全ゆるデマによる煽動で斗争破壊したことを自己批判せよ！

(四) 機動隊導入準備の事実にあつて、自己批判し、今後機動隊導入の準備、官憲の捜査協力を一切するな！

(五) 今回の斗争に対して、一切の処分をするな！

(六) 奥田総長は、国大協会長をやめよ！

(岡本道雄)

(七) 斗争弾圧の責任をとり、総長、学生部長は辞任し、学生部を解体せよ！

(八) 以上の点を大衆団交の場で文書確認せよ！

全学斗

〔注〕 欄外書き込みにより配布は一月二七日と推定。

八 奥田京大総長の発言内容(要約)——全学闘争委準備委

との「二昼夜団交」から〔抄〕

〔三〇〕

一九六九(昭和四四)年一月二八日

奥田京大総長の発言内容(要約)——全学闘争委準備

委との「二昼夜団交」から

【京都】京大時計台下の法経一 番教室で、二十五日午後二時すぎから始つた奥田^(奥)総長と反代々木系学生との「大衆団交」は、二十七日午後三時四十分ようやく終つたが、休憩

時間を除いて延べ三十八時間続いた。「総長は辞任せよ」と激しく迫る学生。持論の「話し合い路線」を守ろうと最後まで

でがんばり通した奥田さん。しかし両者の「論理」はつかみあわなかつた。あらしの中の京大総長として、また

国立大学協会の会長として、大学紛争の重みを一身に背負つた奥田さんは、こんどの紛争をめぐる提起されたいろ

いろの問題をどう考えているのだろうか——。三日間にわたつた京大全学闘争委準備委員会との「団交」における同

総長の主な発言を要約し、テーマごとにまとめてみた。

学生部封鎖とその解除について 職員が学生のための仕事をしている場所を封鎖することは、暴力であり、大学として認めることはできない。学生部が封鎖される前、寮の諸君と徹夜で話合った。進展がないので、合意のうえ別れた。もし私が話合いを拒否したための封鎖なら、封鎖のよしあしは別として、私に責任がある。だが、そうでないのだから、こんどの封鎖は不当である。それを解除するのは、闘争の弾圧とは考えない。実力排除は大学の本意ではなかったが、五者連絡会議の実力行使を黙認していたのは事実だ。封鎖解除は説得でできると思っていたが、この団交で実力行使もやむを得なかったと思うようになった。しかし学生部封鎖解除のための実力行使は、総体的には暴力というほどのものではなかった（これに対し学生側は「学生部の前にすり込んだ学生に放水したり、内部の学生に化学消火液をかけたのも暴力でないのか」としつように抗議）。無防備の学生に放水をあげせたり、化学消火器が使われたとしたら、それは暴力だ。だれがやったかわからないが、全体として私の責任である。

バリケード自衛について 外部から、学生部封鎖学生を

支援にすることが明らかになったので、説得のビケを張ることにした。しかし、けが人が出るような抵抗はしなくてもよいと指示した。具体的な方法については教職員、学生ら現場の自主的判断にまかせた。大学には、バリケードをつくらせるなどという権限はない（学生、演壇をたたいて抗議）。バリケード構築は自主的にやったのだといっている。バリケード内部からの放水も、みんなが勝手にやったことだ。「正門は血を流して守ってくれているので、他の門もそのつもりで守ってほしい」といったが、文書で流した覚えはない。

防衛資材の提供について 五者連絡会議によって、封鎖の実力解除に、大学内の資材が使われたのは事実だ。しかし消火ホースなどの使用は、手続きを踏んだものでなく、そこらにあるのが使われた。ヘルメットは私の責任で投石防衛のために買った（「ウソだ。ヘルメットは事前に準備されていたのではないか」と激しい抗議）。大学のつた「ロックアウト」は、暴力そのものを支援するために学外からはいろいろとするものを防ぐためのもので、暴力ではない。

機動隊導入について 大学に治外法権はない。警察は、死者が出るような事態の時は、自主的判断で学内へも出勤することがあるといっているが、いかなる場合でも事前に

通告をしてもらいたい。できるだけ導入は避けるつもりだし、実際に大河内前東大総長とは違い、私は学内に機動隊を入れなかった。(学生側は「はじめから導入をねらったものだ」と主張、机に牛乳ビンをたたきつけて抗議するなど騒然)

学外者の集会について 学外者をまじえた集会は、集会届を出してもらい、内容を聞いたうえで認めたいと思う。封鎖を支援するような学外者の立入りは認められない。学術研究のための集会はよいが、政治的集会は認められない。大学は政治的に中立でなければならないからだ。それが学問、思想の自由を保障することになると思う。

時計台放送の混乱について 事務的手違いで、大学側と五者連絡会議が、ともに時計台から放送したため学生たちに誤解を与えた。大学は「暴力をやめてください」という呼びかけをしたが、学生部を實力解除している人たちに直接激励の放送をしたことはない(ウソだ。「もう少しで封鎖が解除されるからがんばれ」といったではないか、などのヤジ)。しかし大学の行動が無統制になったことを認める。このため市民に迷惑をかけたり、負傷者を出したりしたのは申し訳ない。(奥田総長は責任を取れ)とシユプレヒコールが起る)

大学の自治について 国大協の大学問題研究会でも、これまでの国大協見解に批判的な意見が出ている。大学の自治が、このままでよいとは思っていない。私はそれについて学生、教官みんなで話合おうといっている。また大学の民主化も、話合いによって解決すべきだ、と基本的に考えている。

寮の管理について 無条件増寮要求が出ているが、寮生が京大の寮規程を守るなら、すぐにも建てたい。いまの規程を改善しようと、寮生との話合いを続けている。しかし、諸君はあくまで寮規程の白紙撤回と自主管理を要求している。大学としては、規程のない寮はつくれない。

話合いについて いかに意見が違っても、京大生は京大生だ。意見の違ったものがお互いに話合うのが大学だ(総長がしてきたのは話合いではない。ごまかしだ)と、壇上の学生がマイクを取上げる。しかし話合いが決裂したからといって、すぐ封鎖するというのは理解できない。諸君は私が管理者として話をするとは非難するが、それは諸君が私に管理者、総長としての発言を求めているからだ。何度話合っても同じだともいうが、相手の意見を参考にし、態度をかえていくことが話合いだと思う。

総長の確認内容

二十五日から二十七日にかけての団交で、奥田総長が京大全学闘争委準備委員会に対して確認した内容次の通り。

一、寮闘争が封鎖闘争に発展したとき寮問題の解決は話し合いではだめで、封鎖を實力で解除することが唯一の解決方法であったと考えている。

二、私は封鎖闘争とはどのような意味を持っているかわからなかったにもかかわらず、封鎖派の学生と封鎖問題について話合わず、一方的に封鎖を實力解除したことを認めます。

三、二十一日の機動隊の出動を要請したさい、機動隊が引続き学内に立入らないよう学生が東一条の道路(注1)大学正門前の通り)上にすわり込み、そのため機動隊が正門まで到達しえなかった。私はそのような学生が警察力で排除され、道交法違反、公務執行妨害の罪で逮捕されてもやむを得ないと考え、あらかじめ警告した。

(以上、各項目について京大全学闘争委準備委員会が起案し、奥田総長が確認したうえ、そのつど岡本学生部長が「奥田総長が確認したことを認める」と署名した)

〈団交の経過〉

団交開始 25日午後2時10分

第1回休憩 26日午前3時15分

団交再開 26日午前10時40分

第2回休憩 27日午前4時10分

団交再開 27日午前8時15分

団交終了 27日午後3時40分

〔以下略〕

九 京大五者連絡会議の当面の民主化要求

〔八四〕

一九六九(昭和四四)年一月二十八日

京大五者連絡会議の当面の民主化要求(一月二十八日)

一 (1)「大学管理法」「教育機能停止特別措置法」など、大学を政府の統制下におこうとするたくらみに反対し、政府・文部省・自民党の大学自治破壊の策動を阻止すること。

(2) 警察・文部省など一切の国家権力の大学への介入・干渉を拒否し、大学の自治を守りぬくこと。警官導入を容認する、一昨年一〇月一九日の部局長会議決定を撤回すること。

(3) 教授会自治論にもとづく「最近の学生運動にかんする意見」などの国立大学協会の一連の「見解」を撤回さ

せること。

二(一) 教官・職員・大学院生・学生など、学内の各層から民主的に選出された代表で編成する「全学協議会」を設置し、大学における教育・研究にかかわる重要事項を協議し、大学の管理運営に多くの人々の要求や意見を十分に反映させるための制度的保障を確立すること。「学部運営協議会」を設置すること。教室・研究室の運営を民主化するよう努力すること。

(2) 総長・学部長・評議員の選出方法を抜本的に改善し、全学的に意志表示の機会を与えること。

(3) 学生・大学院生・教職員・生活協同組合などの自治活動・組合活動の権利を保障し、集会・掲示等を制限する一切の反動的学内規定を撤廃すること。

(4) 予算配分を通じての天学^(天学)の国家統制に反対し、大学予算・決算・概算要求を公開し、大学財政を民主的に運営すること。

(5) 課長補佐以上の文部省の天下り人事に反対し、文部省の不当な事務人事介入をやめさせ、大学事務機構を民主化すること。

三(一) 「産学協同」「日米科学協力」「軍学協同」「人づくり政策」など、大学の自治をほり崩し、学問研究の自主

的・民主的・平和的發展を妨げる一連の諸政策に反対意志を表明すること。

(2) 「日米科学協力」「産学協同」「文部省路線」にもづく京大整備計画の推進に反対し、いわゆる「総長プラン」を民主的に再検討すること。

(3) アメリカと日本政府の侵略戦争政策に協力・加担している京大東南アジア研究センターを廃止すること。フールド財団資金をただちに打ち切り、東南ア研名称建物を全面的に開放すること。

(4) 「京大七〇周年記念事業」のための財界募金を中止し、「産学協同センター」としての京大会館設立をやめること。「化学七〇周年記念事業」を中止させること。

(5) 自衛官の入学在学に反対し自衛隊・米軍などからの「委託研究」その他、軍事研究につながる一切の協力を拒否すること。

四 安保条約反対・沖縄の即時無条件全面返還・ベトナム侵略戦争反対を表明し、全国民と連帯し、全大学人をあげてたたかうこと。

一〇 全京大人に訴える

一九六九（昭和四四）年二月二〇日
〔八四〕

全京大人に訴える

去る一月の学生部建物封鎖にかかわる一連の事態に対し、その根本的解決は、大学の自治と理性の府としての立場から、理性的批判の精神と良識とにもとづく全京都大学人の相互信頼と連帯感の確立にあると信じ、紛争の背景をなす大学の民主化の希望にこたえるよう鋭意努力を傾けていましたが、そのやさき二月十四日未明、極めて少数の学生、教職員しかいなかった大学構内において一部学生集団の暴力的対決があり、多数の負傷者を出したことは、遺憾の極みであります。本学学生の理性とその自治能力を信頼し、あたうかぎり学内におけるその自由な活動を保障する態度を堅持してきた大学にとって、この実態は痛恨にたえまません。この暴力的対決は、その背後に如何なる理由があらうとも、学の内外から激しい批判にさらされているのは当然であります。大学は、繰り返し訴えてきたように、大学内におけるこのような暴力をきびしく否定するものであります。ひるがえって、大学は、かような事態を防止しえず、多数の負傷者を出した事実に対し卒直な反省を重ねているのであります。ここに過日來一連の事態およびこのよう

な行動の背景をなす諸問題についての見解を述べ、全京大人の批判を求めるものであります。

一 学生部封鎖について

全京大生のために重要な業務を遂行している学生部の建物を実力で封鎖することは、大学として容認できないことであります。この封鎖を支援しようとする学外者の京大構内への侵入に対して、大学としては、各門でそれらが構内に立ち入らないように説得し、無理な抵抗をさけて負傷者を出さないという方針でのぞみました。しかし、実際には、現場の大学人の自主的判断によつてバリケードが構築され、侵入を拒否する実力行使が行なわれました。そのため、多数の負傷者を出したことは、極めて遺憾であります。その際、多数の教官、学生から要求があり投石に対する防禦用として緊急にヘルメットを購入配付し、またバリケード強化用資材を提供するなど自主防禦の方針に転じました。

次に、学生部封鎖の解除については、大学としてあくまで説得による方針で、極力努力してきたのでありますが、前日からの各門の防禦の維持にも限界が感じられ、また外部からの封鎖援助の増加の懸念等から早期封鎖解除の要望が高まり、現実には一部実力行使が行なわれる

ことを容認せざるをえない結果となりました。

これらの経過のうちには、一部に行き過ぎのあったことは認めますが、事態の推移からみて全体としてはやむをえなかったと思います。

二 二月十三日夜半以来の事態について

大学は、学生の自治活動をあたうかぎり尊重していくという基本的態度から、それを妨害するという意図をもつ学外者を含む集団が投石、角材使用など暴力を行使したことは、きびしく糾弾するものであります。また、それを防止しようとした集団の行動にも、その意図はともかくとして、あらかじめバリケードを構築するなど行き過ぎがあったと認めざるをえません。このような実力によって対決しようとする姿勢は、大学として容認できません。今回の事件は、深夜におこったという事情もわざわざいって、遺憾ながら事態の推移にまかせざるをえませんでした。この点、はなはだ残念であります。

このような事態に対して、機動隊を導入すべきであったという学内外のきびしい批判もありますが、大学としては、機動隊を入れないという姿勢で対処しました。しかし、その可否については、早急に全京大人に考えていただきたいと思います。

三 大学制度の改革について

大学の自治は、教授会の自治であるとする従来の考えには反省を要するものがあり、今や大学をあげて大学民主化の中心問題として検討が進められています。

さきに試案として提案しました大学問題懇談会については、これを教授、助教授のみで構成するという点について賛否両論があります。しかし、目下各部局などで大学の運営を民主化する機構につき検討が進行しているようであり、これらについての情報の交換と広報が必要であり、そのためにとりあえず準備会を至急に設けたいと思います。

学生は、単に教育されるものでなく、大学の一構成員として固有の権利をもつものであり、大学の広い意味での自治において、学生もまたその担い手であるという考えは、重視されるべきであり、いわゆる学生参加の範囲については、学生の権利と責任をもととして今後全京大人によって検討されなければなりません。

四 自治活動等について

学生および院生の自治活動、教職員の組合活動および生活協同組合の活動は、大学の秩序を乱さないかぎり保障します。

学内集会規程、揭示等規程などについては、現状に合わない点があるので、目下検討中であります。また、ストライキを禁止する告示九号は、昭和二十五年に出されたものであり、その時点の背景とともにあるものと考えられます。したがって、その原則は生きているが、適用については実情にそって考えたいと思います。

五 経理公開について

大学の経理については、公開する方針ではありますが、経理の機構は極めて複雑であるので、多くの人の理解しやすいかたちにするためにこれを準備中であります。

六 施設配置長期計画について

施設配置長期計画の総長試案は、全京大人の意見を求めるための草案であって、すでに各部局および学内諸組織を通じて京大全構成員に提示し、検討を願っています。

七 増寮問題について

京大における学生の福利厚生施設がはなはしく不足していることは、事実であり、大学としてその拡充に努力しております。とくに、増寮については、学生の経済的負担にかなり強い要望をもっております。かねてより、二千人の収容力を目標とした寮の建設を計画し、すでにその敷地も予定して文部省に寮の建設予算を要求

しております。しかし、寮の管理運営については、文部省の学寮管理に関する準則（○管規）と寮における経費の負担区分に関する通達（一・一八通達）があるが、本学においては、従来から独自の寮規程をもち、その運用においてもはるかに寮生の自主性を尊重し、また経済的負担の軽減をはかっています。例えば、文部省の通達では学生の負担となっております炊事人の人件費についても、これを大学の負担にきりかえつつあります。しかし、寮生には月額三百円の寮費を払わない者もあり、光熱水料はほとんど支払っておらず、さらに寮生のみで完全自主管理を主張し、入寮者の名簿の提出すらしないなど寮のあり方に問題があり、増寮の実現に支障をきたしておりますので、すみやかにこれを解決して増寮したいと思っております。

以上大学がかかえている若干の問題点について、現時点における大学の態度を卒直に表明したのでありますが、大生民主化のための具体的方策については、各クラス、ゼミ、教室などにおける活潑な討議、および各学部、研究所あるいは全学的規模における集会等を重ね、従来の慣行にとらわれず、全京大人の総意を基盤としておし進めるべきものであると考えます。

あいつぐ紛争や教養部の事態は、大学の重要な機能を阻害しており、今後もかかる事態がつづくならば、まさに、大学自治の崩壊をきたすでありましょう。この危機をきりぬけるには、良識と理性ある全京大人の結集に期待するよりほかなく、すべての方々のご協力を切望するものであります。

昭和四十四年二月二十日

京都大学総長 奥田 東

一一 学生紛争に伴う負傷者数調

〔八三〕

一九六九(昭和四四)年三月

学生紛争に伴う負傷者数調

年	月	日	負傷者数	備	考
四四・一・二一				保健診療所	五〇六人
四四・一・二三			六〇七	医学部附属病院	一〇一人
(学生部封鎖解除)					
四四・二・一三				保健診療所	四四人
四四・二・一四				医学部附属病院	四七人
(教養部代議員大会)			一五一	安井病院	五六人
(開催をめぐる紛争)				根本病院	四人

〔注〕 原文は横書き。

四四・二・二六	八九	保健診療所	四四人
四四・二・二七		医学部附属病院	四五人
(本部封鎖・解除)		安井病院	不明
四四・三・一	六二	保健診療所	三三人
四四・三・二		医学部附属病院	二九人
(入試阻止)			
計	九〇九		

一二 京大入学式 わずか一〇秒 “怒号”の式場〔抄〕

〔二九〕

一九六九(昭和四四)年四月一日

京大入学式 わずか一〇秒 “怒号”の式場

十一日午前、京大本部の記念大ホールで行なわれた京大の入学式は反日共系学生の乱入で混乱、奥田東総長が「諸君、入学おめでとう」と大声で二度くり返しただけで、わずか十秒間の「超ミニ入学式」となった。壇上付近を占拠した反日共系学生と、新入生との間で小ぜり合いもあり、新学期は予想された通り、混乱の幕あけとなった。

「カエレ」 叫ぶ新入生 阻止学生総長奪い合い

入学式の実力粉砕を叫ぶ反日共系学生たち約二百人は、十一日午前八時半ごろから本部時計台前広場で集会を開いたが、新入生の一人も「入学式はナンセンス」とマイクで演説していた。約二千五百人の新入生たちは、父兄同伴もまじえて次々と姿を現わし、集会の様子をしばらくうかがっては、三々五々、式場の本部二階大ホールにはいった。

同九時すぎ、奥田総長を先頭に、各学部長、教官たちも式場にはいった直後、反日共系学生たちは集会を打ち切り、グバ棒を持った約三十人を先頭に、式場になだれ込み、あつという間に壇上を占拠した。新入生の中から一斉に「カエレ、カエレ」のはげしいシュプレヒコール。これに対して反日共系学生たちがインターを歌い出すと、一時静まったが、すぐ大連呼が続き、反日共系学生たちのアジ演説も聞きとれない。「入学式を始めますから、壇上の諸君は降りてください」と福田昭昌庶務課長が携帯マイクで呼びかけを何度もくり返したが、効果なし。「カエレ、カエレ」の怒号の中で、反日共系学生と新入生とがもみ合う姿も出てきた。

そのころ、ヘルメット姿の数人が前列にいた奥田総長に「すわっていないで、入学式を中止しろ」とつめ寄り、壇上

に引き上げようとしたため、総長を守ろうとした岡本道雄学生部長ら教職員との間で激しいもみ合いとなり、これに「総長を守れ」と新入生が加わって約二分間「総長争奪戦」を演じ、結局、教職員たちに守られた総長はホール東側後方に無事避難した。

同十時五分、騒然とした中で、福田課長が「ただいまより入学式を開きます」と携帯マイクで宣言、つづいて奥田総長が教職員の人がきの中から「こういう状態なので、告辞は印刷物にして、あとで配ります」と説明したあと「新入生諸君、入学おめでとう」と二度、大声で述べた。近くの新入生たちから拍手がおくられたが、式場の中央から西側にかけての新入生たちは聞きとれなかった様子。すばやく福田課長が「閉会」を宣言した。この間、わずか十秒。これを知った反日共系学生たちが総長の方へ移動しかけたため、総長は逃げるように式場を出た。このため予定の入学生代表の宣誓、学歌斉唱は取りやめとなった。

〔以下略〕

一三 闘争宣言——五・二三大管法粉碎、大学民主化 京

大一人集會に決起しよう——

〔八四〕

一九六九(昭和四四)年五月二日

闘争宣言——五・二三大管法粉碎、大学民主化 京

大一人集會に決起しよう——

(一)

全京大人のみなさん！

今学内には大学の民主化を要求する声が渦まいています。

カリキュラム編成への学生参加、講義内容の改善、研究体制の民主化をはじめ、大学財政公開、学部長・総長選挙権

の拡大、教授会・評議会の公開、さらには学内におけるあらゆる自治活動・政治活動の自由、団交権・ストライキ権

の確立等々——こうした要求はすべて、これまでの反動的文教政策と「産学協同」路線にたいする根本的批判であり、

旧態依然たる「教授会自治」に固執している大学当局に対する強い不満の現れに他なりません。これらの要求は、単

に学生が「教えられるべき者」としての受動的存在でなく、固有の権利にもとずいて大学の自治を形成する資格をもつ

ものであるという主張に支えられています。また大学院生

は大学の研究体制を支えている「新しい型の研究者」として、職員、生協労働者は、大学に働く労働者として、大学

の管理運営に自らの要求や意見を正しく反映させなくてはならない、という自覚に基礎をおいています。

しかし大学当局は、こうした民主化要求を全学の総意に従って実現しようとせず、文部省・警察権力・財界等々の

圧力に半ば屈服し、「上からの改革」によって事態を糊塗しようとしているのです。

(二)

学内の一部の人々は、「大学解体」「自主管理」等々のスローガンをかけ、圧倒的多数の人々の意見や要求を無視して、「封鎖」や「占拠」を続け、拡大しようとしています。

しかし暴力的に民主主義を破壊しておいて「封鎖」を拡大したところで、大学の民主化が実現される筈がありません。

それどころか、「大学に守るべき自治はない」「大学は解体すべきである」という彼等の論理が、政府自民党の大学介

入と全く軌を一にし、大学民主化を妨害し、困難に陥れているのです。

私たちは今こそ、こうした闘争妨害をはねのけ全学の意志を総結集して、大学民主化の諸要求を実現するために決

起しなければなりません。

政府自民党は、全国的な大学民主化闘争の高揚を恐れ、学内のほんの一握りの人々の「封鎖」や「占拠」などの妄

動を最大限に利用して国民の大学にたいする反感をあおりながら、反動的大学立法措置をはかろうとしています。中教審答申や自民党文教グループの「稲葉試案」を基礎にしてすめられている大学立法は、「大学紛争の解決」を口実にしながら、大学の自治を圧殺し、学内の一切の民主主義的権利を奪おうとするものに他なりません。私達は大学の自治と学問の自由を守る立場から断じてこうした反動的大学立法(事実上の「大学管理法」)を許すことはできません。私達が現在おしすすめている大学民主化闘争に勝利するためには、どうしても政府自民党がかけてくる攻撃を、広範な国民との連帯のもとにはねのけ、「立法化」を阻止しなければなりません。私達が「大管法」粉砕に勝利しなければ、大学民主化は実現しただけでなく、そのために闘う条件が一切奪われてしまうことは火を見るよりも明らかです。

全京大人のみなさん!

戦後三回にわたって勝利してきた「大管法」闘争の経験を生かし、今こそ決起しようではありませんか。

そして、一九七〇年安保沖縄闘争において、大学が全民主勢力の一翼として発言し行動できる展望を今から切り開くではありませんか。

京大五者連絡会議は、五月二三日に、全京大人の半数一

万人が結集する「大管法粉砕、大学民主化、京大一万人会」(十二時、時計台前)を開くことを提起します。そしてまた、大管法粉砕のための全京都規模の集会に、全ての教官、職員、院生、学生、生協、和親会労働者が決起することを呼びかけます。

大学の生死を決する重大な危機にあたって、全ての大学人がこの問題を真剣にうけとめ、セクト的感情をすて、統一と団結の旗の下に結集することを心から訴えるものです。

一九六九年五月二日

京大五者連絡会議

スローガン

- ① 「大管法」粉砕、政府自民党の大学介入反対
- ② 総長選挙権、学部長・評議員選挙権を拡大せよ
- ③ 財政を全面的に公開し、民主的に運営せよ

- ④ 団交権、ストライキ権を認めよ

- ⑤ 評議会、教授会を公開し、提案権、先議権、再審請求権を認めよ

- ⑥ カリキュラム編成への学生、院生の参加を認め、講義内容を抜本的に改善せよ

- ⑦ CLMT等の封鎖、占拠反対、封鎖拡大阻止

(注) (1) Cは教養部、Lは文学部、Mは医学部、Tは工学部を

指す。

一四 五月二二日・二三日の本学の事態について [七]

一九六九(昭和四四)年五月三日

五月二二日・二三日の本学の事態について

五月一四日から二三日午前までに本学において起った封鎖をめぐる一連の事態は、おおむね次のとおりである。

五月一四日(水)午後一時頃から、一部学生により医学部構内の南門および北門にバリケードが築かれ、同構内への立入りが制限された。

翌一五日(木)午後二時頃から、「中教審答申・大学治立法粉碎」を叫ぶ一部学生により、学生部庁舎が一月に一ついでふたたび封鎖された。

ついで、五月一九日(月)午後一時頃から、理学部事務室、五月二一日(水)午後一時頃から文学部仮事務室(一時的)、午後二時頃から農学部林産工学教室、午後九時頃から工学部建築学教室が、つぎつぎと一部学生によって封鎖された。

この事態を憂慮した総長は、翌二二日(木)午後三時頃次の揭示を出した。

(揭示)

最近本学構内の建物の封鎖が拡大されつつある。これは本学の容認できないところである。封鎖を支持する諸君の反省を要望する。

昭和四四年五月二二日

京都大学総長 奥田 東

しかし、なお同日午後四時すぎ、従来のもより危険と思われる鉄パイプ、角材などをもつ学外者を含む学生集団が、教育学部庁舎に押しかけ、これを守ろうとして座りこんでいた教職員、学生を排除して侵入した。さらに、これらの学生に反対の立場をとる学生のいた附属図書館別館に押しよせ、午後五時すぎ同館を占拠した。また、この後、同集団は、本部構内の裏門、西門、北門、東門につぎつぎとバリケードの構築をはじめ、正門のバリケードを最後に午後七時三〇分頃本部構内の封鎖をおわった。

これらの行動に反対する学生らは、北部構内に集まり、本部構内の学生集団と対峙して緊迫状態が高まった。

そこで総長は、二二日午後一〇時頃から翌午前二時頃まで部局長会議を開き、事態の收拾につき意見をもとめた。その結果、このような異常事態に対処する大学側の

姿勢を明らかにすることになり、その具体的措置については総長に一任された。総長は、このような異常事態がつづけば一層の混乱が予想され、教職員・学生の生命の危険も生ずることを憂慮し、封鎖・占拠の学生に対し退去をもとめることとした。そこで、二三日午前六時、東大路通り・今出川通りから学内に向つて次の放送を繰り返して行なつた。

「私は京都大学総長です。

本学を封鎖・占拠している諸君、すみやかに学外に退去しなさい。」

ところが、同日午前六時五二分に至り、機動隊が北側から本部構内にはいり、ついで午前八時頃教養部構内にはいった。

これに対し総長は、ただちに警察側に、このたびの機動隊の学内立入りについて事前に大学側の了解を得なかつたことは遺憾であるとの意を表明した。

なお、機動隊は午前一一時頃全員退去した。

〔注〕 原文は横書き。

一五 封鎖解除に当たつて全京大人に訴える

一九六九（昭和四四）年九月二一日

（掲示）封鎖解除に当たつて全京大人に訴える

バリケードを築き建物を占拠・封鎖していた学生諸君に對して、これまで幾度となく、それらの諸君が自らバリケードを取り除き占拠・封鎖を解除するように要望してきました。しかし、その要望は遂にききいれられず、このほど、警察力の援助をえてバリケードを撤去し占拠・封鎖を解除せざるをえなくなつたことは、誠に遺憾であります。

バリケード封鎖は、大学の本来の使命である研究・教育に大きな支障をきたすものであり、さらに、自由な討議や集会の場を制約し、制度の改革など本学が直面する諸問題について真剣な検討を行なう上での障害となっていました。そればかりか、バリケード封鎖が暴力的行為を助長する傾向が認められました。私は、京都大学全体の責任者として、これ以上封鎖を放置し学園を荒廃させることはできないと判断し、これを解除して、本学を理性の府にふさわしい自由な研究・教育と討論を行なうことができる場としなければならぬと決心したのであります。

私がこのような決心をするまでには、苦慮を重ね、躊躇をいたしました。研究・教育を使命とする大学において、

いかに困難な事態であっても、それを警察力の援助をえて処理するが如きは、極力避けるべきことだからであります。しかし、バリケード封鎖を行なっていた諸君が自主的にこれを解除せず、しかも、学園をこれ以上荒廃させることが許されないとすれば、実力行使の手段をもたぬ大学にとって残された有効な道は、ひとつしかありません。それは、私の責任において、必要な最小限度の警察力の援助をえて、占拠・封鎖を解除することであると考えました。

もとより、このような方法で占拠・封鎖が解除されても、それで現在の大学が直面している問題が解決されたことにはなりません。むしろ、われわれは、ここで、大学をめぐる諸問題を自主的に解決するための新しい出発点に立つたにすぎないと考えます。大学問題の解決は、世上、口にされるほど容易なものではなく、すべての大学人が、大学の改革、研究と教育の新しい場の創造のために、積極的にとりくみ、たゆみなく努力することによつてはじめて達成されるものであります。今回私がとらざるを得なかった処置を諒とせられ、本学の再出発のために総力を結集されることを希望してやみません。

昭和四四年九月二一日

京都大学総長 奥田 東

〔注〕『京大広報』第一五号、一九六九年一〇月二日に掲載。原文は横書き。

一六 京大機動隊入れ封鎖解除 時計塔だけは残る 街頭

ゲリラ、また激化 一九六九(昭和四四)年九月二二日 〔三〇〕

京大機動隊入れ封鎖解除 時計塔だけは残る 街頭
ゲリラ、また激化

【京都】京都府警は二十一日午前六時、前夜出勤要請のあった京大構内に、警視庁と大阪、兵庫、愛知三府県警の応援で機動隊約二千人を動員、六学部と教養部の封鎖されている建物をほぼ全面的に解除した。しかし、全共闘学生数人がたてこもる時計塔は激しい抵抗にあつたため午後六時、解除を打ち切り、二十二日に持越した。この日の騒ぎで、構内外で抵抗した学生や機動隊導入に反対して居残った教官ら計五十六人(うち女七人)が不退去罪などで逮捕された。学外に逃げた学生は京都府警の小型輸送車を火炎びんで炎上させたり、構外で警備中の機動隊に投石するなど、前夜に続き再び街頭でゲリラ活動を繰返した。学生の再封鎖の動きに備えて機動隊約九百人は同夜、構内に駐留した。

機動隊九〇〇人が駐留

大学当局は二十一日午前零時から実施した西部構内、付属病院をのぞく全学内の立入り禁止を二十三日まで延長、この間機動隊が駐留、二十二日の授業は全面休講とした。教養部も二十九日からの授業開講まで立入り禁止にして構内整備をする。

この日の封鎖解除に対し本部時計塔、医学図書館では、徹底抗戦組の学生が火炎びんを投げて激しく抵抗したが、そのほかほとんど学生の姿がなかった。

本部構内へは正門、裏、北門のバリケードを取払って一斉にはいり、文学部の新、旧館、工学部の電気総合館など、時計塔を除いて封鎖の続いていた建物を全部解除した。

午前六時半時計塔の解除にかかった。しかし、せまい階段をセメントで強固なバリケードを築き、近寄るとビールびんにつめたアンモニア液を流して危険なので解除は難航。機動隊は塔の内外からも、ガス弾や放水を続けたものの、日没とともに断念した。

午後七時ごろには吉田参道鳥居付近に集った学生、市民約三百人の中から「時計塔死守隊に呼応しよう」と声上がり、機動隊めがけて約五十分ほど投石が続いた。機動隊

は広報車で数回、解散を命じたが、学生らは立去らないため、同八時ごろこれを追散らし、学生ら八人を公務執行妨害現行犯などで逮捕。この衝突で数人がけがをした。

一方、拠点のひとつとなっていた医学図書館では、学生が火炎びんを多数投げつけて抵抗、機動隊もガス弾と放水で応酬した。周辺は一時火の海となったが、四十分後に抵抗をおさえて解除、三人を不退去罪などの現行犯で逮捕した。封鎖が解除された医学部の三建物の内部は投石用の石などが散乱していたが、本や研究資材はほとんど荒されていなかった。

〔以下略〕

一七 教養部における授業再開の経過について

一九六九（昭和四四）年一〇月二四日

教養部における授業再開の経過について

教養部では、本年四月一五日より、昭和四四年度の授業を開始した。しかし教養部闘争委員会を中心とする学生の妨害に会い、一六日には、登校した教官が、一時尚賢館に閉じこめられるにいたった。

これらの学生たちは、闘争委員会が掲げたいわゆる「八

「項目要求」に答えずして授業を開始するのは、もっぱら学園正常化のみを願うやり方であり、闘争破壊につながると主張した。しかし、「八項目要求」は、教養部の責任で答える内容のものではない上、大学当局からは、いわゆる「団交」の場で、すでに総長が三十八時間におよぶ回答をされていること、さらに教養部への固有の要求は、この間、一度も闘争委員会から出されていないことなどから、上記の要求は、必ずしも射っていないことが指摘された。

しかし「八項目要求」の背後にあるという思想性に対する検討が不十分であり、また、事態の推移に関して新入生へ適切な情報を伝えず、授業を開始したことを反省し、一六日の教官協議会は、一七日からの三日間を学生との討論にあて、従来の時間割に沿った形で、授業担当教官が討論に出席することを決定した。(なお一七、一八両日はたまたま二回生の身体検査日であったので、一般教育科目を中心とする一・二回生合併授業は、例年通り休講することになった)

さらに一八日の教官協議会では、学生の提起した問題に取り組み、話し合いを続ける一方、その間、大学本来の業務である研究、教育を継続していくために、特別講義等を開始することが決定された。すなわち、正規の時間割によ

る授業にかえて、新時間帯による特別講義、講演、セミナーなどを実施すること、これらの講義は原則として午後三時までに終了し、その後の時間は、クラス討論、クラブ活動、自主ゼミなどの自由な活動時間にあてることなどである。

特別講義等は、教官の自由意志を尊重する形で開講され、各教官は得意のテーマについて講義する機会にめぐまれて、内容的にも充実したものであった。学生はどの講義を自由に聴講してもよく、みずから好きなカリキュラムを作成できるようにになっていた。

また、これと平行して、クラス単位、有志単位など、種々の形式のセミナーが開かれ、その数は、特別講義を上回るほどであった。従来からも、Sコースという形で部分的にセミナーは行なわれていたが、これほど多くのセミナーが開かれたことはなかったし、また、これほど学生の自発的な勉強意欲が盛り上ったことはなかった。これらの特別講義、セミナーなどの経験が、新しいカリキュラムに生かされていることは、京大広報第一七号で述べたとおりである。

一方、二月上旬に予定されていた四三年度後期試験は、一部を除いて未了のままになっていたが、六月二一日を提出期限とするレポート試験が実施され、この成績や他の資

料を加えて、昭和四三年度の成績評定が行なわれた。こうして四三年度授業に結末がつけられると同時に、日本育英会奨学金の受給学生に対して必要な単位が確保された。この間、教養部自治会、教養部闘争委員会、学生共闘会議その他の学生との間に、いわゆる「団交」、討論集会、話し合いなどがしばしば繰り返され、教養部の立場や意見の表明、また学生の質問、要求に対する回答が行なわれた。

七月一七日の教官協議会の決定により、同日付で四月二日以来実施してきた特別講義等は中止され、夏休みに入るようになった。夏休み中は、教養部改革の第一歩となる懸案の教授会改組作業が大詰をむかえ、連日の教官協議会の結果、八月九日、教授、助教授、講師、助手、教務職員全員をもって構成する新教授会の成立をみた。(この件については、京大広報第一四号を参照されたい)

九月三日、(西田太一郎)教養部長は、授業再開について、学生に次のような通知を出した。すなわち、学部空き教室利用など、授業再開のための方策を立ててはいるが、なお再開の運びには至っていない事情を知らせ、再開の日取りは、追って発表するむねの内容である。

授業再開の方針は、九月一三日の教授会で正式に決定され、開講日の目標を二九日前後とすること、教養部のバリ

ケード占拠が継続している現状から、学部の空いた教室を利用して授業を行なうこと、従って教室の絶対数が不足するところから、若干の授業を間引きして実施することなどが承認された。

この方針に基づき、「学生諸君へ」と題する一六日付部長書簡、暫定時間割表、「学習指針と教養部案内」などが学生に送付された。部長書簡は、教養部が占拠され、占拠学生への説得が十分効果をあげ得なかった実状を述べるとともに、教養部においてさしあたり実行可能、実現の見込みのある諸改革をあげ、改革への努力についての決意を披瀝し、さらに「大学の運営に関する臨時措置法」に対する評議会の抗議声明(八月四日付)を教養部が支持した旨を報告し、最後に、二九日を目安として、授業を再開することを伝えただけであった。

九月二四日、教授会は、一〇月一日から暫定時間割による授業を再開し、開講二週間後、教養部構内で、正規時間割による授業を行なうことを最終的に決定した。暫定時間割による開講率は、正規時間割の約七〇％である。

一〇月一日より法・経・理・工の諸学部の教室を使用して再開された授業は、心配された混乱もごく少数で、かつ日を逐って混乱もみられなくなった。機動隊も一日に引

き揚げ、一五日からは講義の場所も教養部構内に戻り、正規時間割による授業が、ほぼ平静に実施されている。なお、授業再開にあたり、カリキュラム関係の改革の第一歩として、授業時間帯の変更、セミナーの開始が行なわれたことは、前号の京大広報に所掲の通りである。

〔注〕 原文は横書き。

一八 京大全面正常化へ 医学部の無期限スト解除 〔二九〕

一九七〇（昭和四五）年一月九日

京大全面正常化へ 医学部の無期限スト解除

約一年間にわたって無期限ストの続いていた京大医学部で、八日午後、医学部全学闘争委員会主催の学生大会が開かれ、今までの闘争に一応の成果があったと評価し、さらに強固な青医連統一行動を高めるために、ストを解除することを決めた。

同学部では、医局講座制解体などを旗印に、昨年二月から、学部学生、無給医らがストに突入、助手クラスの医師もつみ込んだ全学的規模で「闘争」が続き、他学部の正常化が進んだとしても、京大最後の「重症紛争学部」となり、昨年十二月中旬から授業が再開されたものの、形式的で、

結局ストのまま「越年」した。

この日、そのストを解除したのは、一連の闘争を通じて医局解体までには至らなかったものの、教授会公開、人事凍結などの要求を勝ちとり、医局体制を大幅に揺るがせることができたこと、成果を評価したため、来月から三月にかけて統一青医連を結成するなど新たな組織固めをしたうえで、さらに医局解体をめざして運動を高めるという。

このスト解除で、同学部の実質的な授業にメドがつき、昨年初めいらい、京大を揺すぶり続けた紛争も、全学的に一応、ピリオドが打たれた。

〔竹本処分問題〕

一九 分限処分の審査について〔抄〕

一九七三（昭和四八）年一月一九日 〔七〕

分限処分の審査について

（1） 本学経済学部竹本信弘助手については、昭和四十七年一月以来連絡不能の状態が続いている。

経済学部では、この問題は、経済学部教官の勤務という視角から取扱われてきたが、長期にわたり竹本助手が

ら経済学部に対して連絡もなく、また経済学部から同助手に対して連絡をとりえない事実にもとづき、昭和四七年一〇月一日をもって欠勤の措置がとられた。

欠勤の措置がとられて以来、三カ月以上なお行方不明の状態が続いているという事実にもとづき、昭和四八年一月一日経済学部教授会で、竹本助手に対する国家公務員法上の分限処分が決定され、その旨経済学部長より（前田敬男）（木原正雄）総長に申出があったので、一月一六日の本学評議会において、教育公務員特例法の規定にもとづき、審査することが決定された。

〔審査の理由〕

文部教官京都大学助手竹本信弘は、昭和四七年一月一日以降無断欠勤を続け、現在なお行方不明である。よって、国家公務員法第七八条第三号により免職することが相当である。

(2) 経済学部教授会が、竹本助手の分限処分を決定するにいたった理由はつぎのとおりである。

竹本助手の分限処分について

竹本信弘助手は、昭和四七年一月九日付「強盗予備」の容疑で指名手配され、以来連絡不能の状態が今日まで

続いている。こうした事態が類例のない異常な性質を持ち、しかもこれに対する学部の措置が大学自治の根幹をなす教官人事に直接関係するものと考えられたので、経済学部としては、あくまで大学自治の原則をふまえて、合法的で正当な措置をとるよう努めてきた。

われわれは、こうした問題を京都大学経済学部における教官の勤務という視角からとり扱うことにした。

経済学部における教官(研究助手を含む)の勤務は、その学問の性質上、学内のみならず学外においても可能であり、管理者が連絡しうる条件のもとの自宅研修を含む校外勤務の慣行が一般に認められているのが現状である。しかも研究助手については、講義・演習ならびに会議出席などの義務がなく、その主たる任務は研究活動に専念することにあると、内規上定められている。

そこで主として、上述のような経済学部教官の校外勤務の慣行を配慮して、長期にわたって欠勤措置をとることをしなかった。その間昭和四七年二月に、竹本助手に対する給与支払の保留の措置をとったけれども、この措置を継続することは法的に妥当でなく、かつ、この問題の処理が大学自治の核心である教官の地位の保障に及ぼす影響を考慮して、出勤措置をとることにした。

この理由については別紙「竹本助手の問題に関する覚書」(昭和四七年三月一六日)参照(1)

しかし、昭和四七年一月以来、長期にわたって、竹本助手から経済学部に対して何等の連絡もなく、また、経済学部から同助手に対して連絡をとりえない状態が続いた。こうした事実にもとづいて、経済学部は、竹本助手に関して昭和四七年一〇月一日をもって欠勤措置をとることにした。

一〇月一二日教官協議会決定。なお、欠勤措置に関する公式の説明については、別紙参照(2)

この時期に欠勤措置をとるに至ったのは、以下のような経済学部教官協議会全員の合意にもとづくものである。すなわち、この問題が過去に類例のない異常な性質を持ち、かつそれに対する措置が教官の地位の保障に関係があること、さらに経済学部における教官の校外勤務の慣行、研究助手の勤務の特殊性からして定時出勤者とは異なった勤務管理、したがって、また、異なった給与法上の措置を採りうることを十分配慮したとしても、本人との連絡不能の状態がこれほど長期にわたって継続しているという事実に直面するとき、われわれとしては、もはやこれ以上出勤措置をとり続けえないということである。

ある。

欠勤措置をとって三か月を経過した今日においても、行方不明の状態が続いている。

経済学部は、大学自治の原則にかんがみ、こうした事実にもとづいて、竹本助手に対する国家公務員法上の分限処分*を提起せざるをえない次第である。

* 国公法第七八条第三号による分限免職

昭和四八年一月一日

経済学部教授会

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

別紙は省略。

二〇 竹本免職処分に全学で反撃 経・文・理では無期ス

トに突入〔抄〕

〔三五〕

一九七三(昭和四八年)一月五日

竹本免職処分に全学で反撃 経・文・理では無期ス
トに突入

京大経済学部教授会は、一月十一日をもって、竹本信弘(滝田修)助手の分限免職処分を決定、それを京大評議会に

上申し一月十六日の評議会での審理を行なうことが決定された。

この処分は、昨年十月一日からの教官協議会の判断による欠勤措置―賃金カット処分後三カ月を経過したことを口実としつつも、その法的根拠としては同助手の「無断欠勤」と「行方不明」を理由とした国家公務員法第78条第3号（その他その官職に必要な適格性を欠く場合：人事院規則の定めるところによりその意に反してこれを降任しまたは免職することができ）に基づいて行なわれたものである。しかし、何故竹本が出勤できないのか（昨年一月以来のデッチあげでしかも別件「強盗予備全国指名手配」とフレイムアップで逃亡を余儀なくされている）を全く無視した形で事務的手続をとり、しかも、それさえも法的に問題がある。（昨年十月の賃金カット処分では出勤状態が確認できないだけであり欠勤と判断するには恣意的要素が含まれる―詳しくは一五九九号参照また今回の処分では勤務実績を問うものではなく、しかも根拠とされている国公法78条3号をもつて、具体的事実として別件逮捕状が出されたことと自分を「適格性の欠如」の理由としているものである。

従って、その処分は、第一に、竹本氏へのデッチあげとフレイムアップによる弾圧、及びそれを利用した反革命的

包圍網^(マヤ)（思想統制の一翼を学部当局が担うことでもあり、あまつさえ、その本質を事務的手続の仮象に隠蔽するものである。第二に国公法第78条第3項^(マヤ)の「レッドパーシ条項」を使用することにも明らかな如く、これを先例に、公務員への新たな処分の形態を作るものである。第三に、こうした教授会の「自己規制―自己規律」の強化をもつて中教審（大管法）路線の貫徹の条件を整えるものである。

現在、教特法の規定に基づき、評議会の審理が開始されたが、しかしこれ自体、被処分者の権利として保障されている（陳述申し立て権）を剥奪された上でのものであり、全く不当である。

経済学部では、経済学部同好会（自治会）の追及に恐怖し、教官は全員学外へ逃亡、二十二日には試験延期を発表し、今日に至っている。

こうした経済学部当局の暴挙に対し、処分白紙撤回を要求し、経済学部では十九日に無期限ストに突入、続いて、文・理も無期ストに、教養部は長期スト、更に全学的なストライキ体制が着々と構築されている。そして、その過程で同時に全学の評議員一人一人と団交をかちとっている。

経済学部 無期限ストに突入 学部長室を占拠す

教官協議会の竹本助手への免職処分、教官の全員逃亡という中で竹本処分白紙撤回の闘いが構築されている京大経済学部では、一月十九日、四時から法経三番教室において約二百七十人という圧倒的な学部学生の結集で学生大会が開催され、処分撤回などを掲げる経済学部闘争委の議案が可決され、無期限ストに突入、同時に学部長団交を要求し、E闘(経済学部闘争委)は学部長室占拠を敢行している。

E闘の議案書趣旨説明と一般討論では、第一に、竹本氏への全国指名手配自身全く無根拠で、それよりもむしろ「竹本」過激派の教祖」というキャンペーンが周辺知識人への恫喝と思想傾向調査家宅捜査、強制「任意出頭」——情報收拾の切りふだになっていることから、これは思想統制的治安弾圧であると共に、それをテコに帝国主義的国民統合を狙うものである。第二に、経済学部当局の昨年二月の賃金保留処分、十月の「欠勤と判明」——賃金カット処分——一月の解雇処分は、経済学部の「自主的判断」の装いの下に、権力の教官レッドバージ攻撃に屈服し更にその末端の担い手として一翼を担うものである。実際今回の処分の基礎となる「勤務状態」の判断は経済学部教官協に既得権としてあり、しかも法的にみれば「勤務状態が確認できない」(教官には校外勤務の慣行もある)のであり無根拠で「欠勤」と

判断するには恣意的意図が必要である。(逆に言えば、教官協が竹本を守ろうとすればあくまで「出勤」と判断してもかまわない権利をもっている、更に犯罪的なのは、この処分が連絡がない——勤務が判断できない——長期にわたっている——欠勤とみなす——賃金カット——解雇という事務処理——人事問題とされる事によって権力の弾圧の意図を隠蔽する役目を果たすことである。しかし、免職処分を執行する法的理由としてはこの決定は「官職に必要な適格性を欠く」の条項をどうしても採用せざるをえず、この処分の本質をますます自己暴露している。第三に、竹本処分とそれの際の教官協の策動は自主規制——自己規律路線として、教官の任期制・定期審査制度導入の前提条件を形づくり、更に学生に対しては、一・十一「告」(経済学部同好会——E闘が竹本処分に關して教官を追及するのを「暴力行為」「講義妨害」「学部自治破壊」ときめつけ、「反省を求めめるため講義を一時停止する」「同好会常任委と話し合うことはできない」という教官協議会の逃亡宣言。それ以来講義、演習は一切行なわれず教官も姿を見せてない)という形で自治活動を制限、制約し、既得権としての団交権も踏みにじる中で「新大管法——筑波新大設置法」に表現される中教審路線をなしくずし的に実質化していかんとするものである。——事が提起され

た。

これに対して、経済学部「全学連」連絡会議(E「全」連)
 Ⅱ民青系)は、竹本処分に關しては、「無責任な竹本の逃之
 糾弾」竹本問題を利用した文部省の学部人事への不当な介
 入を許すな」といいつつ、結局、何も方針が定立しえず、
 全く教官の利害を代表し、反動的敵対を繰り返しつつも全
 くの無方針に学生大衆の失策を^(マツ)かっていた。

その他、ベトナム反戦闘争、入管闘争、狭山闘争につい
 ての討論が行なわれ、E闘、E「全」連の双方から総括討
 論があり、六時から投票による採決に移った。

採決結果は次の通り。

在籍者数 497	定足数 166
投票総数 240	過半数 121

賛	反	保	棄
---	---	---	---

■ E闘提案

141	87	1	11
-----	----	---	----

■ E闘特別決議

122	88	15	15
-----	----	----	----

■ E全連提案

64	160	1	15
----	-----	---	----

可決された「E闘提案」「E闘特別提案」の骨子は、

●「E闘提案」…大管法に道を開く竹本助手に対する免職
 処分の白紙撤回をかつとろう。○中教審—大管法攻撃を
 うちくだけ…をメインスローガンに一月二十日から無期

限ストに突入(二月十四日が第一回日チエックポイント)

●「E闘特別決議」…○教官協議会は竹本助手に対する免
 職処分を白紙撤回せよ○教官協議会は一・十一「告」を
 白紙撤回せよ○学部長は竹本問題に關する公開説明会を
 開け○全教官は直ちに公開質問状に回答せよ……

〔以下略〕

二二 二・一九竹本処分問題討論集会決議 (三五)
 一九七七(昭和五二年)二月一九日

二・一九竹本処分問題討論集会決議 われわれは竹

本処分をゆるさない

(道雄)

去る二月一日、岡本総長は評議会に、審議を停止してい
 た経済学部竹本信弘助手にたいする分限免職処分案の審査
 を再開することを提案し、評議会はこれを了承した。

この審議再開は、一九七三年十二月以降、この問題には
 「十分な理解を必要とするので、時間をいただきたい」とい
 う岡本総長の申し出によつて休止されていた審査の、再開
 を意味する。しかし総長がこの間の問題についての「十
 分な理解」をえたかどうかはまったく明らかにされていな
 い。審査の原案そのものは、依然として旧來のままである。

竹本助手への処分策動は、一九七二年一月、かれが警察の拘束下にある一人物の供述のみを根拠として「過激派」の黒幕呼ばわりされ、全国指名手配されて潜行した直後に、経済学部の手でただちに開始された。同学部は二月、竹本助手への給与支払いを保留した。だがそれは全学的な抗議にあつて翌月に撤回された。一〇月、しかも同学部はあらためて竹本助手を「無断欠勤」と認定して、かれの賃金のほぼ全額をカットしたうえ翌七三年一月、かれの「分限免職」を決議し、評議会へ上申したのだつた。

評議会はこれを受けて、問題の本質についてなんの反省もなく、上申案どおりの「審査説明書」を即座に決定し、「欠席裁判」を開始しようとした。けれども、こうして進行する処分が明らかに思想処分であり、警察権力の恣意を追認し幫助するものであることは、全学的な抗議を呼ばずにはおかなかつた。評議員のなかからも、処分案への異論が続出して、評議会審議は停滞した。

このとき、処分策動者と警察とのゆ着を如実にしめす一事件がおこつた。大学当局が、総長の指示のもとに、竹本処分にかかわる評議会文書を「証拠」として、竹本助手の行方を追う警察にたいして提供するという事件、一九七三年六月のいわゆる「清風荘事件」である。

この事件にたいする自己批判を欠いては、評議会はとうてい公正な審査をおこなうことはできない。評議会はまた、一九七三年二月一〇日付の全学教官有志一三七名の公開要請文にたいしても、なんら納得のゆく対応を、いまだに見せていない。

しかも二月一日から再開された審議は、ことさらに入試前後の慌しい時期に、臨時評議会をも^(一七)頻々とひらいてなされているのみならず、全学の声を反映してなされるべき重大問題の討議を評議員に緘口令をしいてすすめている。これは慎重審議とおよそ逆な、異常な審議のありかたといわなくてはならない。

また、経済学部が処分案を上申してから、すでに四年をへている。その間に学部の教官協議会の構成にも変化があつた。総長は、この問題にかんする同学部の意志に変化がないかどうかを、同学部にたいして確認をもとめる必要があろう。

評議会がこのまま審査を続行し、処分の強行へとすすむならば大学の腐敗はその極に達したといふべきである。われわれ、本日ここに結集した教職員、学生は、処分に反対し、処分案の撤回を強く評議会に要請する。

京都大学全学教官有志

竹本処分問題討論集会、出席者一同

一九七七年二月十九日

〔注〕『京都大学新聞』一九七七年四月一日に掲載。

二二 竹本信弘助手の分限処分についての審査評議会の審

議経過〔抄〕

一九七七（昭和五二）年七月八日

〔七〕

昭和五二年七月八日

竹本信弘助手の分限処分についての審査評議会の審議経過

京都大学総長 岡本道雄

まえがき

去る六月一八日、評議会は竹本信弘助手の分限処分の審査を終了し、同二三日付け官報をもって公告し、その後二週間を経て七月八日をもって本人に免職処分の通知書が交付されたものとみなされました。すでにその概略は、京大広報ならびに総長所感第三によって公表してきたことでありますが、学内の多大の関心をひいた審査であり、休止期間を含めて四年六カ月にわたり、評議会在が慎重、詳細に審議したことでありますので、この機会にその審議の経過

について教職員各位、学生諸君に説明申したいと思います。なお、併せて長期にわたり、度重なる評議会において、公正慎重な審議のため尽力された評議員各位に対し、改めて深甚の謝意を表します。

I 経過の概略

〔前田敏男〕

昭和四八年一月一六日、前総長は、経済学部からの上申に基づき、竹本助手について、「昭和四七年一〇月一日以降無断欠勤を続け、現在なお行方不明である。よって、国家公務員法第七八条第三号により免職することが相当である。」との処分案を審査理由として、教育公務員特例法第六条に基づき、評議会において審査するよう発議し、審査が開始された。同時に同法に基づき本人に交付すべき審査理由その他手続について説明する審査説明書を決定し、併せて本人が行方不明であることにかんがみその交付の方法として人事院規則八一二第七八条の類推適用により官報公告を行ない、公告後二週間を経た日に交付があったものとみなすことを決定し、同月二六日官報公告を終えた。

しかし、同二六日付け官報公告に不備があったので、評議会はその公告の無効を確認したうえ、改めて二月二四日官報公告を行ない、三月一日交付されたとみなされることとなった。

評議会が最初に当面した問題は本人陳述の請求であつた。この請求は、三月一日から一四日後の三月二五日までに行なわねばならないものである。その間に本人からの陳述の請求はなかつたが、代理人と名のる二人からの申出があり、その一つを陳述の請求行為の代理の申出、また今一つを陳述行為の代理をすることの請求として扱うことになつた。しかし、後述のごとく、いずれも代理権の証明に不備があり、その補完を求めたが、遂に補完されなかつたので、交付後一四日以内の本人の陳述の請求はなかつたものとして扱われ、本人は陳述の機会を放棄したものと認められた。その後、参考人の選定や陳述方法について審議のあつた後、九月一八日から実質審議にはいり、審査理由の前段を事実問題とし、後段を法規適用問題とし、審議の過程で生ずる具体的問題は、その都度審議していずれにいれるか選別することにした。また、実質審議の過程で参考人の選定をすることとなつた。

事実問題としては、連絡不能と欠勤認定を論点とするところが決定され、まず連絡不能について審議し、それを一応終了し、欠勤認定の審議にはいった段階で、総長の交替があつた。

同年一二月一八日の総長交替後第一回の評議会において、

本議案については、新総長から、今後議長として議事を進める立場上、さらに理解を深めたうえで審議を行ないたいので、本日を含めて、当分の間、審議を休止することについて了承願いたい旨発言があり、評議会はこれを了承した。このようにして審査評議会は、一時休止することになった。昭和五二年二月一日、総長は、議長として議事を進める立場上必要な一定の理解に達したので、本日からその休止を解き審査評議会を再開したい旨の発言を行ない了承され、再開されることになった。

同時に議長から、関係法令に変化がなく、かつ、審査説明書所掲の審査の理由に記載された事実については、経済学部長からの一月二七日開催の同学部教育協議会において審議の休止中にも変化のないことについて全員の合意を得たとの報告をもとに、これらの事情に変化のないことを背景として、評議会の継続性という見地からも、今後の審議は、休止前の継続議題の審議として進めたい旨の提案をし、承認された。しかし、この間に評議員の交替がなされていることから、休止前の評議会の審議内容について評議会議事録に基づき、議長から詳細な説明があり、質疑応答を行ない、継続審議の実をあげるよう特に配慮がなされた。

さらに、審議については、休止前の評議会において事実

問題のうち連絡不能については審議を終了したと判断されることが了承された。ひきつづいて、事実問題のうち欠勤認定についての審議を進め、欠勤認定について評議会として確認することが諮られた承され、ついで、以上連絡不能と欠勤認定をもって、審査説明書所掲の審査の理由の前段の事実問題を認定することが承認された。

この段階で参考人選定の問題を論ずることとなり、参考人として、竹本富美子夫人を始め数人の候補者を選定し、まず竹本夫人への要請をめぐって、かなりの回数の審議がもたれた。終局的には五月三十一日に塚本誠一弁護士付添いのもとに竹本夫人から参考人としての事情聴取が行なわれ、さらに、六月一日付け書面による陳述の追加があった。

同夫人の陳述内容について詳細に検討したのち、さらに他の参考人を呼ぶか否かについて諮った結果、これをもって参考人からの意見徴取を終了することとした。

なお、審査の最終段階で、数名の本学教官から竹本助手の代理人として陳述する用意のある旨の申出があったが、すでに本人陳述の段階が終了していることでもあるので、この申出は採択されなかった。また、参考人とする提案も成立しなかった。

この間、これと並行して法規適用問題の審議を行なった

が、これまで認定してきた事実問題は、本人の外部に現われた行為・態度という客観的事実の問題であり、これを徴表として、これから国家公務員法第七八条第三号にいう不適格性が推認できるかということが法規適用の問題であり、その推認はこの客観的事実にまつわる諸事情を考慮してなされるべきであるとの態度で審議が進められた。

他方、参考人の陳述に基づき主として事実問題を中心として、再考慮すべき点があるか否かを審議し、事実認定については、特に修正すべきことがないと認められた。

以上の審議をふまえ、去る六月一四日、審査評議会は審議を終了し、ついで六月一八日表決をもって処分案としての審査の理由の内容を可決した。

休止前二六回再開後一七回計四三回の評議会審議のうへの表決である。審査理由の承認についての可否は、評議員の三分の二以上の特別多数決によった。

なお、今回の審査は、刑事事件に触れる面を生ずる可能性もあるので、評議会としては大学自治の観点に立つて慎重な配慮することが申し合わされた。

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

〔学寮問題〕

二三 学寮における当面の諸問題に関する学生部の基本的な方針について

一九八〇(昭和五五)年一月一〇日

昭和五五年一月一〇日

学生部長 翠川 修

学寮における当面の諸問題に関する学生部の基本的な方針について

私は、昨年八月学生部長に就任して以来、学内公認諸団体あるいは学生諸君に対する^(マツ)応待に関して、およそ次のような基本的な方針を明らかにしてきました。

○ 学内公認諸団体あるいは学生諸君との話し合いについては、あらかじめ、期日、時間、場所及び議題などが設定されたうえで、その代表者数名とは何時でも行う。

○ いわゆる大衆団交は行わない。

このような基本的な方針を明示した理由は、双方の話し合いを真に実りあるものにしたいと切望する私の一念によるものであります。

私のこのような基本的な考え方は、学生部学生課教養掛

あるいは厚生課寮務掛などを通じ、また私自身も学生諸君に対して機会あることに明らかにしてきたところであります。

ところが、寮生諸君は団交を要求し、昨年の会計検査の問題に関連して、九月末以降吉田寮及び熊野寮の寮生が大挙して厚生課寮務掛へ押しかけ、職員に対し長時間にわたって詰問し、見解を強要するなどの行為が繰り返された結果、同課の職務の遂行に著しい支障を生じ、また職員の仕事に対する意欲を減退させるような状態になっています。

さらに、熊野寮に勤務していた炊事人の退職に伴う問題についても、同じような寮生諸君による行為が繰り返されました。このような事態は真に憂慮すべきであります。

私は、学生部委員会及び同第三小委員会をたびたび開催し、その審議に基づき、会計検査に伴う問題及び炊事人の補充問題を中心とした学寮の諸問題について、寮生に対する説明会を開くことに決めたのであります。

二月一三日午後、吉田寮及び熊野寮の委員長に対し、説明会のための予備折衝を二月一七日に行いたい旨の提案を電話で行いました。これに対し、寮生諸君はこの提案に応じる気配を見せず、突然二月一五日約五〇名余りの寮生が寮務掛に押しかけ、暴行傷害の事態が発生するに至

ったことは、まことに残念至極であり、遺憾にたえません。そこで、やむを得ず私は、学寮における当面の諸問題に関する学生部の基本的な方針について、以下の通り文書で明らかにしたいと思います。寮生諸君の理性と良識を信じ、諸君の理解と協力を切に期待する次第であります。

1. 在寮者の確認について

昭和五十四年度における吉田寮及び熊野寮の入退寮者の確認は、未だに行われておらず、全く不明であります。

国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年五月二二日制定)等に基づき、入寮者については、寄宿料債権の発生手続きをする必要があります。この手続きが完了していない者については、正規の入寮者として扱うことができないうえ、国有財産の使用の見地からみても極めて重大な問題であります。

従って、昭和五十五年一月三十一日までに昭和五十四年度における入退寮者の実態を明らかにし、在寮者の正確な名簿を提出されるよう強く要求します。

2. 寄宿料の納入について

国立学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年四月一日制定)の定めにより、寮生は

寄宿料を徴収されることになっております。寄宿料は、吉田寮については月額一〇〇円、熊野寮については月額三〇〇円であります。京都大学学生寄宿舎規程(昭和三十四年二月制定)によれば、毎月一〇日までに納入することになっておりますし、そのあらまは、京都大学学生便覧にも記載されております。

従って、寮生は寄宿料を納付しなければならぬ義務を負っていますが、再々の督促にもかかわらず、昭和五十四年二月三十一日現在、未納額が四六九、七〇〇円にも及んでいます。

3. 国有財産及び物品の管理について

国有財産法(昭和二十三年六月三〇日制定)及び物品管理法(昭和二十二年五月二二日制定)等の法令に基づき、国の機関は国有財産及び物品の管理を適正に行わなければなりません。従って、大学は必要の都度、学寮の施設の状況調査及び物品の調査を行います。

4. 炊事人の人件費等について

昭和三十九年二月一八日付けの文部省通達に基づき、寮生の炊事のための炊事人の人件費を国費で負担す

ることは、予算の適正な執行とは認められないとされております。

このことは、特に昭和四七年にもすでに会計検査の際に強く指摘され、また昨年の会計検査において本学の実態は厳しく指摘されたところであります。

また、今日全国の国立大学学寮の状況等からみて、今後退職する炊事人については、国費による補充は不可能であると思います。

この結果、学寮の食堂の運営面に関しては、給食回数の変更とか寮生負担による炊事人の雇用あるいは自炊設備の設置など、考慮せざるを得ない状況となつてまいりました。

また、退職者の退職手当金については、国家公務員等退職手当法(昭和二八年八月八日制定)、同法施行令(昭和二八年八月二五日制定)の該当規定による措置以外には考慮することはできません。

5. なお、学寮に勤務する職員も学生部の職員でありますから、当然職員に関する問題は、学生部において所掌すべき事柄であることは論をまちません。老朽寮の改築等の措置について

吉田寮等は老朽化が著しく、すでに危険建物にな

つています。従つて、早急に改築等の措置を講ずる必要があります。改築の条件その他について寮生の代表者諸君と建設的な話し合いを行いたいと念願しております。とくに、吉田寮の寮生諸君はこの点をよく認識し、前向きの検討を始めるよう、ここに提案する次第であります。

おわりに、寮生が大挙して学生部厚生課へ押しかけ、職員に対し、長時間にわたつて詰問を行い、ばり・雑言を浴びせるなどの状態は、職員が肉体的にも、精神的にも疲労し、職務の遂行に極めて著しい支障を与えることとなります。今後、このような行為を繰り返すことのないよう、改めて、三たびここに警告を行うと同時に、寮生諸君の節度ある行動を強く希求するものであります。

〔注〕『京大広報』第一九〇号、一九八〇年二月一日に掲載。
原文は横書き。

二四 本学の学寮問題について〔抄〕

一九八二(昭和五七)年九月

〔表紙〕
「本学の学寮問題について」

目次 京大学学生部長 北川善太郎

はじめに……………	2
学寮問題に対する「基本方針」と在寮期限……………	2
学寮問題の動向と課題……………	3
1. 寮生との話し合いに関する経過……………	3
(1) 現在までの推移……………	3
(2) 問題点と今後の課題……………	4
2. 在寮確認、寄宿料納入に関する諸問題……………	4
(1) 現在までの推移……………	4
(2) 問題点と今後の課題……………	5
3. 費用負担に関する問題……………	5
(1) 現在までの推移……………	5
① 女子寮風呂代値上げ問題……………	6
② 吉田寮厨房ガス化問題……………	6
③ 熊野寮厨房ガス化問題……………	6
(2) 問題点と今後の課題……………	7
今後の方向……………	7
昭和五十七年九月……………	—
はじめに……………	—

本学の学寮問題の歴史は長い。関係者の長年にわたる真摯な努力にもかかわらず、多少の改善はみられるとはいえず、現在においても問題解決のきざしがみえるまでにはいたっていない。現状を見るかぎり、吉田寮等の老朽化と熊野寮の居住施設の劣化は進み、学寮定員に比べてその利用率はきわめて低く、寮生側が入退寮権なるものを主張しているために在寮生の確認は十分出来ていないし、月一〇〇円、三〇〇円の寄宿料を支払わない寮居住者が多数いるという状態である。また、寮生の私生活のための光熱水費や炊事人の人件費等の費用も国費から支出しているのである。経済的にきわめて困窮な寮生に対する援助が必要であるとしても、このことが学寮の現状を正当づけるものではない。

このような現状に対して、その衝に当る者として責任を痛感してきたが、もし、現状のまま推移するならば、あまり遠くない将来において、本学から学寮の大半がなくなる可能性もないとはいえない。そうした事態が生ずることは、もとより好ましいことではない。それでは、この問題に対してどのように取り組むべきであろうか。この問題の解決のためには、従来より数々の努力が積み重ねられてきたところである（最近では京大広報一九〇号、二二〇号、二二一号にその一端がうかがえる）。それを受け継ぐなかで学寮問

題に関して、本学としての「基本方針」を確立し、そのもとで、具体的対応を一步一步進める方向がよいと判断し、これまで学生部委員会や学寮担当の第三小委員会を中心に審議を重ねてきた。

その結果、つぎのような「基本方針」に従って学寮問題の解決に取組むこととなった。すなわち、

「本学における学寮管理の正常化と老朽寮の問題は、放置しえない状態にいたっている。これをすみやかに解決するため、新寮の建設を含めて、学寮の正常化を実現していくことを本学の基本方針とする。」

そして、この「基本方針」にもとづき具体的措置を進めるために、在寮期限の設定をふくむ一連の措置を講じていく必要があると考えている。

学生部長として、この際、これらの点について説明をし、かつ、これまでの学寮問題に関する動向を報告するのが相当であると考えてこの文書をまとめることにした。本学教職員各位及び寮生や学生諸君の理解と協力をえて、本学学寮の正常化の努力が一日も早く結実することを願いつつ本文書を発表する。

学寮問題に対する「基本方針」と在寮期限

学生部長就任以来、何回となく学部ごとに学部長・学生

部委員を中心とする意見を求めながら従来からの学寮問題の検討経過、それに対する方策、これらの問題点を、学生部委員会、同第三小委員会において検討した。そのなかから、学寮問題を真に解決するためには、大学としての「基本方針」を決めるべきであるという考え方が生まれた。

そこで、学生部長は、総長と緊密な連絡をとりつつ、数十回にわたり学生部委員会、第三小委員会を開催し、学生部委員会として、学寮問題に関して本学のとるべき方向について案をまとめた。

この学生部委員会の案が、学生部長により部局長会議で報告され、さらに、同懇談会で数回にわたり慎重に検討された。その結果、前述の「基本方針」が同懇談会において了承されるにいたった。再度引用すると、「本学における学寮管理の正常化と老朽寮の問題は、放置しえない状態にいたっている。これをすみやかに解決するため、新寮の建設をふくめて、学寮の正常化を実現していくことを本学の基本方針とする」。現在の時点から見ると、学寮管理の正常化と老朽化により学寮の効率的利用が著しく妨げられているのであり、この「基本方針」の枠組みのなかで学寮の正常化を実現するための一連の措置を講じていく、こうするものである。

学生部委員会としては、この「基本方針」の了承によって、学寮問題解決のための枠組みがかたまる段階を迎えるにいたったと判断し、「基本方針」を具体化するための在寮期限について検討した。

ここでいう在寮期限はつぎのような内容の方策である。すなわち、本学は学寮の管理状態が不正常であることに加えて、木造の老朽寮をかかえているので、これらを解決するため、在寮期限を設定し、期限がくれば、老朽寮は寮としての使用を廃止する。それと併行して、在寮期限の到来にあわせて、新しい学寮の建設に努める。熊野寮は老朽寮ではないが、第二段階として、同種の措置を講ずる。

〔以下略〕

〔注〕 原文は横書き。

二五 70年の歴史 灯を消すな 京大・吉田寮61年に廃寮

評議会決定

二九

一九八二(昭和五七)年二月一日

70年の歴史 灯を消すな 京大・吉田寮61年に廃寮

評議会決定 学生50人座り込みビケの職員ともみ

あう

永井道雄元文相らもかつて寮生として起居し、七十年の歴史を持つ京都大学の学生宿舍吉田寮(東、西寮)は京都市左京区吉田近衛町Ⅱが六十一年三月末で廃寮になることが、十四日開かれた京都大学評議会(議長・沢田敏男総長、評議員四十七人)で決まった。吉田寮は他の寮と同様、「自治権」を主張する学生側と、「管理の正常化」を打ち出した大学側とが対立、紛争のタネとなっていた。学生側は「廃寮を認めず、自治寮としてやっていく。強行は許せない」と態度を硬化させており、今後、寮問題をめぐる紛争は一層激化しそうだ。

京都大学評議会は、この日午後一時半から、大学本部管理棟二階の大会議室で開かれ、沢田議長(総長)以下四十二人が出席、懸案の学寮問題について討議した。この結果、吉田寮(東、西寮)の在寮期限を四年後の六十一年三月末とし、以後は廃寮にすることを決めた。これについて同評議会は「学寮として存置・使用し難い状況にある」ことを理由にあげており、沢田議長はこれについてのコメントを避けた。

一方、吉田寮生を中心とする学生側約百五十人は、評議会が開催された本部管理棟に詰めかけ「吉田寮廃寮粉砕」

「評議会開催阻止」を呼び同棟二階の会場の大会議室前廊下などに座り込んだ。これに対し同大学職員らがビケを張るなどしたため、一時は怒号が飛び交って騒然とし、小ぜり合いで木製の階段手すりが破損され、学生数人がけがを負うなどした。

廃寮が決まった吉田寮は熊野寮など京大の四寮の一つ。東寮と西寮に分かれ、いずれも木造二階建て、計五千八百七十七平方メートル。定員は二百二十三人。東寮は京大学生寮として大正二年に建設され、西寮は大正九年と同十二年に京都織物女子寮としてつくられ、昭和三十四年に京大の学生寮になった。過去の寮生には永井道雄元文相（昭和十九年、京大卒業）も含まれ、巣立った学生は多い。だが最近では老朽化が目立っていた。

同大学の話では、吉田寮の寮生届け出人員は二十九人だが、現在推定百十五、六人が居住。一人月額百円の寮費も未払い者が多く、昨年度の光熱、人件費の寮生負担額千二百四十七万円のうち、支払われたのは六万七千円だけという。

寮の自治権問題からみ、学寮問題は京大でも三十九年ごろから紛糾しており、このため大学側はことし九月「学寮管理の正常化と老朽化の問題は放置できない。新寮の建

設を含めて正常化を実現していく」という「基本方針」を決定した。さらに「在寮期限を設定し、期限がくれば、老朽寮は寮としての使用を廃止する。併行して、学寮の建設に努める」と廃寮化を打ち出しており、今回の決定はこの方針に沿ったもの。

一方、学生側は「沢田総長は就任以来、一度も話し合いをせず廃寮を強行しており許せない。寮は生活の場であり、自分たちで管理していくものと考える。今回の措置は大学の治安強化と学生のイエスマン化策に他ならない。受益者負担というが、親からの仕送りが全くない学生もあり、これら低所得者が大学に来れなくなる。貧乏学生は大学に來るなどというのか」と猛反発。今後、あくまで吉田寮に住み続けていく方針を示すなどしており、学寮問題をめぐり学内が一層紛糾するのは避けられない情勢だ。

二六 アピール 寮闘争に連帯を

一九八三（昭和五八）年四月一日

〔三五〕

アピール 寮闘争に連帯を

吉田寮・熊野寮自治会

昨年の12月14日評議会において吉田寮の「在寮期限」が

決定された。今年に入って、京大当局は四寮に負担区分強要に躍気になっている。これらはすべて、我々が貫いている寮自主管理を解体させようとする攻撃である。

78年以前は、寮についての問題は全て寮生と当局(学生部長)との話し合いによって決定されてきた。我々は、自主管理の根幹をなす入退寮権を始め、負担区分の不適用、寮内労働者の大学雇用等について寮生の考えを当局にぶつけ我々の要求を勝ちとってきた。ところが、78年、学生部長沢田(現総長)は、従来の確約の一方的破棄と、団交拒否を宣言した。それ以来当局は、「民主的手続き」をかなぐり捨て、一方的「決定」「通告」を繰り返し、寮生の主張は警察権力を使ってまでも圧殺しようとしているのだ。

我々の寮自主管理とは、自分たちの生活は自分たちで決めていく事、そしてその中で自らの存在の社会的意味を問い直していく事に他ならない。当局はこの我々の自主管理を何としても押し潰そうとしているのだ。

入退寮権剥奪を許さないぞ

この自主管理の最も重要なものに、入退寮権の問題がある。現在は、寮自治会が面接選考を行い、入寮者を決定して、その結果を京大新聞紙上において全学に明らかにしている。ところが、大学当局は、今我々が責任をもって行使

している入退寮権をとりあげようとしているのだ。入退寮権を当局がにぎったらどのような事態がおこるのか。四年間で卒業できない者は退寮、政治活動に関わった者は退寮、過去に罪を犯した者は入寮不許可等々、これらは実際に他大学の寮で行われている事なのだ。現在の社会体制が要求している人間(＝従順な労働力)とはならないと思われる人物は寮から排除する大学から排除するという事なのだ。そこまでして、寮を資本の思い通りに管理しきろうというのである。

京大に於て、この攻撃はどのように行われてきたか。80年1月、学生部は寮自治会に対して突然、名簿提出を強要してきた。我々がこれを拒否すると、その後学生部は寮生個々人とその親元に「在寮者確認文書」を送りつけてくるようになった。これは、「入退寮権は学生部長にある」とした上で「在寮している者はその旨を学生部長に届け出なさい」というものである。現在まで、学生部はこの文書を80年10月、81年6月、82年7月の三回に渡って送付している。その都度我々は全寮の討論を踏まえこの提出を拒否してきた。このような我々の闘いに、学生部は「あなたを寮生と認めません」という文書を送りつける事で応えたのである。我々は、入退寮権を自らが行使する事、そしてその結果

を京大新聞に発表する事については何ら不都合がないと考える、当局が何を言おうと、自治会が責任をもって選考を行い入寮を認めたものはすべて寮生である。

我々は当局の不当な入退寮権剥奪攻撃と闘い、寮自主管理を守っていく決意である。

負担区分強要と闘うぞ

現在、寮にかけられている攻撃の一つとして、負担区分の問題をとりあげなければならない。我々は主に次の二点において負担区分適用は認められないとしている。

第一に、それは学寮の厚生施設としての意義を破壊するものであること。現在でも、経済的理由で進学をあきらめねばならない者が多数存在する。学寮への負担区分適用は、このような人々をなおのこと大学に来れなくさせる事は明らかである。例えば、筑波大学の寮では、電気代を除いて月九五〇〇円もの負担区分を支払われている。これは、毎年スライド制で値上げされる。このような学寮はその厚生施設としての役割を十全に果たし得ない。

我々が負担区分適用を阻止してきた第二の理由は、それが「受益者負担主義」に裏打ちされて出されてきたものであるからだ。「自分で使ったものは自分で払いなさい」というのが当局の言い分である。つまり、寮に住む事によって

寮生は「益」を得ているのだからその分を負担せよと言うのだ。しかし、このようにして使われる「受益者負担主義」は安易にうけいれていいのだろうか。歴史的に見るならば、この「受益者負担主義」は60年代、国家がそれまで負担していた様々な事柄を人民に転嫁する「論理」としてもち出されたものである。現在、行革の名のもと、人民の諸権利が剥奪されつつある。この中で声高に叫ばれているのも「受益者負担の原則」だ。

当局は、貧しい学生に負担区分を強要するという自らの行為の不合理性を覆いかくすため、次のように言う。「どうせ君たちは大学を出ればいい企業に入っていい給料をもらえるのだから、今は少しぐらいの金を払ってもいいだろう。」この言い分の中にあるのは、大学生は将来の高級労働力としてのみ期待されているという事実である。資本にとって役立つ人材となる事——その限りに於て我々は「大学生」として認められるのだ。それならば、我々が大学教育を受けるために寮に入る事、これによって益をうけるのはまぎれもなくブルジョワジーである。「受益者負担主義」は、それをおおいかくし、「益」をうけるのがあたかも我々であるかのように言いぐるめるイデオロギーなのだ。

以上の理由から、我々は負担区分強要攻撃と徹底して闘

いぬいてきたのである。

我々の闘いはどう闘いぬかれてきたか

入退寮権の問題にしても、負担区分の問題にしても、78年以前は我々と当局との間に確約が存在しそれに基づく寮運営がなされていた。(即ち、入退寮権は我々が保持する、負担区分は適用しない)78年確約破棄宣言以来、学生部は負担区分強要を一つ一つ既成事実化せんとする様々な攻撃をしかけてきた。それが炊フ後任不補充であり(この結果、炊フさんへの労働強化は著しい)、厨房内設備改善を取引条件とした食堂ガス代強要であり、暖房停止措置であった。

このような学生部の攻撃に対し我々は学生部長団交戦取を軸に反撃を行った。全学一〇〇〇名の団交要求署名、ヤグラ建設、無期限座り込み、96時間ハンスト。このような我々の闘いに呼応した各学部での学部長団交、このような状況の中で、83年1月、神野^博学生部長は団交に応じざるを得なかった。この団交の中で、負担区分粉砕の論理を真向から掲げた我々の主張に対し、神野学生部長は一言も反論できず、「話し合いによる結着のつくまでは負担区分の請求をしない」という確約を交したのである。

現在、学生部は「確約は破棄した」として、炊フ配転^{II}寮食堂閉鎖を恫喝に負担区分強要をなしくろうとしている。

このような理不尽な当局のやり方を、我々は徹底して弾劾する。

我々の闘いに注目を

昨年12月の吉田寮在寮期限「決定」は、これまでの自主管理闘争の総体を解体せんがために、寮そのものを潰してしまおうとするものである。我々は「老朽寮の建てかえ」をよそおったこの「決定」を絶対に許さない。

今後、学生部は文部省の命令の忠実な執行人として、様々な廃寮策動をめぐらせてくるであろう。我々は、これと断固対決し、寮に住みぬき、自主管理を守りぬく。全学の諸君の闘争への連帯を訴える。

二七 吉田寮在寮期限設定に伴う一連の措置の完了について(所感)

一九八九(平成元)年七月七日 [三]

吉田寮在寮期限設定に伴う一連の措置の完了について(所感)

平成元年七月七日

総長 西島安則

この度、平成元年(一九八九)四月一八日の評議会におい

て、吉田寮の在寮期限設定に伴う一連の措置の執行を完了したことが承認されるに至る間の経緯は、本学の学寮の歴史において一つの時期を画したものであると考えている。学寮(学生寄宿舎)の歴史は、本学の創立と同時に始まっている。

それより以前、今からちょうど一〇〇年前の明治二十年(一八八九)に、第三高等学校寄宿舎、食堂、賄所及び浴室がこの吉田の新しい校地の松林の中に建設された。現在の本部構内、百万遍の裏門を入った左側の所であった。

明治三〇年(一八九七)に本学が創立され、この寄宿舎を譲り受けた。そして、学生寄宿舎は学生の研学修養上の重要な機関として位置付けられた。寄宿舎生活における各学生(寮生)の自由と寄宿舎の自治のあり方については、この初期の頃からその理想と現実との間に揺動があつて、木下廣次初代総長の時に、寄宿舎の一時閉鎖の後の再開明治三九年(一九〇六)にあつて出された告示にも、「大学寄宿舎が学生の研学修養上重要な一機関たるべき所以のものは、在舎生が特に規律あり制裁ある一つの切磋団体を組織するに在つて存す」と述べられている。

昭和六〇年(一九八五)二月一日、私が総長に就任した時、吉田寮の在寮期限として設定されていた昭和六一年

(一九八六)三月三十一日は、わずか三ヶ月半後に迫っていた。まず、在寮期限の到来の時に、強制的に吉田寮の寮生を退去させ、吉田寮を老朽建物として機械的に撤去することは、本学の学寮問題の基本的な解決にはつながらず、かつ、在寮期限設定に至る本来の趣旨に沿うものでもないと考えた。そして全学的事項に関する大学の意思決定機関である評議会の決定を尊重して、その基底にある趣旨を実現するために、本学の学寮の歴史を振り返り、京都大学らしい解決方法を熟考した。その結果、当時の朝尾直弘学生部長と十分協議の上、在寮期限「執行中」という基本方針を採る決心をした。これは、昭和五五年(一九八〇)のはじめ以来、昭和五七年(一九八二)の末の評議会で在寮期限が設定されるに至る経緯をふまえるとともに、より永い学寮の歴史を深く思慮しつつ寮生による学寮の伝統的な自治を尊重し、解決の道を誤ることのないよう慎重に進めようというものであった。誠意をもって寮生と話し合つて行くなかで、自治の原則に沿った解決への熟成の時が必ず来ることを固く信じていたのである。

寮生との間で厳しい状況の中にもお互いに心を開いた話し合いを持ちうる環境の生まれることが大切であった。寛田知義学生部長、ついで河合隼雄学生部長の在任中、学生

部委員会、特にその第三小委員会委員及び学生部の寮担当職員と寮生との話し合いが続けられ、寮生諸君は寮の自治のあるべき途を求めて苦悩した。そして、状況は次第に熟してきた。昭和六三年（一九八八）八月四日の吉田西寮第四棟の撤去は重要な契機であったと考えている。吉田西寮第四棟は、かねてから老朽化の最も激しい建物で、私も学生部長在任中は、台風の子報が出て風が強まると心配でよく夜中でも寮へ走って行き、寮生と共に台風の過ぎるのを待ったことがあった。この吉田西寮第四棟の撤去に際しては、緊迫した空気ではあったが、河合学生部長、学生部委員が現場で寮生と話し合い、吉田寮寮生大会の結論を待って作業が開始された。その夜、学生部の会議室で学生部委員、学生部職員が集って懇談した。皆撤去作業が終ったということよりも、その一日の経過の中で寮生との間に開かれた確かな心のつながりを感じることができたのである。その喜びで涙を流している教職員もあった。それは長い間延々と続いた暗いトンネルを一步一步と歩んでいるうちに、その行く先に確かな明りを見る思いであった。

昭和六三年（一九八八）一〇月一七日の学生部委員会において「本年度中に在寮期限設定に伴う吉田寮問題の解決をみるよう努力する」という基本方針が決定されたのは、そ

のような時の成熟の結果であった。吉田寮生と学生部委員との間でさらに度々話し合いが続けられ、一月から翌年の二月にかけては河合学生部長と吉田寮自治会との話し合いが重ねられた。そして、その中で次第に具体的な解決への道が浮かび上がってきた。吉田西寮の撤去と吉田東寮の補修という当面の方策が練られる中で、吉田寮の将来像についても論議が深められた。

平成元年（一九八九）一月三日、吉田寮自治会が真剣な討議の結果として、要求書を河合学生部長に提出した。そしてそれに応じて、同日、河合学生部長から回答書が出され、これを基礎にしてさらに具体的な話し合いが進められた。平成元年（一九八九）三月二五日、吉田寮自治会との合意に基づいて、吉田西寮の第一棟及び第二棟が撤去された。そして三月二七日付けで「吉田寮入寮禁止措置解除」が公示された。この間、吉田東寮の一部補修も行われ、また四月一四日には吉田寮入寮者名簿が提出され寄宿料が納入された。

平成元年（一九八九）四月一八日開催の評議会で、佐野哲郎学生部長よりこれまでの経過が報告された。総長は評議会に対し、在寮期限の設定に関連した全ての措置を終了したことの承認を求め、これが承認された。

この間になされた多くの関係者のたゆまぬ努力と全学の理解と協力によって、京都大学らしい学寮の歴史の中で意義ある一歩が踏み出されたものと私は信じる。心をこめてこの問題の正しい解決のために力を尽してくださった関係者の皆様に深い感謝の気持ちを表したい。

〔注〕『京大広報』第三七五号、一九八九年七月一〇日に掲載。
原文は横書き。